

# 2020 あきたの下水道

〔資料編〕



下水道マスコットキャラクター  
「スイスイ」

秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

あきたの下水道の本編については、県のウェブサイト  
「美の国あきたネット」の下水道マネジメント推進課の  
ページからダウンロードできます。  
URLは「<http://www.pref.akita.lg.jp/gesuido/>」です。



下水道等（公共下水道、農業集落排水等、合併処理浄化槽）の生活排水処理施設は、汚水の処理・トイレの水洗化といった生活環境の改善はもとより、河川などの公共用水域の水質保全や資源循環型社会の構築に不可欠な社会資本であり、早急な整備が求められています。

このため、秋田県では平成28年度に「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想（第4期構想）」を策定し、各種処理施設の有する特性等を踏まえ、効率的かつ適正な整備手法を設定することにより、令和17年度末の普及率目標を95%として整備促進に努めています。

本資料編は、下水道等の整備の実施状況、今後の計画等について表やグラフ形式でまとめたものであり、より多くの皆さんにご活用いただき、今後の下水道等の整備について、ご理解を深めていただければ幸いです。

秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課長

目	次	Page
<b>1. 第3期ふるさと秋田元気創造プラン</b>		
(1) 概要	.....	1
(2) プランにおける下水道事業の位置づけ	.....	1
<b>2. あきた循環のみず推進計画（広域共同化）</b>		
(1) 概要	.....	2
(2) 広域共同化の取組	.....	2
<b>3. 汚水処理整備状況</b>		
(1) 秋田県の生活排水処理整備		
1) 秋田県生活排水処理構想（第4期）		
① 市町村別 全体フレーム	.....	3
② 市町村別 全体フレーム普及率	.....	3
③ 市町村別 令和17年目標	.....	4
④ 市町村別 令和17年目標普及率	.....	4
2) 汚水処理人口普及率		
① 令和元年度末 市町村別汚水処理人口普及率	.....	5
② 令和元年度末 秋田県汚水処理人口普及率	.....	6
③ 令和元年度末 市町村人口規模別普及状況	.....	7
④ 汚水処理人口普及率推移グラフ	.....	8
⑤ 令和元年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）	.....	9
(2) 秋田県の下水道		
1) 下水道のあゆみ	.....	10
2) 流域下水道の状況		
① 流域下水道事業の実施状況	.....	11
② 流域下水道事業の概要	.....	12
3) 公共下水道の状況		
① 公共下水道事業の実施状況	.....	13
② 令和元年度末 下水道処理人口普及率	.....	14
③ 令和元年度末 下水道整備率	.....	15
④ 令和元年度末 下水道接続率	.....	16
⑤ 県代行・県費補助の実施状況	.....	17
⑥ 公共下水道事業の計画概要	.....	18
4) 下水道終末処理場の概要	.....	19
5) 下水汚泥の状況		
① 下水汚泥の処理処分状況	.....	20
② 下水汚泥の現状	.....	21
(3) 全国の汚水処理人口普及状況		
1) 都道府県別普及状況	.....	22
2) 都道府県別汚水処理人口普及状況	.....	23
3) 都道府県別下水道処理人口普及率	.....	24
4) 人口規模別下水道普及状況	.....	25
<b>4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況</b>		
(1) 下水道使用料	.....	26
(2) 受益者負担金	.....	28
(3) 水洗化助成・貸付制度	.....	30
<b>5. 水質の規制状況</b>		
(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）	.....	32
(2) 放流水に対する規制（排水基準）	.....	33
(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分	.....	34
<b>6. 農業集落排水施設</b>		
(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ	.....	35
(2) 農業集落排水施設 地区(処理区)一覧表	.....	36
(3) 令和元年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率	.....	37
(4) 令和元年度末 農業集落排水施設 整備率	.....	38
(5) 令和元年度末 農業集落排水施設 接続率	.....	39
(6) 農業集落排水施設 使用料	.....	40
(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度	.....	41
<b>7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等</b>		
(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表	.....	42
(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率	.....	43
<b>8. 合併処理浄化槽整備事業</b>		
(1) 合併処理浄化槽整備事業概要	.....	44
(2) 法定検査の実施状況（第7条及び第11条検査）	.....	45
(3) 合併処理浄化槽施設 使用料	.....	46
(4) 合併処理浄化槽 補助金制度	.....	47

# 1. 第3期ふるさと秋田元気創造プラン

## (1) 概要

秋田県では、時代の潮流や社会経済情勢を踏まえ、時代を先取りした取組を積極的に展開することにより、人口減少を克服するとともに、「時代の変化を捉え力強く未来を切り拓く秋田」を創り上げていくことを目指し、平成30年度から令和3年度までの4年間における新たな県政運営指針として、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を策定しました。

計画では「4つの元気」の創造を目指し、本県の先進性や優位性を最大限活用しながら、『6つの重点戦略』に基づく施策・事業を総合的に展開します。

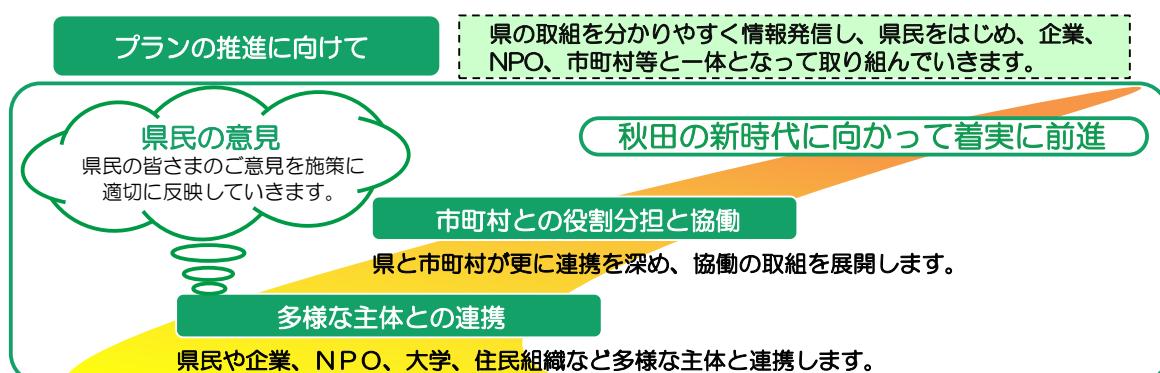


また、県民の基礎的な生活環境の整備を図るため、着実かつ継続的に取り組む政策分野について、基本政策として『4つの分野』に整理・体系化し、着実に推進します。

## (2) プランにおける下水道事業の位置づけ

重点戦略1「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」において、県・市町村間の協働推進が掲げられています。下水道事業については、平成28年度に見直し策定した「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」の施策を推進し、流域下水道を核とした汚水・汚泥処理の広域共同化に取り組んでまいります。

また、基本政策『4つの分野』の「3 安全・安心な生活環境の確保」の中に、公共用水域の水質保全に不可欠な下水道など生活排水処理施設の整備と、人口減少下における行政サービスの水準の維持に向けた施設の集約・再編を位置づけています。



## 2. あきた循環のみず推進計画(広域共同化)

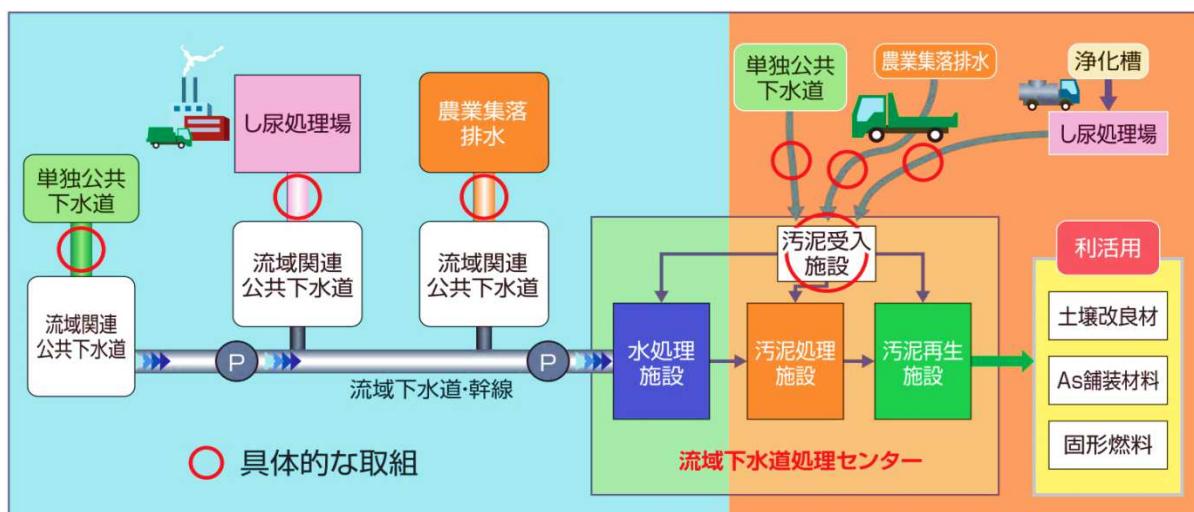
### (1) 概要

人口減少や少子高齢化の急速な進行、ひっ迫する地方財政等の環境の変化から、県内の生活排水処理事業者単独での事業運営は困難となる事が見込まれたことから、経営基盤の強化とサービスの継続的な提供を目的とし、県と市町村が共有する施策を図る行動計画として「あきた循環のみず推進計画」(H24)を策定しました。

現在は、「生活排水処理の広域共同化」をより効果的に行うため、H28に見直し策定した「あきた循環のみず推進計画 2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」に基づき推進中です。

### (2) 広域共同化の取組

#### 1) 広域共同化のイメージ(流域下水道処理施設を核とした広域共同化)



#### 2) これまでの取組

- H22** 秋田県生活排水処理事業連絡協議会(県、全市町村)を設置し広域共同化について協議
- H24** 「あきた循環のみず推進計画」を策定し公表
- H28** 「あきた循環のみず推進計画 2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」を策定し公表

R2.4現在、農集排18地区、し尿処理場1箇所を広域共同化済み（下水道接続）

#### 3) これからの取組

- 流域下水道と秋田市単独公共下水道の処理区統合事業(統合目標 R2)  
秋田市単独公共下水道を流域関連公共下水道に接続し、汚水を流域下水道で処理
- 県南地区広域汚泥資源化事業（供用目標 R7）  
流域下水道処理場内に汚泥資源化施設を設置し、県南地区の流域下水道終末処理場、公共下水道終末処理場及びし尿処理場から発生する汚泥を集約処理  
(対象4市2町1組合)
- 事業運営の広域共同化検討(H26～)  
県と市町村が設置する「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」において、今後の事業運営のあり方について検討

### 3. 污水処理整備状況

#### (1) 秋田県の生活排水処理整備

##### 1) 生活排水処理構想 (第4期)

###### ① 市町村別 全体フレーム 令和17年 (整備手法別 処理人口・処理区数)

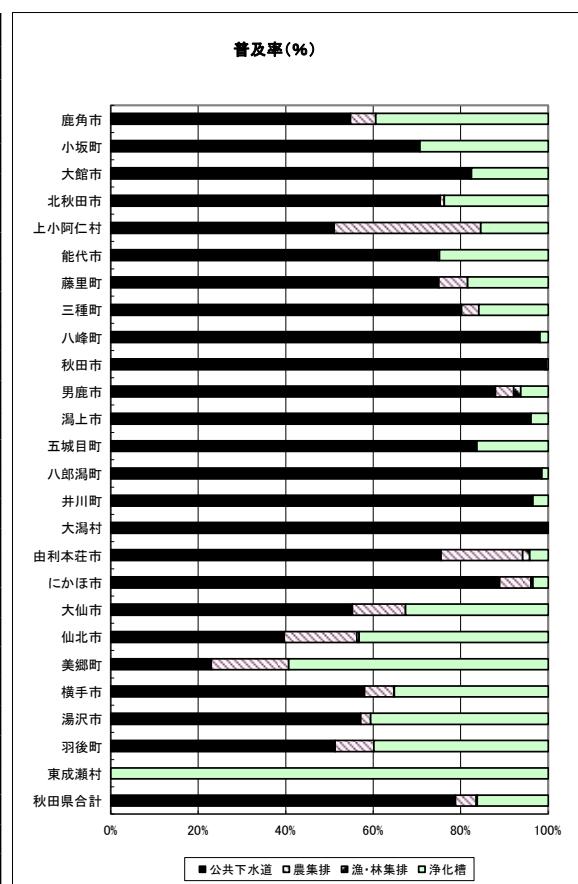
左欄: 処理区数 (箇所)  
右欄: 処理人口 (人)

地区名	市町村名	集合処理施設										集合処理小計	個別処理施設				合計							
		公共下水道			集落排水他								合併処理	特定地域	個別排水	小計								
		単独	流域連	計	農業集落排水	漁業・林業	簡易・小規模排水	計	浄化槽	生活排水	処理施設		個人設置	整備事業	整備事業									
鹿角市	鹿角市	1	200	0	0	1	12,460	2	12,660	3	1,340	0	0	0	0	14,000	9,090	0	9,090	23,080				
鹿角市	小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	2	2,410	1,000	0	1,000	3,410			
北秋田市	大館市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	0	1	130	2	45,850	7,740	1,450	550	9,740	55,590
北秋田市	北秋田市	3	15,070	1	820	0	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,090	4,290	720	0	5,010	21,100
北秋田市	上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220	1,430
山本	能代市	1	28,750	0	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	7,760	0	9,560	38,460
山本	藤里町	0	0	1	1,590	0	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	130	260	0	390	2,110
山本	三種町	0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800	11,310
山本	八峰町	0	0	1	4,670	0	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	90	4,760	
秋田市	秋田市	0	0	1	40	1	251,130	2	251,170	3	940	0	0	0	0	3	940	5	252,110	0	930	70	1,000	253,100
秋田市	男鹿市	0	0	0	0	1	16,480	1	16,480	1	780	2	300	0	0	3	1,080	4	17,560	1,000	170	0	1,170	18,730
秋田市	潟上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	1	24,610	780	210	0	990	25,600		
秋田市	五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0	1	4,820	940	0	0	940	5,760		
秋田市	八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0	1	4,870	70	0	0	70	4,940		
秋田市	井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	110	0	20	130	3,730	
秋田市	大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0	1	3,210	0	0	0	0	3,210		
由利本荘市	由利本荘市	2	36,840	3	9,400	0	0	5	46,240	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	58,690	2,280	270	10	2,560	61,250
由利本荘市	にかほ市	1	19,450	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760	21,880
仙北市	大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	0	12	7,360	17	40,760	17,400	970	1,330	19,700	60,480
仙北市	仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	6,160	30	8,080	18,680
北美郷町	北美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690	14,650
平鹿	横手市	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	21,950	1,280	1,060	24,290	69,000
平鹿	湯沢市	1	15,040	4	3,040	0	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	9,400	3,440	0	12,840	31,650
平鹿	羽後町	0	0	1	5,470	0	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	4,250	0	0	4,250	10,660
勝東成瀬村	勝東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,710	0	1,710	0	1,710	1,710
合計	合計	11	119,750	17	28,580	15	455,380	43	603,710	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	642,250	94,920	25,390	3,770	124,080	766,280
市町村数合計	市町村数合計	8	10	15	24	17	4	4	17	4	24	22	14	8	24	25								

\* 平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」資料 (注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

###### ② 市町村別 全体フレーム普及率 令和17年

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合計
		公共下水道	農業集落排水	漁・林業集排他	合併処理浄化槽	
1	鹿角市	54.9	5.8	0.0	39.4	100
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	29.3	100
3	大館市	82.2	0.2	0.0	17.5	100
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	23.7	100
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100
6	能代市	74.8	0.4	0.0	24.9	100
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	18.5	100
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100
10	秋田市	99.2	0.4	0.0	0.4	100
11	男鹿市	88.0	4.2	1.6	6.2	100
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	3.9	100
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.5	100
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100
17	由利本荘市	75.5	18.6	1.7	4.2	100
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	100
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	32.6	100
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	43.3	100
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100
22	横手市	58.0	6.8	0.1	35.2	100
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	40.6	100
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	39.9	100
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	100.0	100
秋田県合計	秋田県合計	78.8	4.8	0.2	16.2	100



### ③ 市町村別 令和17年目標（整備手法別、処理人口・処理区数）

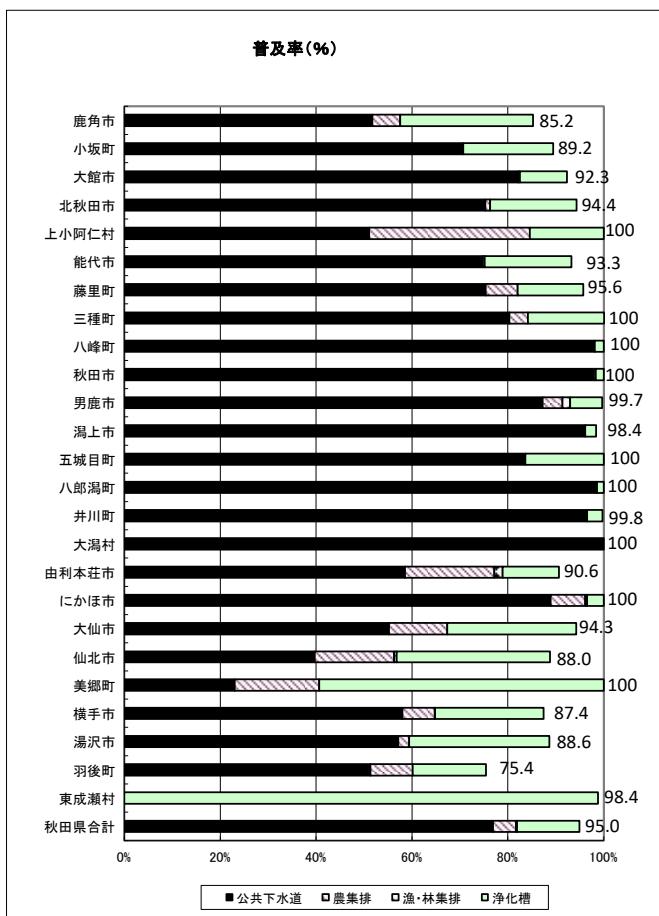
左欄：処理区数（箇所）  
右欄：処理人口（人）

地区名	市町村名	集合処理施設														個別処理施設						合計			
		公共下水道						集落排水他						小計	合併処理		特定地域		個別排水		計	集合処理		合計	
		単独		流域関連		計		農業集落排水		漁業・林業集落排水		簡易・小規模排水			計		全体計区域内		処理事業						
鹿角市	1	200	0	0	1	11,740	2	11,940	3	1,340	0	0	0	0	3	1,340	5	13,280	5,680	0	0	5,680	720	6,400	19,680
小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	640	0	0	640	640	3,050	
大館市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	0	1	130	2	45,850	4,210	870	410	5,490	5,490	51,340	
秋田市	3	15,070	1	820	0	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,090	3,470	350	0	3,820	3,820	19,910	
上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220	220	1,430	
能代市	1	28,750	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	5,170	0	6,970	6,970	35,870	
藤里町	0	0	1	1,590	0	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	30	260	0	290	290	2,020	
三種町	0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800	1,800	11,310	
八峰町	0	0	1	4,670	0	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	90	90	4,760		
秋田市	0	0	1	40	1	247,860	2	247,900	3	940	0	0	0	0	3	940	5	248,840	230	700	70	1,000	3,270	4,270	253,110
男鹿市	0	0	0	0	1	16,340	1	16,340	1	780	2	300	0	0	3	1,080	4	17,420	930	170	0	1,100	140	1,240	18,660
潟上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	380	210	0	590	590	25,200	
五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0	0	1	4,820	940	0	0	940	940	5,760		
八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0	0	1	4,870	70	0	0	70	70	4,940		
井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	100	0	20	120	120	3,720	
大潟村	0	0	0	0	1	3,210	0	3,210	0	0	0	0	0	0	0	1	3,210	0	0	0	0	0	3,210		
由利本荘市	2	26,470	3	9,390	0	0	5	35,860	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	48,310	1,840	270	10	2,120	5,100	7,220	55,530
にかほ市	1	19,450	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760	760	21,880		
大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	0	12	7,360	17	40,760	13,940	970	1,330	16,240	16,240	57,000	
仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	3,920	30	5,840	5,840	16,450	
美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690	8,690	14,650	
平鹿	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	13,270	1,280	1,060	15,610	15,610	60,340	
雄勝	1	15,040	4	3,040	0	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	5,800	3,440	0	9,240	9,240	28,050	
湯沢市	0	0	1	5,470	0	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	1,630	0	0	1,630	1,630	8,040	
東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,690	0	0	1,690	1,690	1,690	1,690	
合計	11	109,380	17	28,570	15	451,250	43	589,200	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	627,740	67,650	19,360	3,630	90,640	9,230	99,870	727,600

\* 平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」資料 注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

### ④ 市町村別 令和17年目標普及率

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合計
		公共下水道	農業集落排水	漁・林業集排他	合併処理浄化槽	
1	鹿角市	51.7	5.8	0.0	27.7	85.2
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	18.8	89.2
3	大館市	82.2	0.2	0.0	9.9	92.3
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	18.1	94.4
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100.0
6	能代市	74.8	0.4	0.0	18.1	93.3
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	13.7	95.6
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100.0
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100.0
10	秋田市	97.9	0.4	0.0	1.7	100.0
11	男鹿市	87.2	4.2	1.6	6.6	99.7
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	2.3	98.4
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100.0
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100.0
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.2	99.8
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
17	由利本荘市	58.5	18.6	1.7	11.8	90.6
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	100.0
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	26.9	94.3
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	31.3	88.0
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100.0
22	横手市	58.0	6.8	0.1	22.6	87.4
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	29.2	88.6
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	15.3	75.4
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	98.8	98.4
	秋田県合計	76.9	4.8	0.2	13.0	95.0



## 2) 汚水処理人口普及率

### ① 令和元年度末 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

注) 本項以降に用いられている「汚水処理人口普及率」は下水道等施設の普及率を表す全国統一表記であり、「下水道等普及率」と同意語である。

市町村名	公共下水道				農業集落排水		漁・林・簡易・小規模		合併処理浄化槽		汚水処理人口合計		R1までの整備手法					住民基本台帳人口(人)(R2.3.31)
	処理人口(人)	普及率(%)	処理人口(人)	普及率(%)	処理人口(人)	普及率(%)	処理人口(人)	普及率(%)	処理人口(人)	普及率(%)	公共下水道	集落排水等		合併				
												単流	農	漁林	簡小	合		
秋田市	287,422	93.8	8,792	2.9	0	0.0	5,762	1.9	301,976	98.6	● ● ●					●	306,265	
能代市	26,148	50.4	208	0.4	0	0.0	12,273	23.7	38,629	74.4	●		●			●	51,894	
横手市	44,270	50.2	7,257	8.2	66	0.1	18,130	20.6	69,723	79.1	● ● ● ● ●					●	88,192	
大館市	40,467	57.1	7,227	10.2	0	0.0	9,186	13.0	56,880	80.2	● ●					●	70,902	
男鹿市	19,027	71.5	1,172	4.4	379	1.4	1,136	4.3	21,714	81.7	● ● ●					●	26,593	
湯沢市	19,327	44.0	3,682	8.4	0	0.0	10,056	22.9	33,065	75.3	●		●			●	43,914	
鹿角市	13,723	45.5	1,686	5.6	0	0.0	4,005	13.3	19,414	64.3	● ● ●					●	30,188	
由利本荘市	35,433	46.8	21,363	28.2	1,526	2.0	10,005	13.2	68,327	90.3	●		● ● ●			●	75,635	
潟上市	30,402	93.8	872	2.7	0	0.0	347	1.1	31,621	97.5	● ●					●	32,422	
大仙市	35,823	44.8	18,666	23.4	0	0.0	13,702	17.1	68,191	85.3	● ● ●					●	79,930	
北秋田市	16,386	52.5	5,610	18.0	0	0.0	3,971	12.7	25,967	83.1	●		●			●	31,235	
にかほ市	16,396	67.9	6,559	27.2	94	0.4	878	3.6	23,927	99.1	●		●		●	●	24,152	
仙北市	9,747	38.0	4,132	16.1	130	0.5	5,681	22.2	19,690	76.8	● ● ● ● ●					●	25,642	
小坂町	3,530	71.3	0	0.0	0	0.0	741	15.0	4,271	86.2	● ●					●	4,953	
上小阿仁村	899	40.4	1,000	45.0	0	0.0	267	12.0	2,166	97.4	●		●			●	2,224	
藤里町	2,384	75.7	189	6.0	0	0.0	423	13.4	2,996	95.1	●		●			●	3,150	
三種町	11,734	73.0	1,842	11.5	0	0.0	1,484	9.2	15,060	93.7	● ●					●	16,073	
八峰町	4,804	69.0	1,195	17.2	687	9.9	100	1.4	6,786	97.4	●		● ●			●	6,965	
五城目町	6,916	77.4	0	0.0	0	0.0	770	8.6	7,686	86.0	● ●					●	8,937	
八郎潟町	5,624	98.5	0	0.0	0	0.0	19	0.3	5,643	98.8	● ●					●	5,711	
井川町	4,505	96.9	0	0.0	0	0.0	132	2.8	4,637	99.8	● ●					●	4,647	
大潟村	3,092	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3,092	100.0	●						3,092	
美郷町	4,007	20.8	4,069	21.2	0	0.0	8,349	43.4	16,425	85.4	● ●					●	19,225	
羽後町	6,425	44.2	2,325	16.0	0	0.0	2,241	15.4	10,991	75.6	●		●			●	14,531	
東成瀬村	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,135	85.2	2,135	85.2						●	2,506	
市合計	594,571	67.0	87,226	9.8	2,195	0.2	95,132	10.7	779,124	87.8	● 供用済 ○ 着手済 ○ 未着手						886,964	
町村計	53,920	58.6	10,620	11.5	687	0.7	16,661	18.1	81,888	89.0							92,014	
県合計	648,491	66.2	97,846	10.0	2,882	0.3	111,793	11.4	861,012	88.0							978,978	

(注) 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

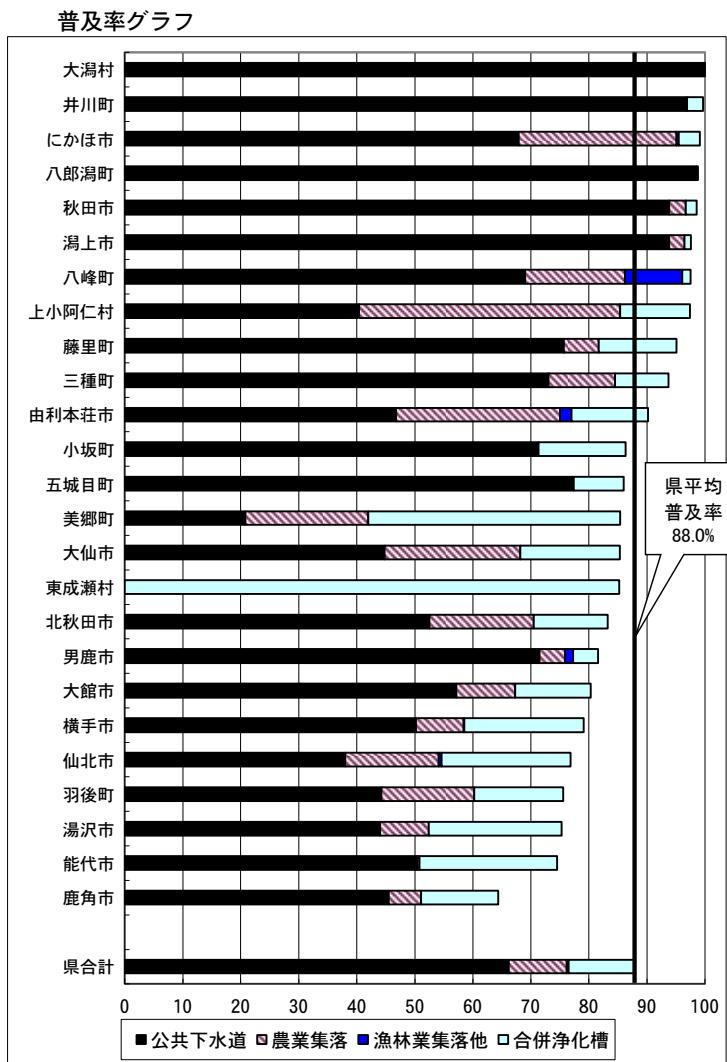
## ② 令和元年度末 秋田県汚水処理人口普及率

### ○ 令和元年度末 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

(単位: %)							
順位	市町村名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計	R17目標
1	大潟村	100.0	-	-	-	100.0	100.0
2	井川町	96.9	-	-	2.8	99.8	99.8
3	にかほ市	67.9	27.2	0.4	3.6	99.1	100.0
4	八郎潟町	98.5	-	-	0.3	98.8	100.0
5	秋田市	93.8	2.9	-	1.9	98.6	100.0
6	潟上市	93.8	2.7	-	1.1	97.5	98.4
7	八峰町	69.0	17.2	9.9	1.4	97.4	100.0
8	上小阿仁村	40.4	45.0	-	12.0	97.4	100.0
9	藤里町	75.7	6.0	-	13.4	95.1	95.6
10	三種町	73.0	11.5	-	9.2	93.7	100.0
11	由利本荘市	46.8	28.2	2.0	13.2	90.3	90.6
12	小坂町	71.3	-	-	15.0	86.2	100.0
13	五城目町	77.4	-	-	8.6	86.0	100.0
14	美郷町	20.8	21.2	-	43.4	85.4	94.4
15	大仙市	44.8	23.4	-	17.1	85.3	89.2
16	東成瀬村	-	-	-	85.2	85.2	98.4
17	北秋田市	52.5	18.0	-	12.7	83.1	94.3
18	男鹿市	71.5	4.4	1.4	4.3	81.7	92.3
19	大館市	57.1	10.2	-	13.0	80.2	99.7
20	横手市	50.2	8.2	0.1	20.6	79.1	87.4
21	仙北市	38.0	16.1	0.5	22.2	76.8	88.0
22	羽後町	44.2	16.0	-	15.4	75.6	74.5
23	湯沢市	44.0	8.4	-	22.9	75.3	88.6
24	能代市	50.4	0.4	-	23.7	74.4	93.3
25	鹿角市	45.5	5.6	-	13.3	64.3	85.2
	県合計	66.2	10.0	0.3	11.4	88.0	95.0

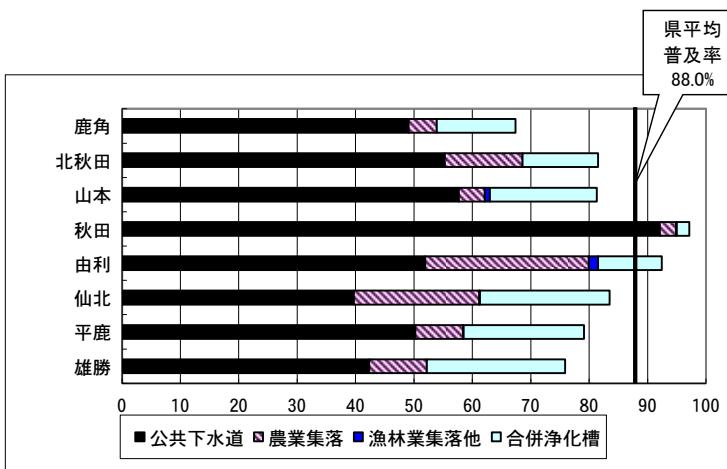
- : 事業計画なし

$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$



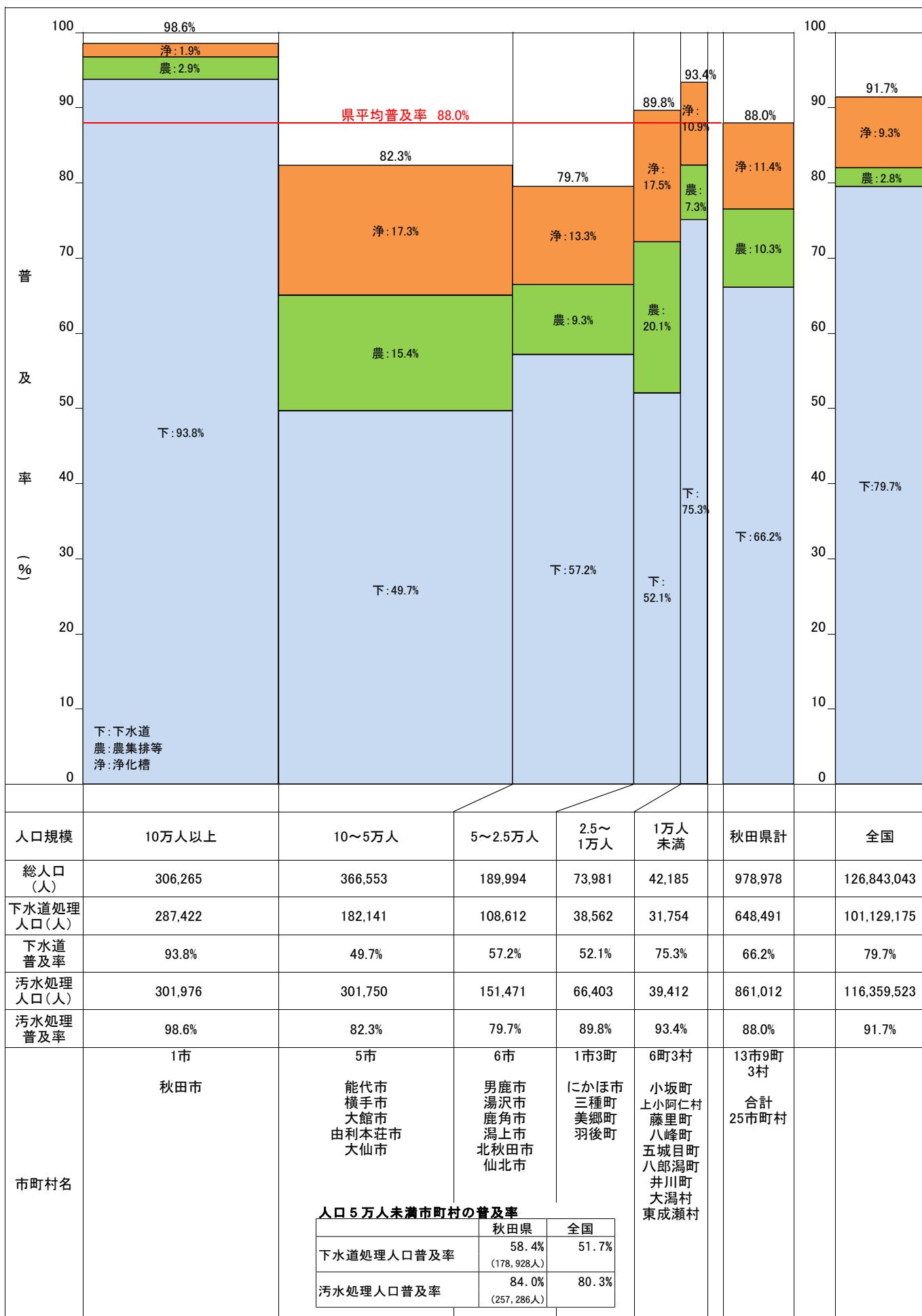
### ○ 地域振興局管内別普及率

(単位: %)					
振興局名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計
鹿角	49.1	4.8	-	13.5	67.4
北秋田	55.3	13.3	-	12.9	81.5
山本	57.7	4.4	0.9	18.3	81.3
秋田	92.1	2.8	0.1	2.1	97.1
由利	51.9	28.0	1.6	10.9	92.5
仙北	39.7	21.5	0.1	22.2	83.6
平鹿	50.2	8.2	0.1	20.6	79.1
雄勝	42.3	9.9	-	23.7	75.8



(注) 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。  
2 漁林業集落他には簡易排水施設、小規模集合排水処理施設を含む。

### ③ 令和元年度末 市町村人口規模別普及状況

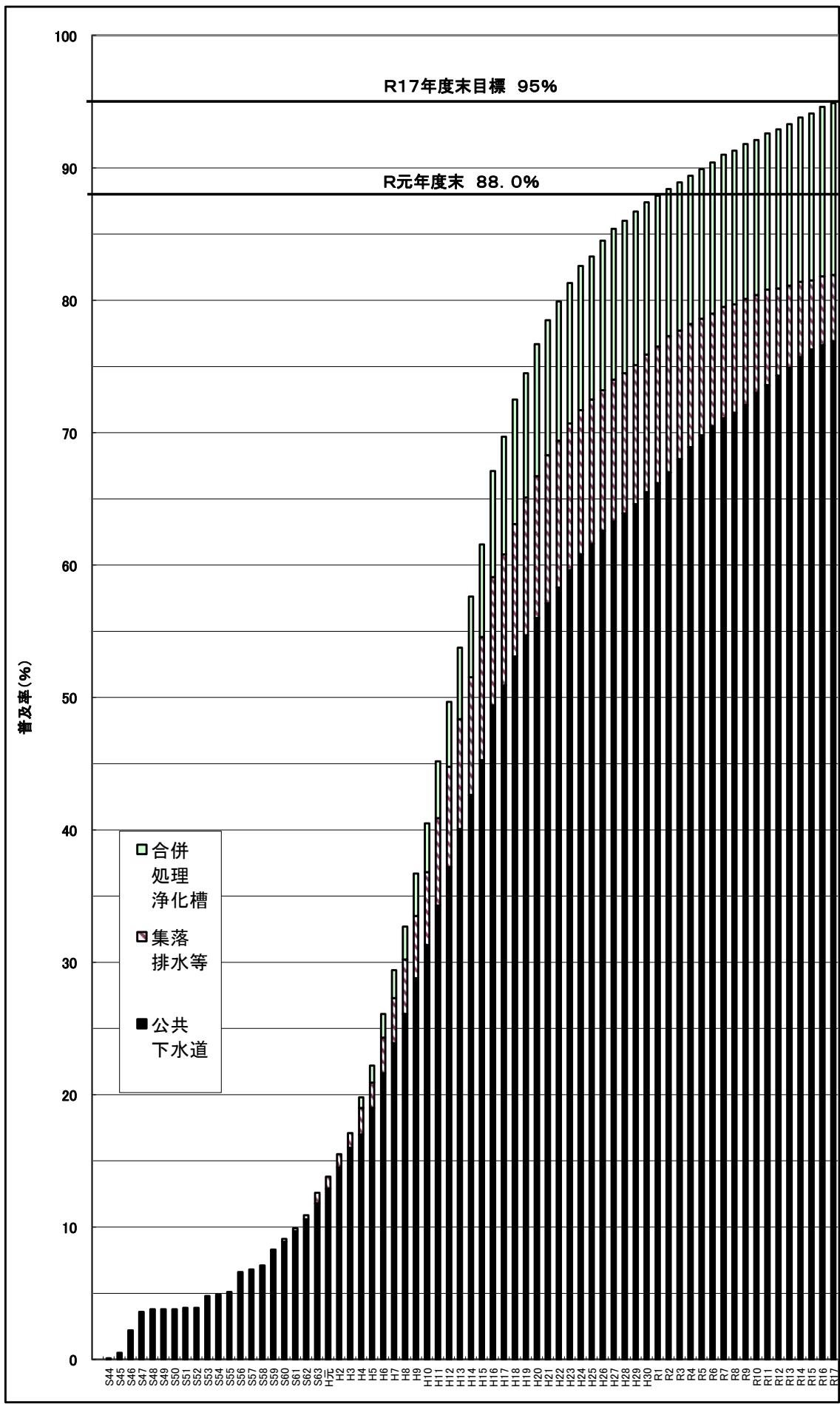


※全国のデータは、東日本大震災の影響により、福島県においては調査不能な市町村を除いたデータである。

#### ④ 污水処理人口普及率推移グラフ

R2.3.31現在

年 度	公共 下水道	集落 排水等	合併 処理 浄化槽	全 体 普 及 率
S44	0.1			
S45	0.5			
S46	2.2			
S47	3.6			
S48	3.8			
S49	3.8			
S50	3.8			
S51	3.9			
S52	3.9			
S53	4.8			
S54	4.9			
S55	5.1			
S56	6.6			
S57	6.8			
S58	7.1	0		7.1
S59	8.2	0.1		8.3
S60	8.9	0.2		9.1
S61	9.7	0.2		9.9
S62	10.6	0.3		10.9
S63	11.8	0.8		12.6
H元	12.9	0.9		13.8
H2	14.5	1.0		15.5
H3	16.0	1.1	0	17.1
H4	17.0	2.0	0.8	19.8
H5	19.0	1.9	1.3	22.2
H6	21.6	2.7	1.8	26.1
H7	23.9	3.4	2.1	29.4
H8	26.1	4.1	2.5	32.7
H9	28.8	4.7	3.2	36.8
H10	31.3	5.5	3.7	40.6
H11	34.3	6.6	4.3	45.2
H12	37.2	7.6	4.9	49.7
H13	40.1	8.3	5.4	53.8
H14	42.6	8.9	6.1	57.6
H15	45.3	9.3	7.0	61.6
H16	49.4	9.7	8.0	67.1
H17	50.9	9.9	8.9	69.7
H18	53.1	10.0	9.4	72.5
H19	54.7	10.4	9.4	74.5
H20	56.0	10.7	10.0	76.7
H21	57.1	11.2	10.2	78.5
H22	58.3	11.1	10.5	79.9
H23	59.6	11.1	10.6	81.3
H24	60.8	10.9	10.9	82.7
H25	61.6	10.9	10.8	83.7
H26	62.6	10.6	11.3	84.5
H27	63.3	10.7	11.4	85.4
H28	63.9	10.6	11.5	86.1
H29	64.6	10.5	11.6	86.7
H30	65.5	10.4	11.5	87.4
R1	66.2	10.3	11.4	88.0
R2	67.0	10.3	11.1	88.4
R3	68.0	9.7	11.2	88.9
R4	68.9	9.3	11.2	89.4
R5	69.8	8.8	11.3	89.9
R6	70.5	8.5	11.4	90.4
R7	71.1	8.4	11.5	91.0
R8	71.5	8.2	11.6	91.3
R9	72.1	8.0	11.7	91.8
R10	73.0	7.4	11.7	92.1
R11	73.6	7.2	11.8	92.6
R12	74.3	6.6	12.0	92.9
R13	74.9	6.2	12.2	93.3
R14	75.7	5.7	12.4	93.8
R15	76.3	5.2	12.6	94.1
R16	76.6	5.2	12.8	94.6
R17	76.9	5.0	13.0	94.9



(注) 1. 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 普及率は、R 1までは実績値、R 2以降は整備構想における計画値を記載している。

## ⑤ 令和元年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）

R2.3.31 現在

No.	市町村名	公共下水道				農業集落排水				漁・林・簡易・小規模				集合処理施設 小計		合併処理浄化槽		生活排水 処理施設合計				住民基本台帳人口(人) (R2.3.31)	普及率順位	接続率順位					
		処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	普及率順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	普及率順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	普及率順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	普及率 (%)								
1	秋田市	287,422	93.8	258,161	89.8	4	7	8,792	2.9	8,443	96.0	17	3	0	-	0	-	296,214	266,604	90.0	5,762	1.9	301,976	98.6	272,366	90.2	306,265	5	8
2	能代市	26,148	50.4	23,257	88.9	15	8	208	0.4	208	100.0	19	1	0	-	0	-	26,356	23,465	89.0	12,273	23.7	38,629	74.4	35,738	92.5	51,894	24	6
3	横手市	44,270	50.2	32,885	74.3	16	14	7,257	8.2	5,805	80.0	13	11	66	0.1	65	98.5	51,593	38,755	75.1	18,130	20.6	69,723	79.1	56,885	81.6	88,192	20	15
4	大館市	40,467	57.1	32,907	81.3	13	11	7,227	10.2	6,141	85.0	11	8	0	-	0	-	47,694	39,048	81.9	9,186	13.0	56,880	80.2	48,234	84.8	70,902	19	13
5	男鹿市	19,027	71.5	13,967	73.4	9	15	1,172	4.4	979	83.5	16	9	379	1.4	344	90.8	20,578	15,290	74.3	1,136	4.3	21,714	81.7	16,426	75.6	26,593	18	21
6	湯沢市	19,327	44.0	13,068	67.6	21	21	3,682	8.4	2,272	61.7	12	17	0	-	0	-	23,009	15,340	66.7	10,056	22.9	33,065	75.3	25,396	76.8	43,914	23	20
7	鹿角市	13,723	45.5	8,494	61.9	18	23	1,686	5.6	1,222	72.5	15	16	0	-	0	-	15,409	9,716	63.1	4,005	13.3	19,414	64.3	13,721	70.7	30,188	25	23
8	由利本荘市	35,433	46.8	30,951	87.4	17	9	21,363	28.2	17,089	80.0	2	10	1,526	2.0	1,327	87.0	58,322	49,367	84.6	10,005	13.2	68,327	90.3	59,372	86.9	75,635	11	12
9	潟上市	30,402	93.8	27,407	90.1	5	6	872	2.7	671	76.9	18	12	0	-	0	-	31,274	28,078	89.8	347	1.1	31,621	97.5	28,425	89.9	32,422	6	9
10	大仙市	35,823	44.8	25,151	70.2	19	20	18,666	23.4	13,646	73.1	4	15	0	-	0	-	54,489	38,797	71.2	13,702	17.1	68,191	85.3	52,499	77.0	79,930	15	19
11	北秋田市	16,386	52.5	11,620	70.9	14	19	5,610	18.0	5,097	90.9	6	6	0	-	0	-	21,996	16,717	76.0	3,971	12.7	25,967	83.1	20,688	79.7	31,235	17	18
12	にかほ市	16,396	67.9	14,992	91.4	12	5	6,559	27.2	6,080	92.7	3	5	94	0.4	88	93.6	23,049	21,160	91.8	878	3.6	23,927	99.1	22,038	92.1	24,152	3	7
13	仙北市	9,747	38.0	6,970	71.5	23	18	4,132	16.1	3,116	75.4	8	14	130	0.5	93	71.5	14,009	10,179	72.7	5,681	22.2	19,690	76.8	15,860	80.5	25,642	21	17
14	小坂町	3,530	71.3	2,730	77.3	10	13	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	3,530	2,730	77.3	741	15.0	4,271	86.2	3,471	81.3	4,953	12	16
15	上小阿仁村	899	40.4	884	98.3	22	2	1,000	45.0	998	99.8	1	2	0	-	0	-	1,899	1,882	99.1	267	12.0	2,166	97.4	2,149	99.2	2,224	8	3
16	藤里町	2,384	75.7	2,048	85.9	7	10	189	6.0	169	89.4	14	7	0	-	0	-	2,573	2,217	86.2	423	13.4	2,996	95.1	2,640	88.1	3,150	9	11
17	三種町	11,734	73.0	8,589	73.2	8	16	1,842	11.5	1,072	58.2	10	19	0	-	0	-	13,576	9,661	71.2	1,484	9.2	15,060	93.7	11,145	74.0	16,073	10	22
18	八峰町	4,804	69.0	3,494	72.7	11	17	1,195	17.2	719	60.2	7	18	687	9.9	460	67.0	6,686	4,673	69.9	100	1.4	6,786	97.4	4,773	70.3	6,965	7	24
19	五城目町	6,916	77.4	5,550	80.2	6	12	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	6,916	5,550	80.2	770	8.6	7,686	86.0	6,320	82.2	8,937	13	14
20	八郎潟町	5,624	98.5	5,203	92.5	2	4	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	5,624	5,203	92.5	19	0.3	5,643	98.8	5,222	92.5	5,711	4	5
21	井川町	4,505	96.9	4,298	95.4	3	3	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	4,505	4,298	95.4	132	2.8	4,637	99.8	4,430	95.5	4,647	2	4
22	大潟村	3,092	100.0	3,092	100.0	1	1	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	3,092	3,092	100.0	0	-	3,092	100.0	3,092	100.0	3,092	1	1
23	美郷町	4,007	20.8	2,494	62.2	24	22	4,069	21.2	3,851	94.6	5	4	0	-	0	-	8,076	6,345	78.6	8,349	43.4	16,425	85.4	14,694	89.5	19,225	14	10
24	羽後町	6,425	44.2	3,579	55.7	20	24	2,325	16.0	1,786	76.8	9	13	0	-	0	-	8,750	5,365	61.3	2,241	15.4	10,991	75.6	7,606	69.2	14,531	22	25
25	東成瀬村	0	-	0	-	25	25	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	0	0	-	2,135	85.2	2,135	85.2	2,135	100.0	2,506	16	1
県 合計		648,491	66.2	541,791	83.5			97,846	10.0	79,364	81.1			2,882	0.3	2,377	82.5	749,219	623,532	83.2	111,793	11.4	861,012	88.0	735,325	85.4	978,978		

※接続人口には生活雑排水(トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の排水)のみを接続しているケースを含む。

## (2) 秋田県の下水道

### 1) 下水道のあゆみ

R2.3.31

年度	公共下水道着手都市		流域下水道着手	処理開始都市	処理開始処理場	普及率(%)	
	単独	流域関連				県	全国
昭7	◇秋田市(八橋)	1					
24	能代市	1					
44	▲大潟村	1					
45				大潟村(単独)	1	大潟(H6廃止)	0 0 14
50			昭和町	1	秋田市(単独)	1	八橋 1 16
51			◇秋田市	1			4 23
52							4 24
53			男鹿市,天王町	2			4 26
54	田沢湖町	1					5 27
55							5 28
56	本荘市,○小坂町(十和田湖)	2	大曲市	1	大曲		5 30
57			飯田川町	1	横手	秋田臨海(県流域)	7 31
58			横手市	1			7 32
59					能代市	1	能代 8 33
60	岩城町	1					9 36
61			八郎潟町	1	大館	昭和町,天王町,田沢湖町	10 37
62	◇秋田(金足)	1	大館市,角館町,井川町,中仙町	4			11 39
63	◇秋田(羽川),由利町,西目町	3	○鹿角市,雄和町,若美町,零丘町	4	鹿角	大曲市,飯田川町	12 40
平成元	◇秋田(太平山)	1	比内町,五城目町,河辺町	7		横手市,男鹿市	13 42
			平鹿町,十文字町			羽川(秋田),横手(県流域)	
			増田町,雄物川町				
2	森吉町	1	田代町,山本町,大雄村	3		八郎潟町,井川町	15 44
3	湯沢市,鷹巣町	2	六郷町	1		本荘市,中仙町	16 45
4	仁賀保組合(仁賀保町,金浦町,象潟町)	3	仙北町	1		小坂町(十和田湖)	17 47
5	◎西仙北町(刈和野)協和町	2	八竜町,▲大潟村	2		五城目町,河辺町,平鹿町	19 49
6	矢島町,大内町	3				大館市,零丘町,若美町	22 51
	◎西仙北町(強首)					雄和町,岩城町	
7	八森町	1	○小坂町	1		鹿角市(流闊),田代町	24 54
8	山内村,羽後町	2				山本町,由利町,西目町	26 55
9	上小阿仁村,峰浜村	2				湯沢市,八竜町	29 56
10	合川町,阿仁町,藤里町	4				仙北町,十文字町	31 58
	◎皆瀬村(小安)					森吉町,協和町,雄物川町	
11						小坂町(流闊),鹿巣町	34 60
12						仁賀保町,金浦町,象潟町	37 62
13			神岡町	1		西仙北町,六郷町,増田町	40 64
14	◎皆瀬村(皆瀬)	1				北秋田市(旧合川町)	43 65
15	福川町	1				合川(旧合川),皆瀬(旧皆瀬)	45 66
16	雄勝町	1				大仙市(峰浜),西馬音内(羽後)	49 68
17	大仙市(旧南外)、○鹿角市(湯沢)	2				北秋田市(旧雄勝町)	51 69
18						大仙市(神岡町),湯沢市(旧雄勝町)	53 71
19							55 72
20						院内(旧雄勝)	56 73
21						大仙市(旧南外),鹿角市	57 74
22							58 75
23							60 76
24							61 76
25							62 77
26							63 78
27							63 78
28							64 78
29							65 79
30							66 79
令和元							66 79
計	31市町村	32市町村	5処理区	60市町村	38処理区 (内、県施設6、 市町村施設33)		

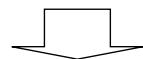
注) 本表はH16.4.1現在の市町村数で構成されている(9市50町10村 計69市町村)

#### ○市町村合併 (H16.11-H18.4) による市町村変遷

H16.11 美郷町: 六郷町, 千畠町, 仙南村 (3町)  
H17.1 秋田市: 秋田市, 雄和町, 河辺町 (1市2町)  
H17.3 男鹿市: 男鹿市, 若美町 (1市1町)  
H17.3 湯沢市: 湯沢市, 稲川町, 雄勝町, 皆瀬村 (1市2町1村)  
H17.3 大仙市: 大仙市, 神岡町, 西仙北町, 中仙町, 協和町, 南外村, 仙北町, 太田町 (1市6町1村)  
H17.3 由利本荘市: 本荘市, 岩城町, 由利町, 西目町, 大内町, 東由利町, 矢島町, 鳥海町 (1市7町)  
H17.3 北秋田市: 鷹巣町, 森吉町, 合川町, 阿仁町 (4町)  
H17.3 潟上市: 天王町, 鮎田川町, 昭和町 (3町)  
H17.6 大館市: 大館市, 比内町, 田代町 (1市2町)  
H17.9 仙北市: 角館町, 田沢湖町, 西木村 (2町1村)  
H17.10 にかほ市: 仁賀保町, 金浦町, 象潟町 (3町)  
H18.3 横手市: 横手市, 増田町, 平鹿町, 雄物川町, 大森町, 十文字町, 山内村, 大雄村 (1市5町2村)  
H18.3 能代市: 能代市, 二ツ井町 (1市1町)  
H18.3 三種町: 零丘町, 山本町, 八竜町 (3町)

#### 市町村合併前 (H16.4.1現在)

県全体69市町村中  
下水道計画有り 60市町村



#### 市町村合併後 (H18.4.1現在)

県全体25市町村中  
下水道計画有り ※24市町村

24市町村全部が着手・供用済

#### △印市町村 : 複数処理区の単独に加え、流闊も実施

・対象市町村: 秋田市

#### ○印市町村 : 単独に加え、流闊も実施

・対象市町村: 鹿角市・小坂町 (ただし、十和田湖は県事業)

#### ◎印市町村 : 複数処理区の単独を実施

・対象市町村: 西仙北町、皆瀬村

#### ▲大潟村 : H6年に単独から流域関連に変更

※下水道計画がない市町村: 二ツ井町、東由利町、鳥海町、西木村、太田町、千畠町、仙南村、大森町、東成瀬村 (9町村)

備考

## 2) 流域下水道の状況

### ① 流域下水道事業の実施状況



#### 【流域下水道とは】

2市町村以上の区域の下水を処理する広域的な下水道で県が設置管理する。市町村の下水を受け入れる幹線管渠と終末処理場から成る。幹線管渠に接続する枝線管渠は関連する市町村が公共下水道として整備する。

秋田県では、秋田湾・雄物川流域下水道に臨海、大曲、横手の3処理区、米代川流域下水道に大館、鹿角の2処理区がそれぞれS57～H7年度にかけ供用開始している。

流域名	変更回数	経緯		基準年度	
		着手年度	協議申出	承認/同意	現状
秋田湾・雄物川	当初	S48	S50.5.13	S56.9.16	S47 H7
	第1回変更	S57	H6.2.22	H7.2.14	S55 H17
	第2回変更	—	—	H13.3.5	S55 H17
	第3回変更	H14	—	H17.4.1	H12 H32
	第4回変更	H28	—	R1.11.1	H27 R27
米代川	当初	S49	S57.10.18	S59.9.18	S47 H7
	第1回変更	H7	H15.8.27	H17.1.5	H5 H27
	第2回変更	H25	H27.5.12	H28.3.31	H22 H52
子吉川	当初	S50	S61.3.26	S63.5.30	S49 H7
	第1回変更	H1	H9.12.18	H11.2.26	S63 H22

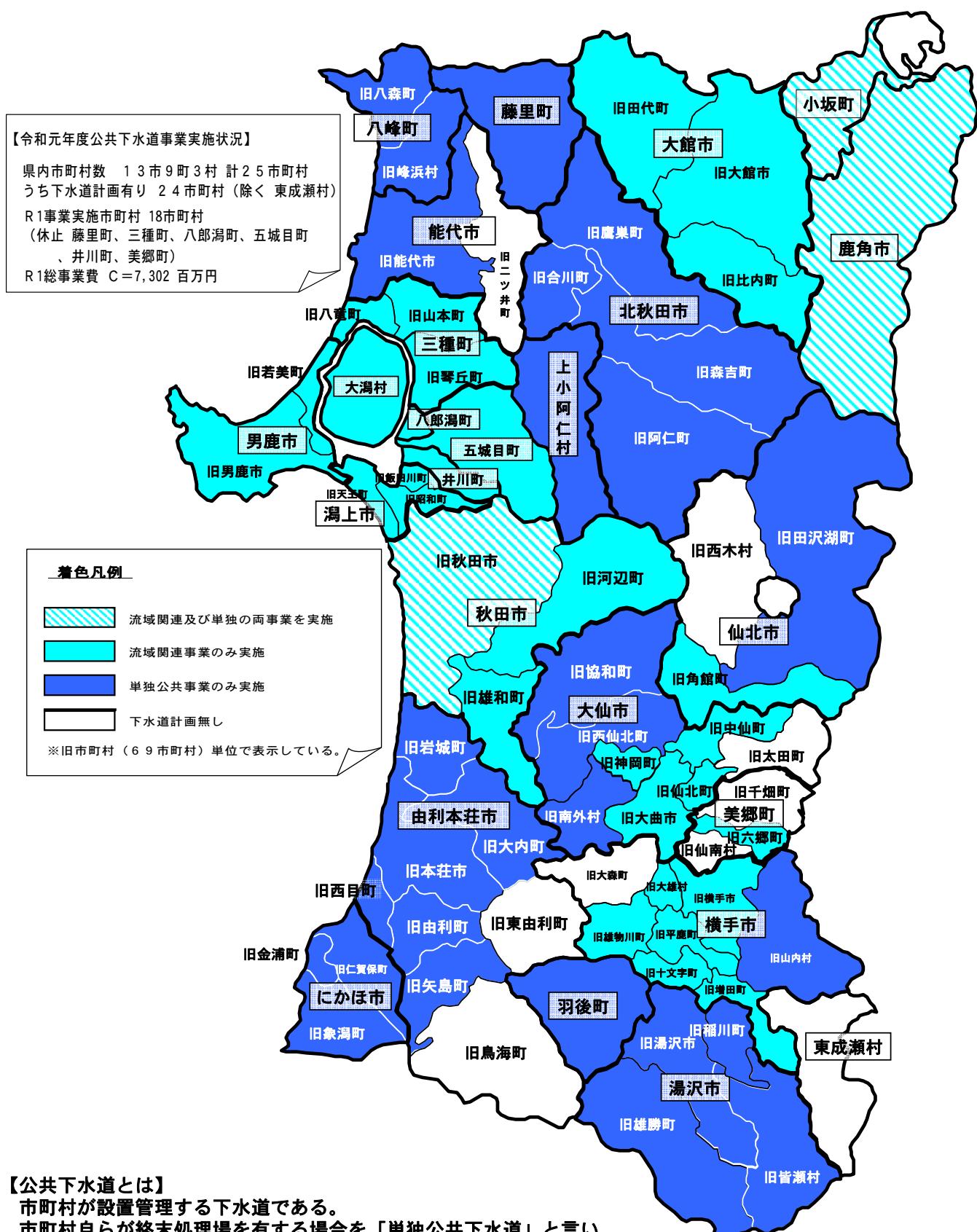
※子吉川流総は、市町村合併により、由利本荘市が1市となったことから更新不要。

## ② 流域下水道事業の概要(R1末)

流域下水道名		秋田湾・雄物川流域下水道			秋田湾・雄物川計	米代川流域下水道		米代川計	秋田県計
処理区名		臨海	大曲	横手		大館	鹿角		
下水道事業計画届出年月日	当初最終(最新)	昭和51年2月26日 平成28年5月20日	昭和57年3月18日 平成30年11月5日	昭和58年2月23日 平成30年11月5日		昭和61年12月22日 平成30年11月5日	昭和63年12月8日 平成28年5月20日		
下水道事業年次	着手(～H28経年) 事業計画期間	昭和50年(42) 令和2年	昭和56年(36) 令和7年	昭和57年(35) 令和7年		昭和61年(31) 令和7年	昭和63年(29) 令和2年		
都市計画決定年月日	当初最終(最新)	昭和50年10月25日 平成26年7月1日	昭和56年8月29日 平成30年10月12日	昭和57年11月20日 平成30年10月12日		昭和61年9月26日 平成30年10月12日	昭和63年7月12日 平成10年3月6日		
都市計画事業年次	着手事業施行期間	昭和51年2月26日 令和3年3月31日	昭和57年1月22日 令和8年3月31日	昭和58年3月17日 令和8年3月31日		昭和62年2月6日 令和8年3月31日	昭和63年12月8日 令和3年3月31日		
処理開始年月		昭和57年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年4月1日		平成4年4月1日	平成7年4月1日		
流域関連市町村 うち供用開始済み		3市4町1村 3市4町1村	2市1町 2市1町	1市 1市	6市5町1村 6市5町1村	1市 1市	1市1町 1市1町	2市1町 2市1町	8市6町1村 8市6町1村
全体計画処理面積	ha	13,323	2,277	2,078	17,678	2,431	1,128	3,559	21,237
整備済面積		9,368	1,656	1,855	12,878	1,534	684	2,217	15,095
整備率	%	70	73	89	73	63	61	62	71
全体計画処理人口	千人	357.7	31.8	33.5	423.0	38.7	13.5	52.2	475.2
整備済人口		325.0	39.8	42.8	407.6	40.5	17.0	57.4	465.0
整備率	%	91	125	128	96	105	126	110	98
計画区域内人口	千人	333.7	41.4	44.2	419.2	53.0	20.4	73.4	492.6
処理区域内人口		325.0	39.8	42.8	407.6	40.5	17.0	57.4	465.0
整備率	%	97	96	97	97	76	83	78	94
全体計画処理能力(日最大)	千m <sup>3</sup> /日	195.0	18.0	24.6	237.6	20.0	8.2	28.2	265.8
事業計画処理能力		200.0	18.0	24.6	242.6	18.0	8.2	26.2	268.8
現在処理能力		131.5	16.2	24.6	172.3	15.0	8.2	23.2	195.5
整備率	%	67	90	100	73	75	100	82	74
全体計画処理水量(日平均)	千m <sup>3</sup> /日	146.8	11.8	13.5	172.1	16.6	6.0	22.6	194.7
実流入水量		82.1	9.0	11.2	102.3	8.7	3.6	12.3	114.6
整備率	%	56	77	83	59	53	60	55	59
幹線管渠延長	km	127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備済み延長		127.3	42.2	45.1	214.6	29.2	25.9	55.1	269.7
整備率	%	100	100	100	100	100	100	100	100
複線(2条管)区間延長	km	54.8	6.4	12.0	73.2	11.1	2.9	14.0	87.2
整備済み延長		37.1	5.7	5.8	48.6	5.2	1.5	6.7	55.2
整備率	%	68	89	48	66	47	52	48	63
管渠(全体延長)整備率	%	90	99	89	91	85	95	89	91
中継ポンプ場数(MP含まず)		15	2	5	22	4	1	5	27
稼働中施設数	箇所	14	2	5	21	4	1	5	26
うち暫定施設数		1	0	0	1	0	0	0	1

### 3) 公共下水道の状況

#### ① 公共下水道事業の実施状況（令和元年度）

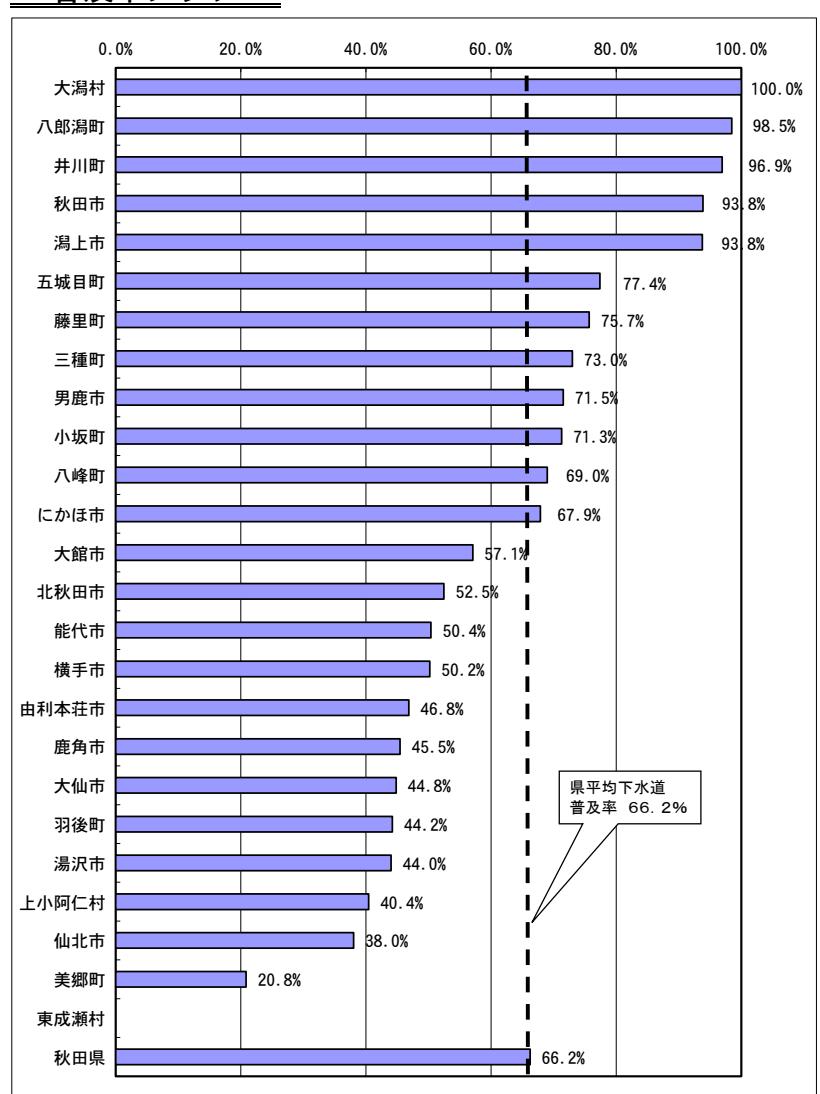


## ② 令和元年度末 下水道処理人口普及率

(令和2年3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R1末普及率	着手年度	供用年度
1	大潟村	3,092	3,092	100.0%	S44	S44.5
2	八郎潟町	5,711	5,624	98.5%	S61	H2.10
3	井川町	4,647	4,505	96.9%	S62	H2.4
4	秋田市	306,265	287,422	93.8%	S7	S45.4
5	潟上市	32,422	30,402	93.8%	S50	S61.4
6	五城目町	8,937	6,916	77.4%	H1	H5.10
7	藤里町	3,150	2,384	75.7%	H10	H15.3
8	三種町	16,073	11,734	73.0%	S63	H4.5
9	男鹿市	26,593	19,027	71.5%	S53	H1.4
10	小坂町	4,953	3,530	71.3%	S56	H3.4
11	八峰町	6,965	4,804	69.0%	H7	H14.3
12	にかほ市	24,152	16,396	67.9%	H4	H10.4
13	大館市	70,902	40,467	57.1%	S62	H4.4
14	北秋田市	31,235	16,386	52.5%	H2	H9.4
15	能代市	51,894	26,148	50.4%	S24	S59.10
16	横手市	88,192	44,270	50.2%	S58	H1.4
17	由利本荘市	75,635	35,433	46.8%	S56	H3.4
18	鹿角市	30,188	13,723	45.5%	S63	H7.4
19	大仙市	79,930	35,823	44.8%	S56	S63.4
20	羽後町	14,531	6,425	44.2%	H8	H16.3
21	湯沢市	43,914	19,327	44.0%	H3	H8.4
22	上小阿仁村	2,224	899	40.4%	H9	H13.8
23	仙北市	25,642	9,747	38.0%	S54	S61.6
24	美郷町	19,225	4,007	20.8%	H3	H10.4
25	東成瀬村	2,506				
	秋田県計	978,978	648,491	66.2%		

### 普及率グラフ

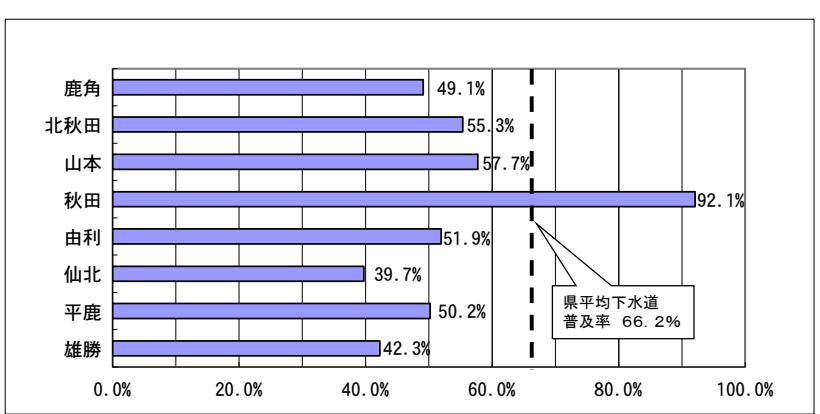


$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

### 地域振興局別 下水道処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R1末普及率
鹿角	35,141	17,253	49.1%
北秋田	104,361	57,752	55.3%
山本	78,082	45,070	57.7%
秋田	387,667	356,988	92.1%
由利	99,787	51,829	51.9%
仙北	124,797	49,577	39.7%
平鹿	88,192	44,270	50.2%
雄勝	60,951	25,752	42.3%
県計	978,978	648,491	66.2%

### 地域振興局別 普及率グラフ



### ③ 令和元年度末 下水道整備率

(令和2年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率	着手年度	供用年度
1	大潟村	3,092	3,092	3,092	100.0%	S44	S44.5
2	井川町	4,647	4,505	4,505	100.0%	S62	H2.4
3	八峰町	6,965	4,804	4,804	100.0%	H7	H14.3
4	上小阿仁村	2,224	899	899	100.0%	H9	H13.8
5	藤里町	3,150	2,384	2,384	100.0%	H10	H15.3
6	三種町	16,073	11,734	11,734	100.0%	S63	H4.5
7	美郷町	19,225	4,007	4,007	100.0%	H3	H10.4
8	羽後町	14,531	6,425	6,425	100.0%	H8	H16.3
9	大仙市	79,930	35,957	35,823	99.6%	S56	S63.4
10	八郎潟町	5,711	5,650	5,624	99.5%	S61	H2.10
11	にかほ市	24,152	16,545	16,396	99.1%	H4	H10.4
12	潟上市	32,422	30,690	30,402	99.1%	S50	S61.4
13	秋田市	306,265	294,718	287,422	97.5%	S7	S45.4
14	横手市	88,192	45,639	44,270	97.0%	S58	H1.4
15	五城目町	8,937	7,204	6,916	96.0%	H1	H5.10
16	男鹿市	26,593	19,893	19,027	95.6%	S53	H1.4
17	仙北市	25,642	10,353	9,747	94.1%	S54	S61.6
18	北秋田市	31,235	18,443	16,386	88.8%	H2	H9.4
19	小坂町	4,953	4,116	3,530	85.8%	S56	H3.4
20	湯沢市	43,914	23,071	19,327	83.8%	H3	H8.4
21	鹿角市	30,188	16,632	13,723	82.5%	S63	H7.4
22	大館市	70,902	52,960	40,467	76.4%	S62	H4.4
23	由利本荘市	75,635	48,360	35,433	73.3%	S56	H3.4
24	能代市	51,894	36,038	26,148	72.6%	S24	S59.10
25	東成瀬村	2,506					
	秋田県計	978,978	704,119	648,491	92.1%		

整備率グラフ

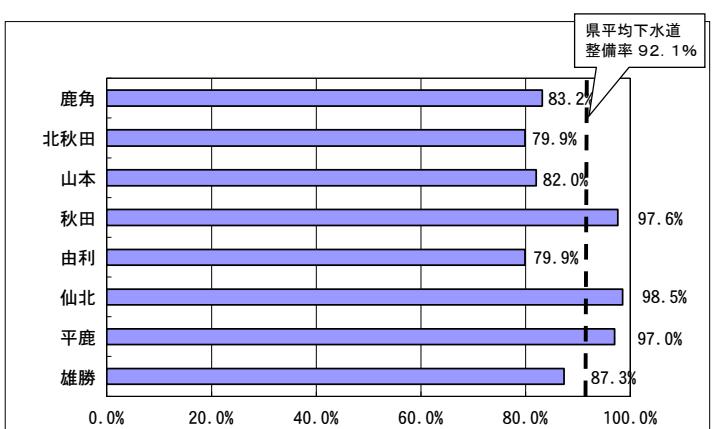


$$\text{整備率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道整備率

振興局名	計画区域人口	処理区域内人口	R1末整備率
鹿角	20,748	17,253	83.2%
北秋田	72,302	57,752	79.9%
山本	54,960	45,070	82.0%
秋田	365,752	356,988	97.6%
由利	64,905	51,829	79.9%
仙北	50,317	49,577	98.5%
平鹿	45,639	44,270	97.0%
雄勝	29,496	25,752	87.3%
県計	704,119	648,491	92.1%

地域振興局別 整備率グラフ

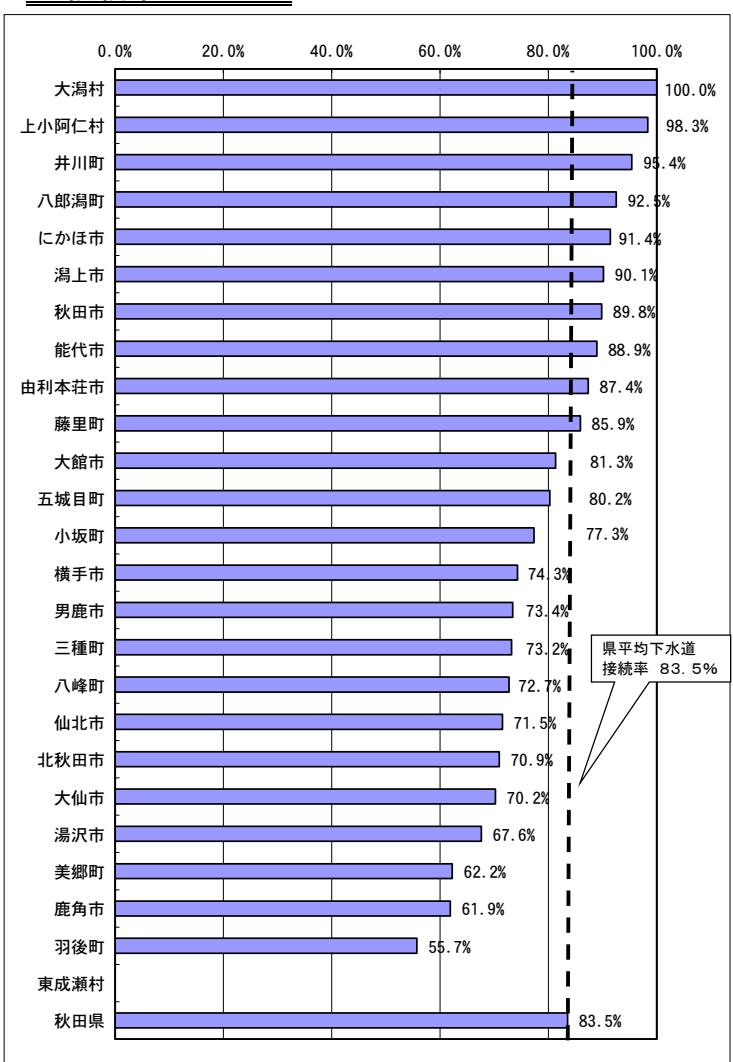


## ④ 令和元年度末 下水道接続率

(令和2年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続済人口	接続率	供用年度
1	大潟村	3,092	3,092	3,092	100.0%	S44.5
2	上小阿仁村	2,224	899	884	98.3%	H13.8
3	井川町	4,647	4,505	4,298	95.4%	H2.4
4	八郎潟町	5,711	5,624	5,203	92.5%	H2.10
5	にかほ市	24,152	16,396	14,992	91.4%	H10.4
6	潟上市	32,422	30,402	27,407	90.1%	S61.4
7	秋田市	306,265	287,422	258,161	89.8%	S45.4
8	能代市	51,894	26,148	23,257	88.9%	S59.10
9	由利本荘市	75,635	35,433	30,951	87.4%	H3.4
10	藤里町	3,150	2,384	2,048	85.9%	H15.3
11	大館市	70,902	40,467	32,907	81.3%	H4.4
12	五城目町	8,937	6,916	5,550	80.2%	H5.10
13	小坂町	4,953	3,530	2,730	77.3%	H3.4
14	横手市	88,192	44,270	32,885	74.3%	H1.4
15	男鹿市	26,593	19,027	13,967	73.4%	H1.4
16	三種町	16,073	11,734	8,589	73.2%	H4.5
17	八峰町	6,965	4,804	3,494	72.7%	H14.3
18	仙北市	25,642	9,747	6,970	71.5%	S61.6
19	北秋田市	31,235	16,386	11,620	70.9%	H9.4
20	大仙市	79,930	35,823	25,151	70.2%	S63.4
21	湯沢市	43,914	19,327	13,068	67.6%	H8.4
22	美郷町	19,225	4,007	2,494	62.2%	H10.4
23	鹿角市	30,188	13,723	8,494	61.9%	H7.4
24	羽後町	14,531	6,425	3,579	55.7%	H16.3
25	東成瀬村	2,506				
	秋田県計	978,978	648,491	541,791	83.5%	

### 接続率グラフ

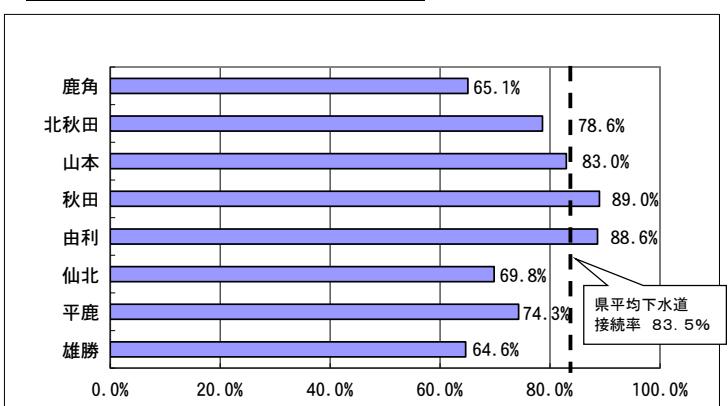


$$\text{接続率} = \frac{\text{処理区域内人口の内、接続済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100\%$$

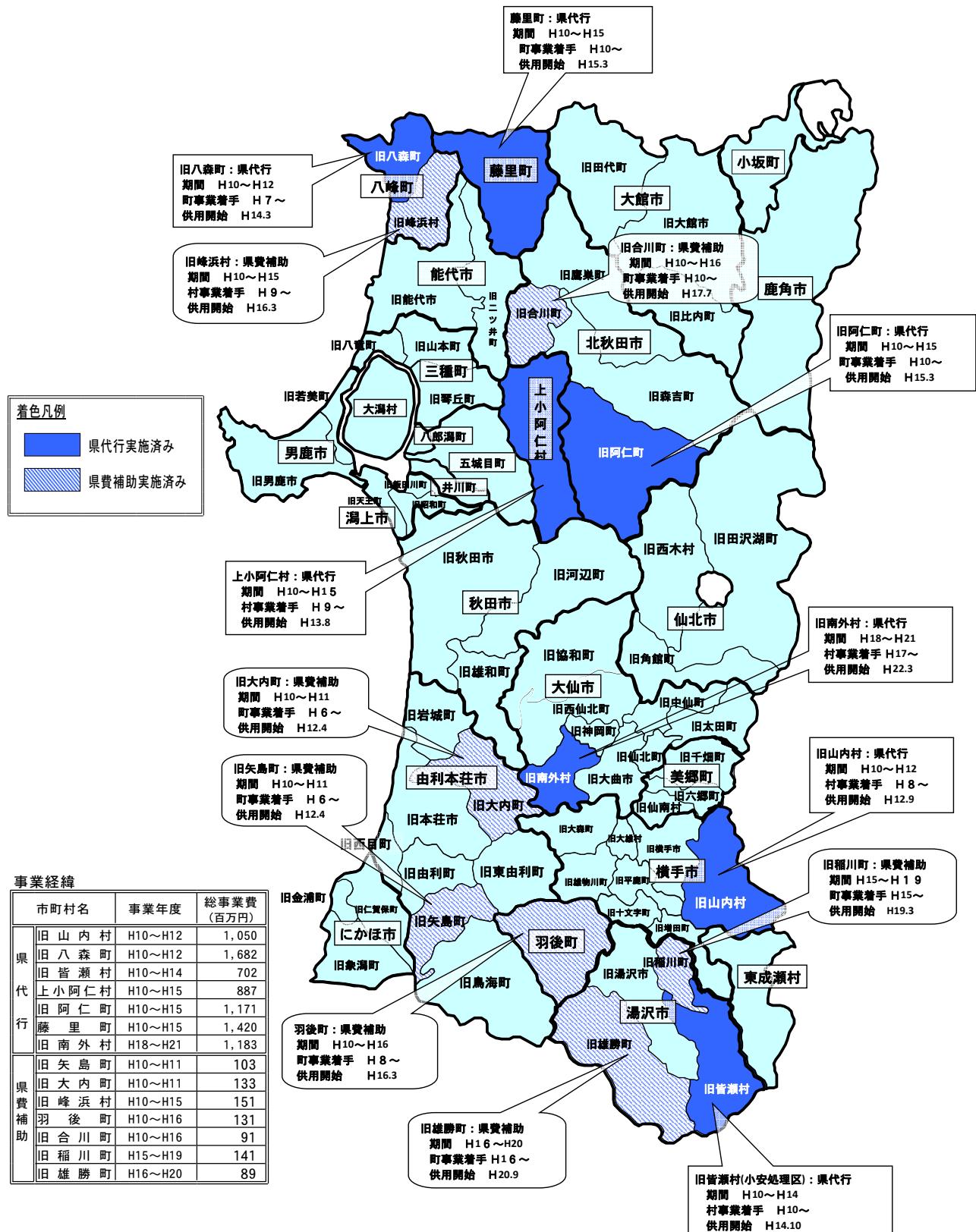
### 地域振興局別 下水道接続率

振興局名	処理区域内人口	接続済人口	R1末接続率
鹿角	17,253	11,224	65.1%
北秋田	57,752	45,411	78.6%
山本	45,070	37,388	83.0%
秋田	356,988	317,678	89.0%
由利	51,829	45,943	88.6%
仙北	49,577	34,615	69.8%
平鹿	44,270	32,885	74.3%
雄勝	25,752	16,647	64.6%
県計	648,491	541,791	83.5%

### 地域振興局別 接続率グラフ



## ⑤ 県代行・県費補助の実施状況



### ○公共下水道県代行事業（県代行）とは

ある一定の条件を満たす過疎市町村に対し、県が市町村に代わり、下水道事業の一部（処理場、幹線管渠）を代行して整備する事業。財政力及び技術力に乏しい過疎市町村の下水道整備を支援するため、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

### ○公共下水道県費補助事業（県費補助）とは

平成10年度時点で、未着手又は未供用の市町村に対し、県が供用開始までの各年度事業費に対し10%を補助する制度。ただし、県代行実施市町村は、事業対象外である。

下水道整備が立ち後れている市町村を支援するため、県代行事業と同様、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

## ⑥ 公共下水道事業の計画概要

### 公共下水道 整備量・整備率

令和2年3月31日現在

事業主体	処理区名	単独 流閣	旧市町村名	下水道法		都市計画法		供用開始年月日	排除方式	全体計画			事業計画			令和元年度末整備量					
				事業計画年月日		完了年次				事業認可年月日 (最新)※	事業認可年月日 (最新)※	計画面積(ha)a	計画人口(人)	日最大計画汚水量(m³/日)	計画面積(ha)b	計画人口(人)	日最大計画汚水量(m³/日)	整備済み面積(ha)c	面積整備率(%)		
				当初	最新	事業計画年次	全体計画年次			全体c/a	認可c/b										
秋田市	八橋	単独	秋田市	S 7. 5. 18	H29. 3. 31	H32	H37	H25. 2. 25	H29. 3. 31	S45. 4. 1	合流	838.0	37,620	25,559	838.0	40,330	27,320	827.3	98.7 98.7		
	秋田市	S 51. 4. 1						H30. 1. 17	H30. 3. 23	S57. 4. 1											
	臨海	流閣	河辺町	H 1. 7. 7	H30. 3. 27	H32	H37	H26.7.1	H30. 3. 23	H 5. 4. 1	分流	7,469.3	242,595	131,896	6,919.9	249,685	133,116	5,459.9	73.1 78.9		
	雄和町	S 63. 10. 12						H26.7.1	H30. 3. 23	H 4. 4. 1	分流										
	下浜南	単独	秋田市	H 3. 8. 6	H30. 3. 27	H32	H37	H25. 2. 25	H23. 3. 25	H 4. 4. 1	分流	49.5	715	257	49.5	715	257	42.2	85.2 85.2		
	羽川	単独	秋田市	S 63. 8. 16	H30. 3. 27	H32	H37	【特環】	【特環】	H 1. 4. 1	分流	25.0	160	184	25.0	190	107	25.0	100.0 100.0		
	太平山	単独	秋田市	H 1. 9. 18	H30. 11. 16	H37	H37	【特環】	【特環】	H 3. 8. 1	分流	97.0	13,630	1,810	97.0	13,630	1,810	44.9	46.3 46.3		
	秋田市計											8,478.8	294,720	159,706	7,929.4	304,550	162,610	6,292.6	74.2 79.4		
能代市	能代	単独	能代市	S 24. 4. 7	H30. 11. 16	H37	H52	H27. 1. 16	H30. 11. 16	S59. 10. 1	分式(一部合流)	1,761.7	26,000	17,389	1,166.3	26,900	17,599	850.0	48.2 72.9		
横手市	横手	流閣	横手市	S 58. 9. 14				H 1. 4. 1													
	増田町	H 1. 9. 8						H10. 4. 1													
	平鹿町	H 1. 9. 5						H 5. 10. 1													
	雄物川町	H 1. 9. 6						H 9. 4. 1													
	十文字町	H 1. 10. 13						H 8. 4. 1													
	大雄村	H 2. 7. 19						H 6. 4. 1													
相野々	相野々	単独	山内村	H 8. 7. 26	H30. 11. 16	H37	H57	H30. 1. 12	H31. 2. 13	H12. 9. 1	分流	51.7	800	380	51.7	1,300	605	51.7	100.0 100.0		
	横手市計											2,076.4	33,400.0	16,251	2,076.4	42,200.0	19,947	1,915.9	92.3 92.3		
大館市	大館	流閣	大館市	S 62. 11. 9				H28. 11. 11	H31. 1. 24	H 4. 4. 1											
	比内町	H 1. 7. 4						H 6. 4. 1													
	田代町	H 2. 6. 22						【特環】	【特環】	H 7. 4. 1											
男鹿市	臨海	流閣	男鹿市	S 54. 2. 9				H28. 7. 27	H28. 9. 21	H 1. 4. 1	分流	1,364.6	19,000	8,595	948.0	20,460	9,083	836.8	61.3 88.3		
	若美町	S 63. 7. 12						【特環】	【特環】	H 4. 4. 1	分流										
湯沢市	湯沢	単独	湯沢市	H 3. 7. 17	H29. 3. 21	H32	H37	H 9. 12. 8	H29. 3. 24	H 8. 4. 1	分流	911.0	19,650	11,983	602.5	14,980	7,952	505.5	55.5 83.9		
	大谷	単独	稻川町	H 14. 3. 27	H30. 3. 23	H37	H47	【特環】	【特環】	H 18. 3. 31	分流	1.3	30	11	1.3	38	14	1.3	100.0 100.0		
	稻川	単独	稻川町	H 15. 4. 11	H30. 3. 23	H37	H47	【特環】	【特環】	H 19. 3. 31	分流	86.9	1,810	796	86.9	2,210	972	86.9	100.0 100.0		
院内	院内	単独	雄勝町	H 16. 4. 13	H30. 3. 23	H37	H47	【特環】	【特環】	H 20. 9. 1	分流	45.2	820	290	45.2	1,030	290	45.2	100.0 100.0		
	小安	単独	皆瀬村	H 11. 1. 27	H30. 3. 23	H37	H47	【特環】	【特環】	H 14. 10. 1	分流	26.9	260	200	26.9	324	250	26.9	100.0 100.0		
	皆瀬	単独	皆瀬村	H 14. 3. 27	H30. 3. 23	H37	H47	【特環】	【特環】	H 18. 3. 31	分流	15.5	100	120	15.5	128	119	15.5	100.0 100.0		
湯沢市計												1,086.8	22,670	13,400	778.3	18,710	9,597	681.3	62.7 87.5		
	鹿角	流閣	鹿角市	S 63. 11. 28	H30. 3. 1	H32	H52	H30. 3. 5		H 7. 4. 1	分流	899.5	11,490	6,336	640.0	12,160	6,363	537.1	59.7 83.9		
	湯瀬	単独	鹿角市	H 17. 4. 12	H29. 2. 13	H32	H52	H29. 2. 14		H 22. 4. 1	分流	20.0	190	754	20.0	270	400	14.4	71.9 71.9		
由利本荘市	本荘	単独	本荘市	S 57. 1. 6				H30. 10. 15	H30. 8. 31	H 3. 4. 1	分流	1,389.8	33,130	14,916	931.9	23,460	10,275	469.9	33.8 50.4		
	西目	単独	西目町	S 63. 12. 19				【特環】	【特環】	H 7. 9. 1	分流										
	矢島	単独	矢島町	H 6. 12. 5				H30. 10. 15	H30. 8. 31	H 12. 4. 1	分流	278.0	2,200	978	278.0	3,060	1,325	159.5	57.4 57.4		
	道川	単独	岩城町	S 60. 11. 26				【特環】	【特環】	H 4. 4. 1	分流	218.9	2,140	900	218.9	2,790	1,172	150.9	68.9 68.9		
	前郷	単独	由利町	S 63. 12. 18				【特環】	【特環】	H 7. 4. 1	分流	141.2	1,350	628	141.2	1,740	796	94.0	66.6 66.6		
	岩谷	単独	大内町	H 6. 9. 21				【特環】	【特環】	H 12. 3. 23	分流	212.4	2,300	1,094	212.4	3,100	1,438	212.4	100.0 100.0		
	由利本荘市計											2,240.3	41,120	18,516	1,782.4	34,150	15,006	1,086.7	48.5 61.0		
潟上市	臨海	流閣	昭和町	S 51. 3. 10				S61. 4. 1													
	飯田川町	S 57. 12. 28						S63. 4. 1													
	天王町	S 54. 2. 9						S61. 4. 1													
大仙市	大曲	流閣	大曲市	S 57. 3. 29				H30. 2. 16	H30. 10. 5	H 3. 4. 1											
	神岡町	H 13. 9. 4						H19. 3. 31													
	仙北町	H 4. 10. 16						H 8. 6. 1													
	中仙町	S 62. 10. 27						H 3. 10. 1													
	刈野	単独	西仙北町	H 5. 12. 13	H30. 11. 16	H37	H57	H30. 12. 13	H30. 12. 13	H 10. 4. 1	分流	156.0	1,400	582	156.0	2,310	959	103.5	66.3 66.3		
	強首	単独	西仙北町	H 6. 12. 16	H30. 11. 16	H37	H57	【特環】	【特環】	H 10. 4. 1	分流	30.0	200	84	30.0	380	159	30.0	100.0 100.0		
協和	協和	単独	協和町	H 5. 9. 29	H30. 11. 16	H37	H57	【特環】	【特環】	H 9. 3. 31	分流	102.0	1,150	565	102.0	2,040	935	102.0	100.0 100.0		
	南外	単独	南外村	H 17. 5. 27	H30. 11. 16	H37	H57	【特環】	【特環】	H 22. 3. 31	分流	39.2	500	208	39.2	840	349	38.4	98.0 98.0		
	大仙市計											1,741.8	34,050	16,370	1,741.8	36,370	17,333	1,451.4	83.3 83.3		
北秋田市	鷹巣	単独	鷹巣町	H 3. 8. 23	H29. 3. 30	H32	H47	H29. 2. 7	H29. 3. 31	H10. 4. 1	分流	717.2	9,030	5,212	530.0	10,610	4,975	392.6	54.7 74.1		
	米内沢	単独	森吉町	H 2. 11. 26	H30. 7. 13	H32	H47	H29. 2. 7	H30. 8. 28	H 9. 4. 1	分流	229.1	2,290	1,079	229.1	3,370	1,591	178.2	77.8 77.8		
	阿仁合	単独	阿仁町	H10. 6. 9	H30. 7. 13	H32	H47	【特環】	【特環】	H15. 3. 31	分流	93.0	820	394	93.0	1,400	672	92.2	99.1 99.1		
合川	合川	単独	合川町	H10. 9. 2	H30. 7. 13	H32	H47	H29. 2. 7	H30. 8. 28	H17. 7. 1	分流	98.0	1,100	567	98.0	1,600	824	94.3	96.2 96.2		
	北秋田市計											1,137.3	13,240	7,252	950.1	16,980	8,062	757.3	66.6 79.7		
にかほ市	仁賀保町							H10. 4. 1													
	にかほ	単独	金浦町	H 5. 1. 29	H30. 8. 10	H35	H47	H22. 7. 23	H30. 10. 1	H10. 4. 1	分流	1,161.0	19,460	11,945	875.4	17,590	10,826	636.7	54.8 72.7		
	象潟町																				
仙北市	大曲	流閣	角館町	S 62. 11. 9	H29. 3. 27	H32	H37	H29. 3. 3	H29. 3. 27	H 6. 4. 15	分流	395.0	6,420	3,552	321.2	6,040	3,336	254.2	64.4 79.2		
	田沢湖	単独	田沢湖町	S 55. 3.																	

#### 4) 下水道終末処理場の概要

(令和2年3月31日現在)

市町村名	処理場名	処理区名	処理方式	処理開始年月	水処理能力(日最大)			流入水量		池数			水処理方式
					全体 (m <sup>3</sup> /日)	認可 (m <sup>3</sup> /日)	現有 (m <sup>3</sup> /日)	日最大 (m <sup>3</sup> /日)	日平均 (m <sup>3</sup> /日)	全體 (m <sup>3</sup> /日)	認可 (m <sup>3</sup> /日)	現有 (m <sup>3</sup> /日)	
秋田県 (流域下水道)	秋田臨海処理センター	臨海	分流	S57. 4	195,000	200,000	131,500	136,551	82,087	6	6	4	標準活性汚泥法
	大曲処理センター	大曲	分流	S63. 4	18,000	18,000	16,200	13,472	9,038	4	4	3	標準活性汚泥法
	横手処理センター	横手	分流	H 1. 4	24,600	24,600	24,600	16,978	11,180	3	3	3	標準活性汚泥法
	大館処理センター	大館	分流	H 4. 4	20,000	18,000	15,000	11,220	8,708	4	3	2	標準活性汚泥法
	鹿角処理センター	鹿角	分流	H 7. 4	8,200	8,200	8,200	4,756	3,594	2	2	2	標準活性汚泥法
流域下水道 計 (5処理場)					265,800	268,800	195,500	182,977	114,607	19	18	14	
秋田市	八橋下水道終末処理場	八橋	合流	S45. 4	62,000	62,000	62,000	38,750	22,920	13	13	13	標準活性汚泥法
	羽川浄化センター	羽川	分流	H 1. 4	380	380	380	367	194	4	4	4	接触ばっ気法
	金足浄化センター	小泉潟	分流	H 2. 4	370	370	370	168	69	2	2	2	OD法 ※R1.5ポンプ場化のため4月分のみ
	仁別浄化センター	太平山	分流	H 3. 8	2,300	2,300	1,150	506	252	4	4	2	OD法
能代市	能代終末処理場	能代	分流 (一部合流)	S59. 10	17,700	17,700	17,700	24,701	11,098	3	3	3	標準活性汚泥法
横手市	山内浄化センター	相野々	分流	H12. 9	-	-	780	585	383	4	3	3	土壤被覆型縫間接触酸化法 ※今期認可より横手処理区に統合
湯沢市	湯沢浄化センター	湯沢	分流	H 8. 4	8,800	8,800	6,600	3,726	3,320	4	4	3	OD法
	小安浄化センター	小安	分流	H14. 10	600	600	600	281	186	1	1	1	POD法
	皆瀬浄化センター	皆瀬	分流	H18. 3	230	230	230	77	57	1	1	1	土壤被覆型縫間接触酸化法
	稻川浄化センター	稻川	分流	H19. 3	850	850	850	709	537	1	1	1	OD法
	院内浄化センター	院内	分流	H20. 9	600	600	600	212	133	1	1	1	POD法
鹿角市	湯瀬浄化センター	湯瀬	分流	H22. 4	800	400	400	29	18	2	2	1	OD法
由利本荘市	水林浄化センター	本荘	分流	H 3. 4	18,600	13,400	8,200	5,565	4,253	5	4	3	標準活性汚泥法
	西目浄化センター	西目	分流	H 7. 9	-	-	2,200	1,838	1,276	3	3	2	POD法 ※今期認可より本荘処理区に統合
	矢島浄化センター	矢島	分流	H12. 4	2,600	2,600	2,600	1,019	581	2	2	2	OD法
	道川浄化センター	道川	分流	H 4. 4	1,900	1,900	1,900	1,085	955	5	5	5	接触ばっ気法
	前郷浄化センター	前郷	分流	H 7. 4	1,330	1,330	887	1,341	328	3	3	2	接触ばっ気法
	岩谷浄化センター	岩谷	分流	H12. 3	2,300	2,300	1,600	1,473	843	3	3	2	OD法
大仙市	協和中央浄化センター	協和	分流	H 9. 3	1,330	1,330	1,330	646	530	2	2	2	OD法
	刈和野浄化センター	刈和野	分流	H10. 4	1,700	1,700	1,700	575	505	2	2	2	POD法
	強首浄化センター	強首	分流	H10. 4	380	380	380	116	98	1	1	1	POD法
	南外浄化センター	南外	分流	H22. 3	1,000	1,000	1,000	85	78	1	1	1	POD法
北秋田市	米内沢浄化センター	米内沢	分流	H 9. 4	2,320	1,740	1,740	1,046	675	4	3	3	OD法
	鷹巣浄化センター	鷹巣	分流	H10. 4	5,300	5,000	3,000	2,781	2,176	5	5	3	OD法
	阿仁合浄化センター	阿仁合	分流	H15. 3	1,100	1,100	550	371	254	2	2	1	OD法
	合川浄化センター	合川	分流	H17. 7	1,100	1,100	1,100	951	431	4	4	4	土壤被覆型縫間接触酸化法
にかほ市	笹森クリーンセンター	にかほ	分流	H10. 4	12,000	12,000	7,150	4,989	4,193	8	8	5	OD法
仙北市	田沢湖浄化センター	田沢湖	分流	S61. 6	3,300	3,300	3,300	2,536	1,549	6	6	6	接触ばっ気法
上小阿仁村	沖田面浄化センター	沖田面	分流	H13. 8	800	800	800	776	238	1	1	1	POD法
藤里町	藤里浄化センター	藤里	分流	H15. 3	1,600	1,600	1,600	884	646	2	2	2	OD法
八峰町	八森浄化センター	八森	分流	H14. 3	1,700	1,700	1,700	753	519	2	2	2	OD法
	沢目浄化センター	沢目	分流	H16. 3	1,200	1,200	1,200	642	386	2	2	2	OD法
羽後町	西馬音内浄化センター	西馬音内	分流	H16. 3	3,600	2,200	2,200	1,588	1,025	3	2	2	OD法
単独公共下水道 計 (33処理場)					159,790	151,910	137,797	101,171	60,706	106	102	88	
合 計					425,590	420,710	333,297	284,148	175,313	125	120	102	

## 5) 下水汚泥の状況

令和元年度 年間実績

### ① 下水汚泥の処理処分状況

下水道 管理者	処理場名	流入水		処理水		発生汚泥量		汚泥処分		備 考
		水量 (千m3)	BOD (mg/L)	水量 (千m3)	BOD (mg/L)	発生汚泥量 (ton, m3)	含水率 (%)	処分形態	処分地	
秋田県	秋田臨海処理センター	30,044	200	30,044	4.3	20,056.1	80.8	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-消化-脱水(BP, SP)-焼却
						3,002.0	80.4	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-消化-脱水(SP)
	大曲処理センター	3,308	280	3,308	5.1	2,601.0	75.9	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(RP)-炭化
	横手処理センター	4,092	120	4,092	4.3	3,133.0	76.3	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(RP)-炭化(大曲T)
	大館処理センター	3,187	233	3,187	3.6	2,060.6	78.5	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠)-焼却(秋田臨海T)
						384.6	78.5	炭化(試験)	県北地区広域汚泥資源化施設	濃縮-脱水(遠)
	鹿角処理センター	1,315	209	1,315	5.3	972.9	78.1	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(BP, 遠)-焼却(秋田臨海T)
特環 公共	十和田湖水きらきら センター(秋田県分)	76				111.3	78.1	炭化(試験)	県北地区広域汚泥資源化施設	濃縮-脱水(BP, 遠)
						27.0	82.7	コンポスト	県南環境保全センター(青森県)	脱水(遠)
流域下水道 計		41,946 千m3				脱水ケキ	32,321.5 ton			
						濃縮汚泥	0.0 m3			
秋田市	八橋終末処理場	12,184	164	12,184	2.0	4,137.7	74.0	溶融(ゴミ混焼)	秋田市総合環境センター	濃縮-脱水(RP)
	羽川浄化センター	71	228	71	3.6			※濃縮汚泥525m3	-	汚泥は八橋で一括処理
	金足浄化センター	6	180	6	<0.5			※濃縮汚泥99m3	-	汚泥は八橋で一括処理
	仁別浄化センター	92	22	92	14.4	-	-	※汚泥発生なし	-	-
能代市	能代終末処理場	4,178	190	4,195	1.5	1,288.0	79.5	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-消化-脱水(SP)
						26.0	79.5	炭化(試験)	県北地区広域汚泥資源化施設	濃縮-消化-脱水(SP)
横手市	山内浄化センター	139	157	139	2.9	484.0	97.7	焼却	横手市衛生センター	濃縮-焼却
湯沢市	湯沢浄化センター	1,215	230	1,215	1.8	714.6	81.7	焼却	三菱マテリアル(株)	濃縮-脱水(遠)
						215.4	81.7	コンポスト	岩手コンポスト(株)	濃縮-脱水(遠)
	小安浄化センター	68	127	68	2.4	2.9	15.0	乾燥(肥料)	緑地還元	濃縮-脱水(SP)-乾燥
	皆瀬浄化センター	21	140	21	3.7			※濃縮汚泥84m3		汚泥は小安で一括処理
	福川浄化センター	197	170	197	1.3	140.3	81.8	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)
						10.4	81.8	焼却	三菱マテリアル(株)	脱水(SP)
	院内浄化センター	50	170	50	1.6	33.9	81.5	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水(SP)
鹿角市	湯瀬浄化センター	7	329	7	6.1	-	-	※汚泥発生なし	-	-
由利本荘市	水林浄化センター	1,552	209	1,552	7.2	1,161.2	76.8	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(BP)
	矢島浄化センター	211	190	211	2.9	166.0	89.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)
	道川浄化センター	632	163	632	9.8	222.0	83.7	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(多)
	前郷浄化センター	308	100	308	11.4	654.0	98.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
	岩谷浄化センター	335	200	335	3.5	2,590.3	98.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
	西目浄化センター	599	170	599	6.3	3,360.0	98.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
大仙市	刈和野浄化センター	202	180	184	1.5	17.9	11.4	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥
	強首浄化センター	38	177	35	1.7	3.4	6.7	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥
	協和中央浄化センター	196	148	164	1.4	31.7	84.0	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠)
						138.4	84.0	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(遠)
	南外浄化センター	29	156	29	1.7	16.3	83.3	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(多)
北秋田市	鷹巣浄化センター	789	186	789	5.3	677.9	84.3	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)
	米内沢浄化センター	247	159	247	3.5	175.9	83.7	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)
	阿仁合浄化センター	93	169	93	2.3	87.7	87.9	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)
	合川浄化センター	158	193	158	4.2	66.5	84.5	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)
にかほ市	笹森クリーンセンター	1,534	135	1,534	2.2	937.0	82.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)
仙北市	田沢湖浄化センター	575	130	575	6.5	144.2	70.1	焼却	大仙市北広域北部ごみ処理センター	脱水(BP)
上小阿仁村	沖田面浄化センター	82	217	82	1.5	14.8	55.7	コンポスト	実験利用	濃縮-脱水(遠)-乾燥
藤里町	藤里浄化センター	237	248	237	1.1	25.3	24.7	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	脱水(多)-乾燥
						6.3	24.7	炭化(試験)	県北地区広域汚泥資源化施設	脱水(多)-乾燥
八峰町	八森浄化センター	189	190	189	1.5	162.9	86.2	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠)
	沢目浄化センター	141	175	141	1.6	95.6	84.7	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(多)
	八森・沢目浄化センター	-	-	-	-	17.7	85.6	炭化(試験)	県北地区広域汚泥資源化施設	濃縮-脱水(遠・多)
羽後町	西馬音内浄化センター	373	220	373	3.7	286.7	84.6	陸上埋立	秋田県環境保全センター	反応槽直接脱水(多)
単独公共下水道 計		26,748 千m3				脱水ケキ	11,024.6 ton			BP : ベルトブ'レス SP : クリューブ'レス RP : ローテーブ'レス 遠 : 遠心 多 : 多重円盤
						濃縮汚泥	7,088.3 m3			
合 計 (十和田湖水きらきらセンター除く)		68,694 千m3				脱水ケキ	43,346.1 ton			
						濃縮汚泥	7,088.3 m3			

## ② 下水汚泥の現状

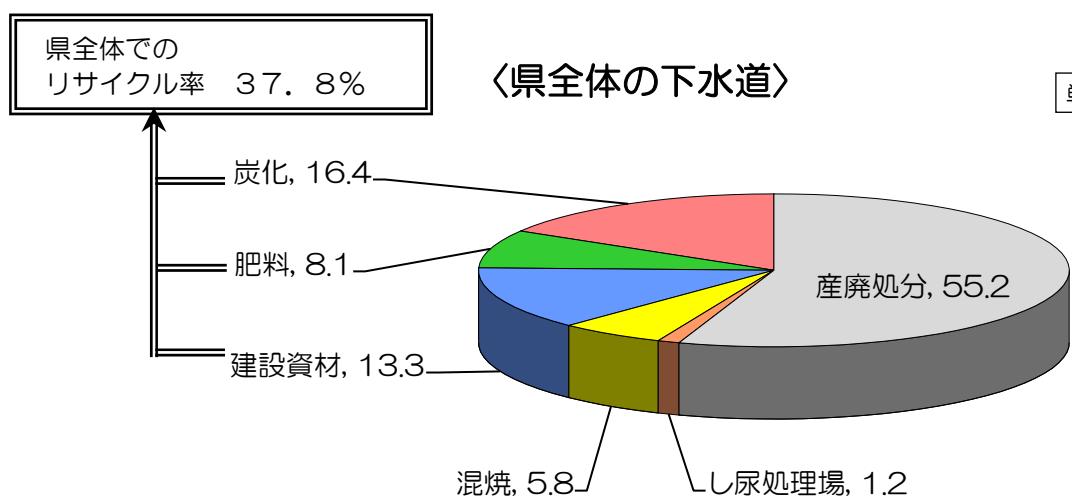
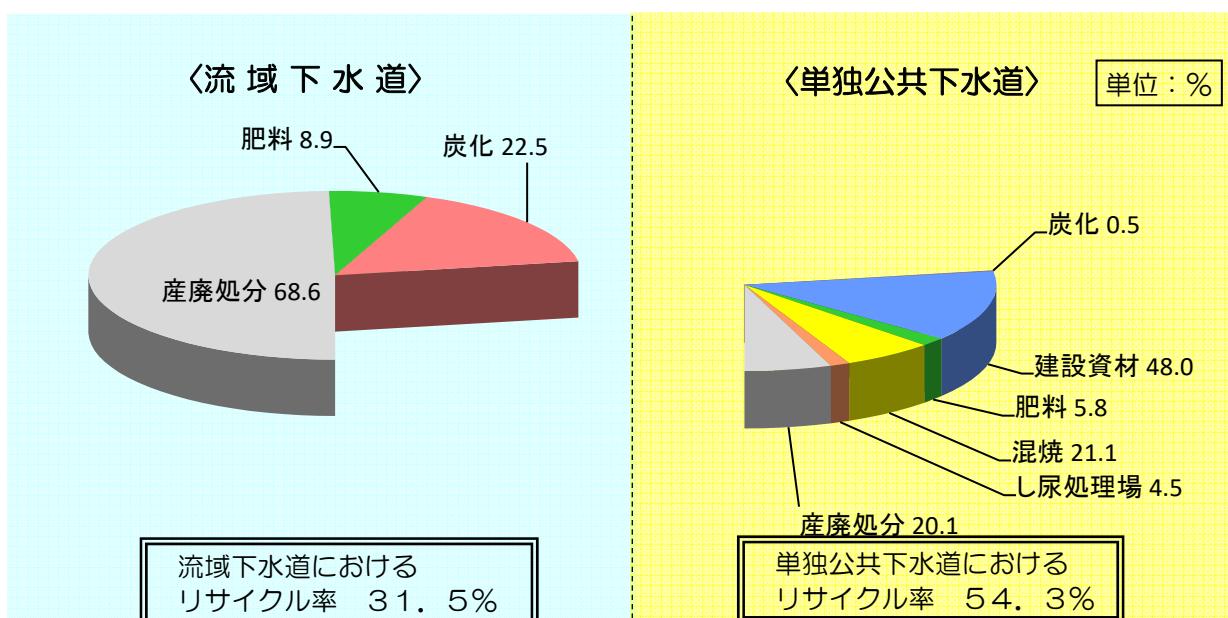
### イ) 県内の発生状況（令和元年度実績）

50, 434 WT-ton/年 ※9, 087 DS-ton/年(100%)	
〈流域下水道〉 32, 322 WT-ton/年 ※6, 572 DS-ton/年 (72. 3) %	〈単独公共下水道〉 18, 113 WT-ton/年 ※2, 515 DS-ton/年 (27. 7) %

※WT-tonは、汚泥搬出時における実態の汚泥量(脱水汚泥、濃縮汚泥等)

※DS-tonは、下水汚泥発生時における汚泥中の水分を控除した固体物量

### ロ) 令和元年度汚泥処理処分状況（構成比率）



### (3) 全国の汚水処理人口普及状況

(令和元年度末)

処理施設名	汚水処理人口	普及率
公共下水道	10,113	万人 79.7%
農業集落排水施設等	329	〃 2.6%
合併処理浄化槽	1,175	〃 9.3%
浄化槽市町村整備推進事業等分	83	〃 0.7%
浄化槽設置整備事業分	615	〃 4.8%
上記以外分	477	〃 3.8%
コミュニティ・プラント	20	〃 0.2%
合計	11,636	万人 91.7%
総人口(住民基本台帳人口)	12,684	万人

(注)1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 令和元年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(大熊町、双葉町、葛尾村)を除いた値を公表している。

#### 1) 都道府県別普及状況(%)

(令和元年度末)

都道府県名	汚水処理全体	うち公共下水道	都道府県名	汚水処理全体	うち公共下水道
北海道	95.7%	91.4%	大阪府	98.0%	96.2%
青森県	80.2%	61.0%	兵庫県	98.9%	93.3%
岩手県	82.6%	60.7%	奈良県	89.3%	81.2%
宮城县	92.3%	82.5%	和歌山县	66.0%	27.9%
秋田県	88.0%	66.2%	鳥取県	94.8%	72.3%
山形県	93.1%	77.6%	島根県	81.3%	49.7%
福島県	83.7%	54.1%	岡山县	87.3%	68.6%
茨城县	85.6%	63.0%	広島県	88.8%	75.8%
栃木県	87.7%	67.9%	山口県	87.5%	66.8%
群馬県	81.8%	54.6%	徳島県	63.4%	18.4%
埼玉県	92.8%	81.9%	香川県	78.8%	45.8%
千葉県	89.1%	75.5%	愛媛県	80.0%	55.4%
東京都	99.8%	99.6%	高知県	74.6%	40.1%
神奈川県	98.1%	96.9%	福岡県	93.0%	82.6%
新潟県	88.3%	76.4%	佐賀県	84.7%	62.0%
富山县	97.2%	85.9%	長崎県	81.7%	63.2%
石川県	94.4%	84.3%	熊本県	87.4%	69.0%
福井県	96.4%	80.9%	大分県	77.7%	51.5%
山梨県	83.8%	66.6%	宮崎県	87.1%	60.4%
長野県	98.0%	84.0%	鹿児島県	81.9%	42.4%
岐阜県	92.9%	76.8%	沖縄県	86.4%	72.0%
静岡県	82.2%	63.9%			
愛知県	91.4%	79.3%			
三重県	86.0%	55.9%	全国計	91.7%	79.7%
滋賀県	98.9%	91.1%	秋田県順位	88.0%	66.2%
京都府	98.4%	94.9%		23位	29位

令和元年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(大熊町、双葉町、葛尾村)を除いた値を公表している。

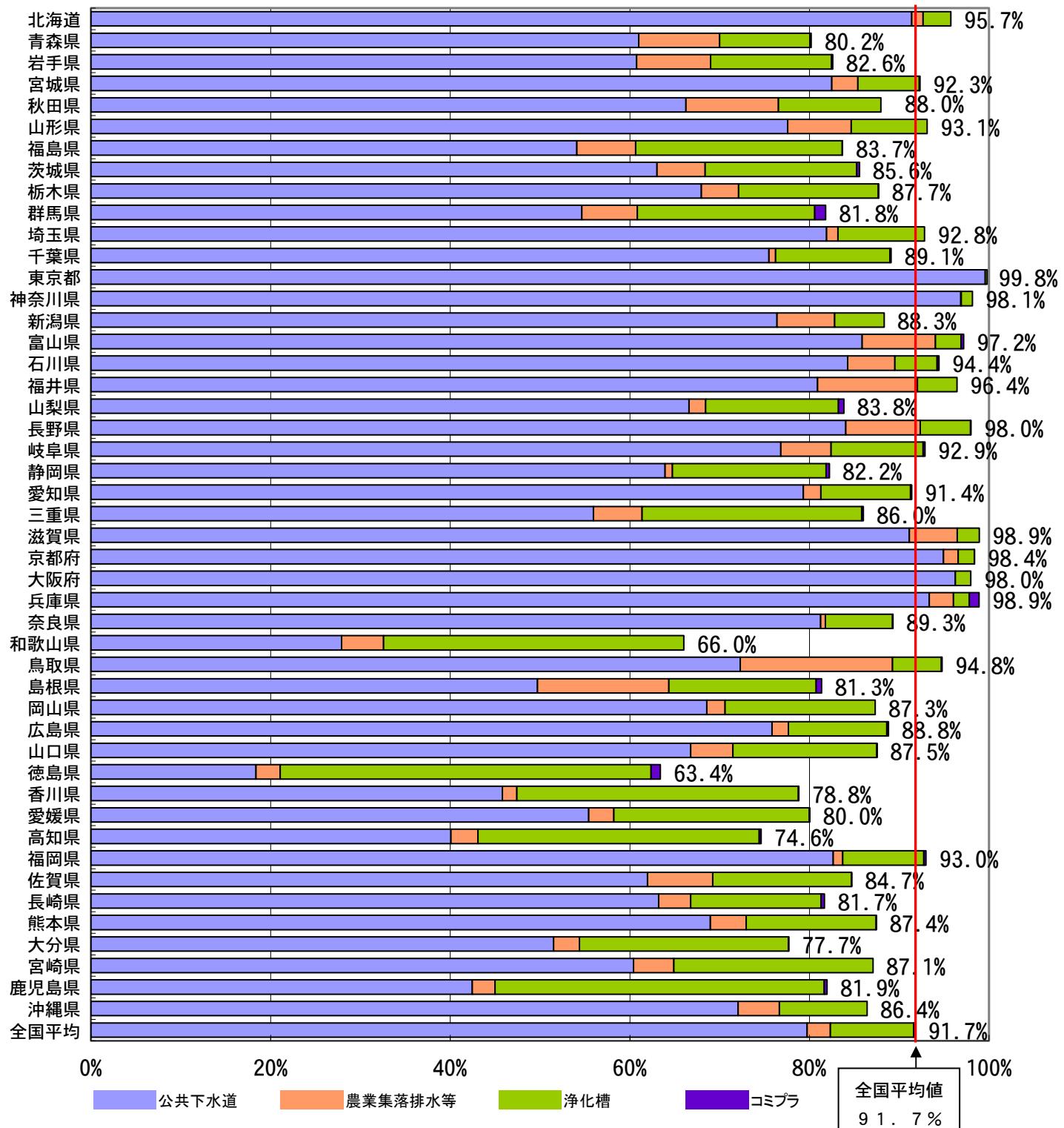
## 2) 都道府県別汚水処理人口普及状況

(令和元年度末)

都道府県名	汚水処理人口 普及率	総人口 (千人)	汚水処理 人口 計 (千人)	公共下水道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	浄化槽 (千人)	うち 浄化槽市町 村整備推進 事業等分 (千人)	うち 浄化槽設置 整備事業分 (千人)	うち 左記以外分 (千人)	コミュニティ ・プラント (千人)
							(千人)	(千人)		
北海道	95.7%	5,240	5,017	4,789	65	163	53	66	44	0
青森県	80.2%	1,266	1,015	772	114	128	11	41	76	2
岩手県	82.6%	1,228	1,014	746	101	165	40	97	29	2
宮城県	92.3%	2,283	2,107	1,883	66	157	39	80	38	2
秋田県	88.0%	979	861	648	101	112	21	68	23	0
山形県	93.1%	1,076	1,002	835	76	91	16	46	29	0
福島県	83.7%	1,854	1,551	1,003	121	427	38	265	124	1
茨城県	85.6%	2,913	2,493	1,836	156	491	13	204	274	10
栃木県	87.7%	1,960	1,719	1,331	81	305	6	241	58	1
群馬県	81.8%	1,964	1,607	1,073	121	388	24	245	119	24
埼玉県	92.8%	7,392	6,861	6,054	93	712	24	191	498	1
千葉県	89.1%	6,321	5,631	4,771	48	805	11	290	504	8
東京都	99.8%	13,866	13,835	13,804	2	27	5	9	13	2
神奈川県	98.1%	9,217	9,044	8,927	3	115	4	38	73	0
新潟県	88.3%	2,225	1,964	1,699	142	123	13	40	70	0
富山県	97.2%	1,052	1,022	903	86	30	1	19	10	3
石川県	94.4%	1,135	1,071	956	60	53	10	14	30	2
福井県	96.4%	777	749	629	86	34	2	26	6	0
山梨県	83.8%	823	690	548	15	122	8	48	66	5
長野県	98.0%	2,078	2,035	1,746	173	116	16	81	18	1
岐阜県	92.9%	2,025	1,880	1,555	113	208	9	135	63	4
静岡県	82.2%	3,697	3,039	2,364	30	632	16	384	233	13
愛知県	91.4%	7,564	6,912	5,999	149	755	22	246	487	10
三重県	86.0%	1,808	1,554	1,011	98	442	17	228	197	3
滋賀県	98.9%	1,419	1,403	1,293	76	35	0	13	21	0
京都府	98.4%	2,538	2,497	2,410	41	46	11	24	11	0
大阪府	98.0%	8,844	8,664	8,511	1	152	4	18	130	0
兵庫県	98.9%	5,534	5,473	5,165	148	99	9	62	27	60
奈良県	89.3%	1,350	1,205	1,097	7	101	4	34	63	1
和歌山県	66.0%	950	627	265	44	317	14	191	112	0
鳥取県	94.8%	558	529	404	95	30	5	14	12	0
島根県	81.3%	676	549	336	99	111	29	50	32	4
岡山県	87.3%	1,898	1,657	1,302	39	317	18	207	93	0
広島県	88.8%	2,819	2,503	2,137	52	309	14	153	141	5
山口県	87.5%	1,362	1,192	909	64	219	7	135	76	0
徳島県	63.4%	738	468	136	20	305	14	169	122	8
香川県	78.8%	977	770	447	16	306	14	242	50	0
愛媛県	80.0%	1,363	1,091	755	38	296	25	167	105	1
高知県	74.6%	704	525	282	21	221	13	132	76	1
福岡県	93.0%	5,120	4,760	4,230	55	462	55	277	130	12
佐賀県	84.7%	820	695	508	60	127	44	64	19	0
長崎県	81.7%	1,341	1,095	847	48	195	15	140	40	5
熊本県	87.4%	1,762	1,540	1,215	70	255	32	174	49	0
大分県	77.7%	1,146	890	590	33	267	11	174	82	1
宮崎県	87.1%	1,089	948	658	49	242	18	185	39	0
鹿児島県	81.9%	1,618	1,326	687	41	593	46	418	129	5
沖縄県	86.4%	1,476	1,276	1,064	68	144	13	5	126	0
全国計	91.7%	126,843	116,360	101,129	3,287	11,747	831	6,148	4,767	198

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。  
 2. 令和元年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（大熊町、双葉町、葛尾村）を除いた値を公表している。  
 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

### 3) 都道府県別 生活排水処理人口普及率（令和元年度末）



・全国生活排水処理人口普及率：91.4% (H30) → 91.7% (R1)  
 『普及率は0.3%UP』

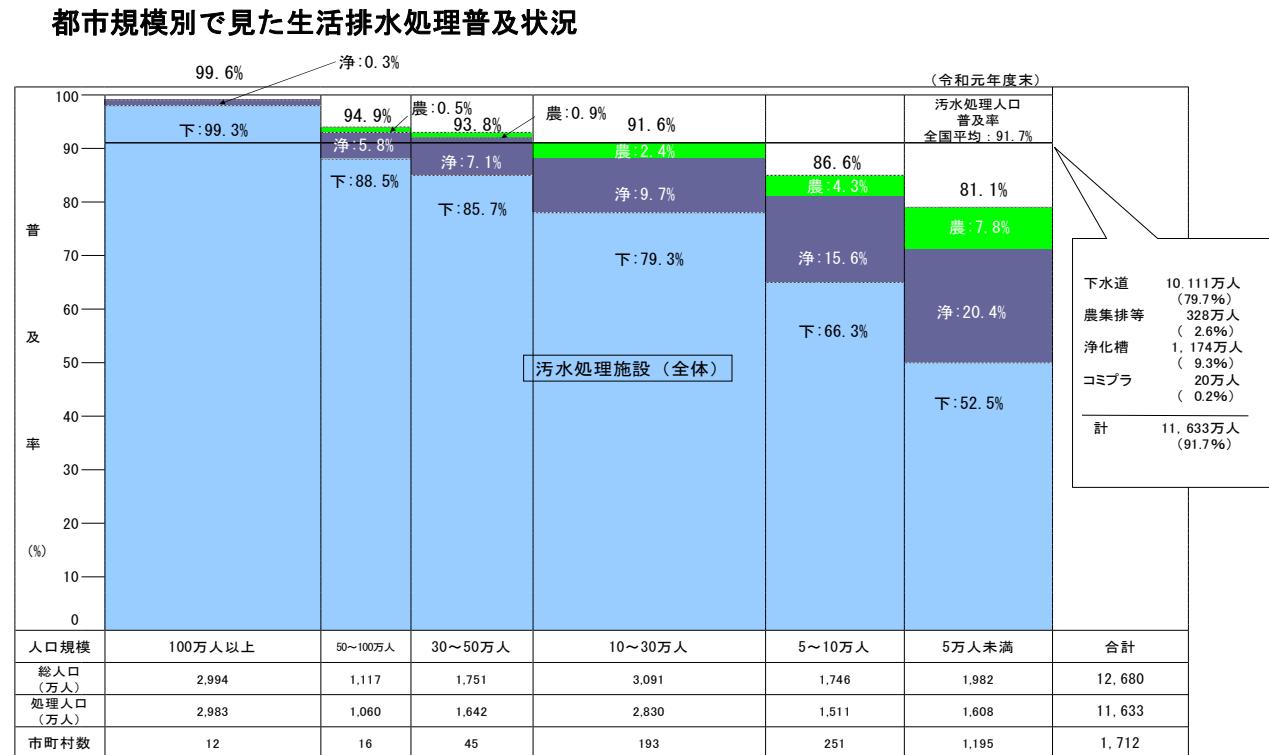
・都道府県の普及水準に大きな格差 (63.4%~99.8%)  
 → 早急な生活排水処理施設の普及促進による未普及人口・地域間格差の  
 解消が必要。

※令和元年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（大熊町、双葉町、葛尾村）を除いた値を  
 公表している。

## 4) 人口規模別生活排水処理普及状況

普及率は0.3%UP。今後も早急な普及の促進が必要。  
(令和元年度末の生活排水処理整備状況)

生活排水処理人口普及率：91.4% (H30) → 91.7% (R1)



(注) 1. 総市町村数1,712の内訳は、市 793、町 735、村 184（東京都区部は市数に1市として含む）  
2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。  
3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。  
4. 令和元年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（大熊町、双葉町、葛尾村）を除いた値を公表している。

人口5万人未満の中小市町村では普及率81.1%にすぎない。

## 4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況

### (1) 下水道使用料

令和2年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系										基本 水量 (m <sup>3</sup> /月)	基本 使用料 (円/月)	使 用 料 体 系 消費税	1ヶ月 20m <sup>3</sup> ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m <sup>3</sup> )
	(区分水量) は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線													
秋田市	0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 3,000 5,000	(m <sup>3</sup> )	10	1,020	181	226	249	305	352	427	(円)	1,020	税抜き	3,113
能代市	0 6 30 50 100	(m <sup>3</sup> )	0	500	82	150	164	177	205		(円)	500	税抜き	3,401
横手市	0 5 10 20 30 40 50 100	(m <sup>3</sup> )	5	700	140	149	158	167	176	185	(円)	700	税抜き	3,179
大館市	0 10 20 50 100	(m <sup>3</sup> )	10	1,400	150	160	190	210			(円)	1,400	税抜き	3,190
男鹿市	0 10 20 50 100	(m <sup>3</sup> )	10	1,650	165	176	209	231			(円)	1,650	税込み	3,300
湯沢市	0 6 20 50 100	(m <sup>3</sup> )	6	1,327	174	185	195	205	(公衆浴場等 超過料金 6m <sup>3</sup> 超 一律86円)			1,327	税込み	3,763
	0 6 20 50 100	(m <sup>3</sup> )	6	4,527	174	185	195	205	(公衆浴場等 超過料金 6m <sup>3</sup> 超 一律86円)			4,527	税込み	6,963
鹿角市	0 10 20 50 100	(m <sup>3</sup> )	10	1,500	160	170	180	190			(円)	1,500	税抜き	3,410
由利本荘市	0 10 20 50 100	(m <sup>3</sup> )	0	523	125	156	177	198	220		(円)	523	税込み	3,333
潟上市	0 10 30 50 100	(m <sup>3</sup> )	10	1,320	176	198	209	242			(円)	1,320	税込み	3,080
大仙市	0 10 30 50 100	(m <sup>3</sup> )	10	1,540	168	178	210	242			(円)	1,540	税込み	3,220
			-						(基本使用料1戸当り1,540円) + (人員割世帯人員1人につき 546円)			1,540	税込み	3,178
北秋田市	0 10 20 30 40 50 100	(m <sup>3</sup> )	10	1,300	140	150	160	170	180	190	(円)	1,300	税抜き	2,970
にかほ市	0 10 20 50 100	(m <sup>3</sup> )	10	1,100	130	150	170	200			(円)	1,100	税抜き	2,640
仙北市	0 5 10 20 30 40 50 100	(m <sup>3</sup> )	5	770	110	143	154	165	176	187	(円)	770	税込み	2,750
小坂町	0 5 10 20 50 100	(m <sup>3</sup> )	5	750	170	190	200	210	220		(円)	750	税抜き	3,850
上小阿仁村			-						(基本料金1戸当り1,715円) + ((世帯割り1人につき572円【水洗便所有】)または(世帯割り1人につき524円【水洗便無】))			1,715	税抜き	3,774
藤里町	0 10	(m <sup>3</sup> )	10	1,200	120						(円)	1,200	税抜き	2,640
三種町	0 10 100	(m <sup>3</sup> )	10	1,540	154.0	143	132	121			(円)	1,540	税込み	3,080
八峰町	0 10	(m <sup>3</sup> )	10	1,650	165						(円)	1,650	税込み	3,300
五城目町	0 10 30 100	(m <sup>3</sup> )	10	1,100	110	120	130				(円)	1,100	税抜き	2,420
八郎潟町	0 5	(m <sup>3</sup> )	5	750	150						(円)	750	税抜き	3,300

令和2年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系			基本 水量 (m <sup>3</sup> /月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税 1ヶ月 20m <sup>3</sup> ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m <sup>3</sup> )
	(区分水量) は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線					
井 川 町	0 10 1,570 157	(m <sup>3</sup> )	10 1,570	税込み	3,140	
大 潟 村	0 10 2,175 217	(m <sup>3</sup> )	10 2,175	税抜き	4,779	
美 郷 町	0 10 1,361 156	(m <sup>3</sup> )	10 1,361	税込み	2,921	
羽 後 町	0 10 20 50 100 1,650 165 176 198 220	(m <sup>3</sup> )	10 1,650	税込み	3,300	
県・十和田湖	0 10 30 50 900 110 160 250	(m <sup>3</sup> )	10 900	税抜き	2,200	

## (2) 受益者負担金

令和2年4月現在

市町村名	供用開始	負担(分担)区	単位負担金額(円/m <sup>3</sup> )			微収時期	微収方法			延滞金の率(%)	報酬金制度等	備考							
			対象事業費	負担率	金額		分割年数	単年度納入回数	納入月										
秋田市	昭和45.4	旧秋田市全域	末端管渠費	1/5	335	申告書提出後	3	12	毎月	14.5%(督促状発送した10日以前は、7.25%)									
	平成5.4	旧河辺町全域			335														
	平成4.4	旧雄和町全域			335														
能代市	昭和59.10	港町	末端管渠費	1/3	40	供用開始と同時	5	4	6, 9, 11, 2	14.5									
		出戸第1、浜通第1		1/5	370														
		長崎、出戸第2、浜通第2、向能代、中川原、東能代		1/5	480														
		横手公共第1	末端管渠費	1/3	400														
横手市	平成元.4	横手公共第2		1/3	480														
		横手公共第3		1/3	420														
		増田公共	末端管渠費	1/2	(合算)														
	平成元.4	平鹿公共		戸数割り	50,000														
		雄物川公共		面積割り	280														
	平成元.4	十文字公共	末端管渠費	100%	340	供用開始と同時	5	3	7, 10, 1	14.5 (1ヶ月まで7.25)									
	平成元.4	山内公共	1戸当たり		74,000														
			宅地面積当たり		150														
	平成元.4	大雄公共	末端管渠費	100%	330														
大館市	平成4.4	旧大館市全域	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6, 9, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金負担総額の 1年目5% 2年目4% 3年目3% 4年目2% 5年目1%								
	平成6.4	旧比内町全域		1/5	390														
	平成7.4	旧田代町全域		1/4	350														
男鹿市	平成元.4	男鹿第1, 2	末端管渠費	30%	400	供用開始と同時	5	4	5, 9, 11, 2	14.5	500m <sup>2</sup> を超える面積は猶予								
		男鹿第3			410														
	平成4.4	旧若美町全域	末端管渠費	1/4	200m <sup>3</sup> 未満														
				200~350m <sup>3</sup> 未満	200														
				350~500m <sup>3</sup> 未満	300														
湯沢市	平成8.4	湯沢第1	末端管渠費	1/3	440	供用開始と同時	5	4	6, 9, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金の10%								
	平成18.3 平成19.3	大谷 福川	総事業費	2.6%	140,000														
				一般用(1戸当たり)															
			団体用1種(1箇所当たり)																
			団体用2種(1箇所当たり)																
			営業用(1箇所当たり)																
	平成20.9	院内	総事業費	4.3%	160,000														
			一般用(1戸当たり)																
鹿角市	平成14.10 平成18.3	小安 皆瀬	総事業費	1.9%	160,000	供用開始と同時	5	4	6, 9, 11, 2	14.6 (1ヶ月まで7.3)	負担金の10%								
				一般・団体	200,000														
			営業用(人員割り20人以下定額)		200,000														
			営業用(人員割り50人以下人数割り)		10,000														
			営業用(人員割り50人超人数割り)		5,000														
鹿角市	平成7.4	全域	末端管渠費	1/5	480	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 1	特例基準割合に7.3%加算した割合。ただし、上限14.5%(1ヶ月までは、特例基準割合に1.0%を加算した割合。ただし、上限7.25%)	負担金の6%								
由利本荘市	平成3.4	本荘第1~5	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 1	14.5									
	平成12.4	旧矢島町全域	末端管渠費	10%	30,000		1	1	7	14.5									
				戸数割り															
	平成4.4	旧岩城町全域	末端管渠費	1/3	100		10	12	毎月	14.6									
	平成7.4	旧由利町全域	汚水工事費	15%以内	350,000		10	4	6, 9, 12, 3	14.6									
	平成12.3	旧大内町全域	戸数割り	4%			5	4	6, 9, 12, 2										
				戸数割り	200,000		5	4	5, 8, 11, 2	14.6									
	平成7.9	旧西目町全域	末端管渠費	1/5	200,000														

市町村名	供用開始	負担(分担)区	単位負担金額(円/m <sup>3</sup> )			徴収時期	徴収方法			延滞金の率(%)	報奨金制度等	備考	
			対象事業費	負担率	金額		分割年数	単年度納入回数	納入月				
潟上市	昭和61.4	全域	末端管渠費	1/4	325	供用開始日の翌年度初め	5	4	5, 8, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)			
大仙市	昭和63.4	大曲第1	末端管渠費	30%	395	供用開始と同時	3	4	6, 9, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)			
		大曲第2			398								
		大曲第3			390								
		大曲第4			410								
		大曲第5			430								
		大曲第6			430								
		大曲第7			430								
	平成19.3	神岡	1基当たり			150,000		3	1	12			
北秋田市	平成3.10	中仙第1~9	末端管渠費	100%	330		5	4	6, 9, 11, 2	14.6 (1ヶ月まで7.3)			
	平成9.3	協和	1戸当たり			150,000		5	1	3			
	平成8.6	仙北	1受益者当たり			360,000		5	1	12			
	平成10.4	西仙北	1受益者当たり			150,000		5	1	12			
	平成22.3	南外	1基当たり			150,000		3	1	12			
にかほ市	平成10.4	鷹巣北部 鷹巣中部 鷹巣南部	末端管渠整備費	1/5	430	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 12	14.6	負担金の6%		
	平成9.4	森吉	末端管渠費	1/5	340	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 1	14.6	負担金の5%		
	平成15.3	阿仁	1戸当たり			100,000	供用開始と同時	2~3	1	6	14.6		
	平成17.7	旧合川町地区	受益者負担金制度なし										
仙北市	平成10.4	第1	末端管渠費	1/3	戸数割り	110,000	供用開始と同時	5	4	6, 8, 10, 1	14.5	負担金の9.5%	負担金の2~20% 過誤納の還付あり
	平成6.4	角館第1~4	末端管渠費	1/2				5	4	6, 8, 10, 12	14.6		
	平成23.4	角館第5	末端管渠費	100%		255							
	昭和61.6	武藏野	末端管渠費	1/3	277	供用開始と同時	5	4	7, 9, 11, 1	14.6			
		武藏野第2			320								
		宿			390								
		潟前	総事業費		340								
		春山	1/10		290								
小坂町	平成18.3	生保内北部	末端管渠費	1/3		290							
	平成10.4	全域	末端管渠費	1/3	(合算)								
			戸数割り		105,000		供用開始と同時	5	4	6, 9, 11, 1	14.5		
上小阿仁村	平成13.10	受益者負担金制度なし											
藤里町	平成15.3	全域	1戸当たり			150,000	下水道接続時	1	一括納付のみ				
三種町	平成4.5	旧琴丘町全域	末端管渠費	75%	1m <sup>3</sup> 当たり350円 (上限450m <sup>3</sup> )	150,000	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.6 (1ヶ月まで7.3)	負担金の6%	
	平成7.4	旧山本町全域	総事業費	5~6%									
	平成8.4	旧八竜町全域	戸数割り										
八峰町	平成14.3	旧八森町全域	末端管渠費	1受益地当たり	120,000	供用開始日の翌年度初め	5	4	5, 8, 11, 2	14.5		分担金の5%	
	平成16.3	(旧峰浜村) 第1期 第2期(一部)	1受益地当たり			180,000	供用開始と同時						
五城目町	平成5.10	全域	末端管渠費	68%	戸数割り	170,000	供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5		
八郎潟町	平成2.10	全域	末端管渠費	1/3			供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
井川町	平成2.4	全域	末端管渠費	30%	(合算額)		供用開始と同時	5	4	5, 8, 11, 2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	分担金の6%	
大潟村	昭和44.5	受益者負担金制度なし			面積割り(330m <sup>2</sup> 上限)	100							
美郷町	平成10.4	六郷第1	個別均等割り		64,000								
羽後町	平成16.4	西馬音内	1戸当たり			200,000	供用開始と同時	5	4	7, 9, 11, 2	14.6 7.3(督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から10日まで)	分担金の10%	
県・十和田湖	平成3.4	受益者負担金制度なし											

### (3) 水洗化助成・貸付制度

令和2年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所			し尿浄化槽		
			貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
秋田市	・供用開始から3年以内は4万円、3年経過後は2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円（中心市街地区域10万円） ※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内125万円限度	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
能代市	住宅リフォーム補助 ①一般制度 工事費の10%、限度額20万円 ②多世代同居 工事費の10%、限度額20万円 ③多子世帯 工事費の10%、限度額20万円 ④空き家 工事費の10%、限度額20万円 ※②～④は、各々加算	汲取便所と同様	対象工事1件当り100万円以内	50ヶ月以内元金均等償還	3年以内：市負担 3年超～：1/2市負担	汲取便所と同様		
横手市			1世帯当り120万円 供用開始後3年を過ぎた世帯は80万円	72ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大館市	住宅リフォーム支援 (いずれも工事費30万円以上) ①一般補助 工事費の5%、限度額10万円 ②子育て支援 工事費の10%、限度額20万円 ③三世代同居 工事費の10%、限度額30万円 ④空き家リフォーム・市内在住 工事費の10%、限度額30万円 ⑤空き家リフォーム・市外移住 工事費の20%、限度額50万円	汲取便所と同様	1戸当り80万円以内 2個以上の場合は限度額150万円	60ヶ月以内元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
男鹿市			便槽1個当り80万円 2個以上の場合は1個50万円 限度額200万円 対象は供用開始3年以内	50ヶ月均等償還	市負担			
湯沢市			工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は1個50万円以内 限度額200万円 供用開始後3ヶ月まで	72ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		
鹿角市	住宅リフォーム補助 工事費の20%（上限10万円※多子世帯「18歳未満の子が3人以上」は20万円）	汲取便所と同様	1世帯当り80万円 2個以上の場合は1個30万円 限度額150万円	50ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
由利本荘市	住宅リフォーム補助 工事費の10% (工事費50万円以上) 限度額10万円	汲取便所と同様						
潟上市	住宅リフォーム補助 工事費の10～30% (工事費50万円以上に限る) 限度額15～40万円 ※補助率・限度額は対象世帯により異なる。	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家7戸等は1戸25万円以内 限度額100万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大仙市	下水道接続促進補助金 供用開始から3年以内の区域に限り、新規の接続工事に2万円の補助金 住宅リフォーム支援事業 子育て世帯の場合：工事費の20%、補助上限額30万円 ①多子世帯（18歳以下2人以上と同居） ②三世代同居世帯 (18歳以下の1人以上の子と親と祖父母等が同居) 子育て世帯以外の場合：工事の10%、補助上限額15万円	単独処理浄化槽 汲取便所と同様 合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金	(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		

令和2年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所			し尿浄化槽		
			貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
北秋田市	生活扶助世帯及び準する世帯を対象に改造費の40%以内、限度額24万円 住宅リフォーム補助 一般世帯 工事費の10% 限度額10万円 多子世帯 工事費の15% 限度額30万円 空家購入 工事費の20% 限度額40万円 移住者 工事費の15% 限度額30万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 供用開始から3年 超えたら50万円	60ヶ月元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
にかほ市	・供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合 2万円以内 ・住宅リフォーム補助 一般型 工事費5%又は最大10万円 子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 空家購入型 工事費10%又は最大20万円	・供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合 1万円以内 ・住宅リフォーム補助※条件同左	供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合60万円	60ヶ月	1/2市負担	供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合30万円	30ヶ月	1/2市負担
仙北市	住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大10万円 子育て世帯は10%最大20万円 水洗化の場合は上乗せ10万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円以内	50ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		
小坂町	住宅リフォーム補助 工事費の15% 上限：15万円	汲取便所と同様	1世帯当り60万円 貸家7階～等は 1戸30万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
上小阿仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円 住宅リフォーム補助 工事費の10%（下限工事費：50万円） 上限：20万円	汲取便所と同様	1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利子 の1%分を負担	汲取便所と同様		
藤里町	・加入奨励金3～7万円 ・積立奨励金1～3万円 ・資金対策助成金1～4万円 ・環境浄化促進助成金（配管、樹、便器に助成）	汲取便所と同様	1戸当り100万円 2箇所以上の場合 2箇所目から1箇所40万円、限度額200万円 3年超は上記の1/2	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八峰町 (旧八森町地区)	八峰町住まいづくり応援事業 (住宅リフォーム補助) ・下水道新規加入の場合 100,000円 (リフォーム支援補助に加算する)	汲取便所と同様	1対象工事当り70万円 2箇所以上の場合 1箇所につき30万円以内 を増額できる 限度額100万円	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八峰町 (旧峰浜村地区)	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 子育て世帯(持家)…工事費の10% 上限：20万円 子育て世帯(中古住宅購入)…工事費の15% 上限：30万円 移住定住(定着回帰型)…工事費の10% 上限：20万円 移住定住(中古住宅購入型)…工事費の20% 上限：30万円	汲取便所と同様	1戸当り100万円 便所2か所以上の場合 1か所当たり50万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
五城目町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 子育て世帯(持家)…工事費の10% 上限：20万円 子育て世帯(中古住宅購入)…工事費の15% 上限：30万円 移住定住(定着回帰型)…工事費の10% 上限：20万円 移住定住(中古住宅購入型)…工事費の20% 上限：30万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 貸家7階～等は 1戸40万円 限度額160万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八郎潟町	1世帯当り100万円の助成 (世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成)	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 貸家7階～等は 1戸25万円 限度額125万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
井川町	1世帯当10万円の助成 (世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成)	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 貸家7階～等は 1戸25万円 限度額125万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
美郷町	下水道接続費補助金 上限10万円		令和2年度より廃止					
羽後町	1年目水洗化5万円 2年目水洗化3万円 3年目水洗化2万円	汲取便所と同様	1世帯当り90万円以内 2箇所以上の場合は 限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
東成瀬村	1.住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の10% 上限20万円 2.子育て住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の20% 上限30万円							

## 5. 水質の規制状況

### (1) 処理場流入水に対する規制 (排除基準)

下水道法		除害施設の設置基準	特定事業場からの排除基準	
対象物質又は項目	下水道法施行令	第12条第1項	第12条の2第1項	第12条の2第3項
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	第9条			380 125
水素イオン濃度	海域 その他	5以下9以上		5超~9未満 5.7超~8.7未満
生物科学的酸素要求量 (BOD)			600	300
浮遊物質量 (SS)			600	300
温度	45°C以上			
ノルマルヘキサン	イ・鉱油類	5mg/l超	5	
抽出物質含有量	ロ・動植物油脂類	30mg/l超	30	
沃素消費量		220mg/l以上		
カドミウム及びその化合物			0.03	
シアソン化合物			1(0.1)	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)			1(0.5)	
鉛及びその化合物			0.1	
六価クロム化合物			0.5(0.2)	
砒素及びその化合物			0.1	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物			0.005	
アルキル水銀化合物			検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル			0.003	
トリクロロエチレン			0.1	
テトラクロロエチレン			0.1	
ジクロロロメタン			0.2	
四塩化炭素			0.02	
1,2-ジクロロエタン			0.04	
1,1-ジクロロエチレン			1	
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.4	
1,1,1-トリクロロエタン			3	
1,1,2-トリクロロエタン			0.06	
1,3-ジクロロプロパン			0.02	
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)			0.06	
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)			0.03	
S-4-クロロベンジル=N-N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)			0.2	
ベンゼン			0.1	
セレン及びその化合物			0.1	
ほう素及びその化合物	海域 その他		230 10	
ふつ素及びその化合物	海域 その他		15 8	
1,4-ジオキサン			0.5	
フエノール類			5(0.5)	
銅及びその化合物			3(1.0)	
亜鉛及びその化合物			2	
鉄及びその化合物(溶解性)			10	
マンガン及びその化合物(溶解性)			10	
クロム及びその化合物			2	
ダイオキシン類			10pg-TEQ/l	

1 ( ) は秋田県公害防止条例による上乗せ基準

2 単位は水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/l以下

3 カドミウムは、平成26年12月1日より基準値改正

(下水道法施行令の一部を改正する政令 平成26年11月19日 政令第364号)

4 1,4-ジオキサンは、平成24年5月25日より追加

(下水道法施行令の一部を改正する政令 平成24年5月23日 政令第148号)

## (2) 放流水に対する規制 (排水基準)

対象物質または項目	法 令	水質汚濁防止法 第3条第1項 による排水基準	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県条例 第40条別表第2による上乗せ排水基準		
			第1種水域	第2種水域	第3種水域
カドミウム及びその化合物	0.03	0.05(カドミウム)	0.05(カドミウム)		
シアアン化合物	1	0.1(シアアン)	0.1(シアアン)	0.1(シアアン)	
有機燐化合物(パラチオノン、メチルパラチオノン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1	0.5	0.5		
鉛及びその化合物	0.1				
六価クロム化合物	0.5	0.2(六価クロム)	0.2(六価クロム)		
砒素及びその化合物	0.1				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005				
アルキル水銀化合物	検出されないこと				
ポリ塩化ビフェニル	0.003				
トリクロロエチレン	0.1				
テトラクロロエチレン	0.1				
ジクロロメタタン	0.2				
四塩化炭素	0.02				
1,2-ジクロロエタン	0.04				
1,1-ジクロロエチレン	1				
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4				
1,1,1-トリクロロエタン	3				
1,1,2-トリクロロエタン	0.06				
1,3-ジクロロプロパン	0.02				
チウラム	0.06				
シマジン	0.03				
チオベニカルブ	0.2				
ベンゼン	0.1				
セレン及びその化合物	0.1				
ほう素及びその化合物	海域	230			
	その他	10			
ふつ素及びその化合物	海域	15			
	その他	8			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100				
1,4-ジオキサン	0.5				
水素イオン濃度	海域	5.0~9.0			
	その他	5.8~8.6			
生物科学的酸素要求量(BOD)	160(120)	(30)	(60)		
化学的酸素要求量(COD)	160(120)	(30)	(60)		
浮遊物質量(SS)	200(150)	(70)	(120)		
ノルマルヘキサン	イ・鉱油類	5			
抽出物質含有量	ロ・動植物油脂類	30			
エノール類含有量		5	0.5	0.5	2.0
銅含有量		3	1.0	1.0	2.0
亜鉛含有量		2			
溶解性鉄含有量		10			
溶解性マンガン含有量		10			
クロム含有量		2			
大腸菌群数	(3000)個/cm <sup>3</sup>				

1 ( ) は日間平均値

2 単位は水素イオン濃度及び大腸菌群数を除きすべてmg/l

3 カドミウムは、平成26年12月1日より基準値改正

(水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令 平成26年11月4日 環境省令第30号)

4 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

5 1,4-ジオキサンは、平成24年5月25日より追加

(排水基準を定める省令の一部を改正する省令 平成24年5月23日 環境省令第15号)

### (3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分

(県公害防止条例第40条別表第2付表)

第一種水域	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域(湖沼及び海域を除く。)
	湖沼	天然湖沼及び人工湖
	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水域	河川	旭川(添川橋下流)、草生津川、新城川(新城橋下流)、土買川(心像川合流点上流)、丸子川(田茂木橋下流)、横手川(本郷橋下流)、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川(大館市の区域内)、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川(田中橋下流)並びにこれらの河川に流入する公共用水域(第三種水域並びに太平川(松崎橋上流)、猿田川、福部内川(東川橋上流)、窪堰川(杉本橋上流)、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。) 第二種水域の海域に流入する公共用水域(河川にあつては、子吉川(東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流)及び大沢川(にかほ市の区域内)に限る。) 米代川(檜山川合流点から大湯川合流点まで)及びこれに流入する公共用水域(河川にあつては、引欠川(長内沢川合流点下流)、長木川(下町橋下流)及び別所川に限る。) 引欠川(長内沢川合流点下流)、長木川(下町橋下流)、別所川、小坂川、子吉川(東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流)及び大沢川(にかほ市の区域内)に流入する公共用水域(第三種水域並びに大森川(花岡川合流点上流)、下内川(長面橋上流)及び芋川を除く。)
	海域	能代港の港湾区域(米代川本流を除く。)、本荘港の港湾区域(子吉川本流を除く。)及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川(入見内橋上流)、米代川(檜山川合流点下流)、檜山川、引欠川(長内沢川合流点上流)、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域 第三種水域の海域に流入する公共用水域(河川にあつては、雄物川(秋田大橋下流)に限る。) 旧雄物川(港大橋上流)及びこれに流入する公共用水域(河川にあつては、旭川及び草生津川を除く。) 小坂川及びこれに流入する公共用水域(河川にあつては、古遠部川に限る。) 雄物川(秋田大橋下流)及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋田港の港湾区域(港大橋上流を除く。)及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域

#### 計画放流水質

- 処理施設の構造の技術上の基準(下水道法第7条・同法施行令第5条の5・同法施行規則第4条の2)

方 法	生物化学的酸素要求量 (単位mg/l・5日間)	窒素含有量 (単位mg/l)	燐含有量 (単位mg/l)
(令)下水を処理する構造 (例)標準活性汚泥法	10を超える15以下	—	—
(規則)計画放流水質	15以下	20以下	3以下

\*下水の放流先の河川その他の公共の水域等の状況を考慮して下水道管理者が定める

- 放流水の水質の技術上の基準(下水道法第8条・同法施行令第6条)

水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質量 (単位mg/l)	大腸菌群数 (単位1cm <sup>3</sup> につき個)
(令)放流水の水質	5.8以上～8.6以下	40以下 3,000以下

\*令第5条の5第2項に規定する計画放流水に適合する数値

## 6. 農業集落排水施設

### (1) 農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区、潟上市(旧飯田川町)妹川地区 着手。  
イカヅチ イモカワ

昭和59年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区、

秋田市(旧河辺町)岩見三内中央地区 供用開始

、

令和元年 事業着手 201地区、供用済み 201地区

#### ○農業集落排水施設整備の経緯

年 度	事業着手 地 区 数	供 用 地 区 数	供 用 処理場数	統合・下水道 接続による 廃止処理場数	汚水処理人口普及率(%)	
					農業集落 排水施設	全 体
S57	2	0	0		0.0	6.8
S58	7	0	0		0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
S60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4		0.8	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
H 3	8	2	1		1.1	17.1
H 4	9	13	12		2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9		2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8		9.0	61.6
H16	5	9	8		9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	6	3	3		9.6	72.5
H19	3	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5		10.3	76.7
H21	1	5	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	4	5	1	10.8	81.3
H24	1	0	1	5	10.6	82.7
H25	0	2	1	2	10.5	83.7
H26	0	0	0		10.3	84.5
H27	0	1	1		10.4	85.4
H28	0	0	0	1	10.3	86.1
H29	0	1	0	4	10.2	86.7
H30	0	0	0	3	10.1	87.4
R1	0	0	0	1	10.0	88.0
累 計	201	201	193	18		

\* 1 供用地区には、公共下水道接続の14地区を含む。

\* 2 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。

\* 3 分割採択地区は1地区として計上。

(2) 農業集落排水施設 地区〈処理区〉一覧表

市町村名 (25)	旧市町 村名 (69)	地区数			地 区 名 ( 処 理 区 名 )	計画 面 積 ( ヘ ク タ ル )	事業期間 着工 完了 年 月	供 用 年 月	摘要	要	
		計 面 積 ( ヘ ク タ ル )	着 手 ( 年 度 )	未 着手 ( 年 度 )							
鹿角市		3	3	0	1. 小豆沢 2. 釜内・永用 3. 末広	461 H10:H13 567 H15:H20 658 H23:H27	H13.4 H20.4 H27.4		農業集落排水施設計画なし		
小坂町											
大館市	7	7	0	4	鶴岡 5. 山崩 6. 墓中 7. 沢尻 8. 駒ヶ根 9. 西羽出 10. 二所北[沢尻]	258 S62:H1 429 H3:H5 1,186 H5:H7 H7:H9 420 H9:H11 671 H10:H14 1,508 H15:H20	H2.4 H5.8 H8.8 H9.8 H12.4 H15.4 H21.4		H29.1十二所北処理区へ統合		
比内町	3	3	0	11. 小新田・羽立 12. 木横 13. 猪籠中野	207 H9:H11 387 H12:H16 1,469 H17:H22	H11.5 H15.5 H21.4					
田代町	2	2	0	14. 山田 15. 岩野目	537 H9:H11 155 H13:H15	H11.7 H16.4					
北秋田市	2	2	0	16. 鶴神 17. 坊沢	199 H8:H10 795 H12:H17	H10.6 H15.10					
森吉町	2	2	0	18. 清田 19. 菊田	455 H8:H10 912 H12:H16	H10.6 H14.8					
阿仁町	1	1	0	20. 桜子	117 H13:H15	H15.11					
合川町	11	11	0	21. 上杉 22. 下杉 23. 西 24. 別根山 25. 合川(篠沢) 26. 合川(三不田) 27. 合川(三雲) 28. 桐田・芹沢 29. 木戸石 30. 塚沢 31. 道城	409 H3:H5 239 H5:H7 629 H12:H17 209 H8:H10 139 S59:S62 134 S58:S60 121 S63:H4 923 H9:H12 577 H6:H8 178 H7:H9 174 H18:H22	H5.7 H7.8 H18.4 H10.7 S61.3 S61.1 H4.5 H12.12 H8.7 H9.11 H22.4					
上小阿仁村	4	4	0	32. 上仙社 33. 五反沢 34. 小沢田 35. 羽立	68 H2:H4 194 H5:H7 485 H8:H11 253 H12:H15	H4.7 H8.7 H11.4 H15.4					
能代市	1	1	0	36. 渋内	208 H9:H11	H11.8					
藤里町	1	1	0	37. 中通	189 H11:H15	H14.12			農業集落排水施設計画なし		
三種町	1	1	0	38. 大又	314 H11:H16	H14.8					
山木町	2	2	0	39. 下岩川 40. 外岡・羽立	708 H18:H23 261 H13:H16	H23.4 H16.4					
八幡町	2	2	0	41. (八幡・兼谷) 42. 芦崎	558 S61:S62 561 H7:H10	H30.4公共下水道へ接続 H9.4					
八峰町									農業集落排水施設計画なし		
八森町	3	3	0	43. 石川... 着木:太久保店 45. 塚	423 H10:H13 220 H14:H17 552 H18:H22	H12.12 H17.3 H22.3					
秋田市	秋田市	11	11	0	46. 霜岩(農巻) 47. 霜岩(小山) 48. 石田坂 49. 鶴岡 50. 鶴巣(篠沢) 51. 下新城北部 52. 上新城 53. 下新城南部 54. 上北東部 55. 下北東部(寒川) 56. (金足)	691 S60:S63 244 S60:H1 344 S61:H1 216 H2:H4 50. H5:H7 487 H6:H8 1,090 H9:H12 628 H11:H14 213 H13:H16 733 H16:H20 H19:H25	H1.6 H2.4 H2.4 H4.10 H7.10 H9.4 H12.4 H14.4 H16.4 H25.4		H29.4下北手中央処理区へ統合。 H29.4~H25 2期 H20~H24 H25.4公共下水道へ接続		
河辺町	7	7	0	57. 犀子沢 58. 岩見三内中央 59. (飛沢) 60. 丹波川(岩見三内中央)[飛沢]	60 H6:H8 266 H10:H12 H1:2.2 H3.4 S63.4 S63.6 S63.9 378 H6:H8 429 H3:H5 627 犀見	H8.10 H12.12 H3.4 H6.4 H4.10 H7.10 H9.4 H8.4 H5.4 S63.12					
雄和町	5	5	0	64. 雄和(新潟) 65. 向野 66. 芦原 67. 言々沢 68. 楠平	378 S56:S56 307 H4:H6 290 H9:H12 570 H12:H17	H6.1 H6.7 H8.4 H12.2 H16.7					
男鹿市	男鹿市	1	1	0	69. 五里合	1,172 H6:H10	H9.12			農業集落排水施設計画なし	
潟上市	潟上市	1	1	0	70. 豊川	872 H10:H13	H14.3			農業集落排水施設計画なし	
朝和町	3	3	0	71. (鈴川) 72. (新道) 73. (坂坂塚)	S57: H2 H3:H6 H1:3	H6.4 H6.4 H3.4					
天王町	3	3	0	74. (湖岸) 75. (羽立) 76. (大崎)	H1:4 H5:7 S59: S63	H4.4 H8.4 H6.4					
五城目町	1	1	0	77. (上山内)	H7 H11	H11.1 H24.5公共下水道へ接続					
八郎潟町	2	2	0	78. (小池) 79. (浦大前)	S63: H2 H5:7 H7:4	H3.3... H4.2 H7.4					
井川町	2	2	0	80. (井内) 81. (篠田)	H5:7 H11:H16	H7.4... H14.4					
大潟村									農業集落排水施設計画なし		
由利本荘市	由利本荘市	10	10	0	82. 万扇嶺 83. 南内堀第一 84. 小源第二 85. お吉(鶴塚田) 86. 有沢第一 87. 南内堀第二 88. 石沢第一 89. 北内堀第二 90. 1. 桜ヶ崎第二(芦川) 90. 2. 桜ヶ崎第二(親川) 90. 3. 桜ヶ崎第二(深沢) 91. 小友第三	1,044 H4:H6 819 H5:H7 269 H5:H7 1,714 H6:H8 589 H7:H10 549 H9:H11 794 H11:H14 H13:H18 53 H19:H23 40 H19:H23 99 H19:H23 246 H17:H21	H6.7... H7.6 H7.10 H8.7 H9.6 H11.4 H13.11 H17.1 H24.4 H23.4 H22.4 H21.4 H4.9 H6.6 H7.8 H8.6 H9.5				
矢島町	4	4	0	92. 云町・荒沢 93. 岸内・坂下 94. 川辺・木沢 95. 菊荘・立石	389 H4:H6 248 H5:H7 442 H6:H8 405 H7:H9	H6.6 H7.8 H8.6 H9.5					
岩城町	4	4	0	96. 岩城(魚沼) 97. 上野田 98. 香焼 99. 香保	1,193 S62:H5 91 H5:H7 312 H6:H7 128 H9:H11	H4.4 H7.4 H8.4 H10.4					
由利町	14	14	0	100. 中利第二(五十石) 101. 中利第七(曲沢) 102. 中利第三(久保田) 103. 中利第六(小笠野) 104. 川西 105. 香利第五(東鶴川)[町村・中利] 106. (町村) 107. 中利第八(黒沢明法) 108. 中利第七(曲沢) 109. 青沢 110. (南福田) 111. (土倉) 112. (中畑) 113. 鹿敷	145 S57:S59 464 S58:S61 103 S59:S61 88 S61:S62 531 S63:H4 790 H2:H4 H3:H4 186 H4:H6 203 H5:H7 110 H5:H7 111 H6:H7 H7:9 64 H8:H10	S58.6 S61.8 S62.8 S63.8 H4.9 H4.9 H4.9 H6.8 H7.6 H7.6 H8.4 H9.6 H10.6					
市町村名 (25)	由利本荘市	地区数			地 区 名 ( 処 理 区 名 )	計画 面 積 ( ヘ ク タ ル )	事業期間 着工 完了 年 月	供 用 年 月	摘要	要	
由利本荘市	西目町	1	1	0	114. 西目南部						
鳥海町	3	3	0	115. 休見・上川内(平根) 116. (平根) 117. 苗子	1,152 H8:H11 1,040 H13:H16	H11.4 H15.4					
東由利町	4	4	0	118. 老方領田(田代黒瀬) 119. 法内 120. 大原 121. (田代黒瀬)	1,666 H8:H10 739 H13:H16 388 H17:H21 124 H24:H28	H10.7 H16.4 H21.10 H29.4老方領田処理区へ統合					
大内町	7	7	0	122. 松木 123. 岩野目沢 124. 桜瀬(羽根・滝) 125. (滝) 126. (羽根) 127. 中郷 128. 葛岡・新田	629 H1.1:H5 283 H1.8:H10 492 H10:H13 525 H8:H11 121 H10:H21	H9.5 H10.6 H13.3 H13.3 H12.5 H11.5					
にかほ市	仁賀保町	8	8	0	129. 院内 130. 大目木 131. 杉山 132. 伊勢原居地(桂坂) 133. 小国 134. (桂坂) 135. 冬師 136. 奎ヶ台	899 H1:H4 438 H2:H5 557 H3:H5 720 H4:H7 388 H5:H7 51 H6:H8 127 大竹	H4.5 H5.5 H5.5 H6.11 H7.5 H7.5 H8.5 H12.5				
金浦町	1	1	0	137. 大竹 138. 小浦 139. 南中野沢 140. 上郷北館 141. 開 142. 上郷南館 143. 上庄中央	313 H8:H10 359 H4:H8 140 H9.7:H11 558 H7:H9 141 H8:H9 483 H10:H12 1,352 H14:H19	H10.8 H6.11 H7.10 H9.11 H12.8 H12.9					
大仙市	大曲市	3	3	0	144. 中田・宮林 145. 大曲西郷 146. 角間川	660 H10:H13 1,448 H14:H19 455 H20:H24	H13.9 H19.10 H24.3				
神岡町	2	2	0	147. 神岡東部 148. 神岡西部	610 H9:H11 531 H14:H18	H11.4 H17.4					
西仙北町	2	2	0	149. 上野 150. 川里	833 H8:H11 1,040 H10:H13	H10.11 H13.2					
中仙町	3	3	0	151. 中荒井 152. 大神成 153. 田ノ原	541 H9:H12 322 H12:H15 492 H16:H20	H12.9 H15.8 H20.10					
協和町	10	10	0	154. 二ツ瀬 155. 桜沢 156. 水沢 157. 白岩 158. 川口 159. 小瀬 160. 伏床 161. 幸津瀬 162. 下流川 163. 峰吉川	271 H10:H12 144 H6:H9 307 H12:H15 219 H7:H19 186 H8:H10 525 H11:H14 242 H16:H20 357 H15:H18 605 H17:H21	H12.9 H9.3 H14.11 H9.9 H10.3 H14.8 H20.3 H16.5 H16.4 H21.3					
南外村	仙北町	5	5	0	164. 素師 165. 福田 166. 手田 167. 仙北北部 168. (板見内)	506 H1.1:H4 1,012 H3.1:H6 1,176 H6:H10 780 H9.1:H13 H14.1:H19	H4.6 H6.7 H11.5 H14.3 H20.5 公共下水道へ接続				
太田町	5	5	0	169. 横沢 170. 大町 171. 小神成 172. 田木今泉 173. 三本崩	1,131 H6:H9 730 H7:H10 1,369 H10:H15 1,014 H14:H19 569 H18:H23	H9.4 H10.6 H13.6 H19.7 H24.3					
仙北町	魚沼町	1	1	0	174. 前郷	461 H9:H12	H13.4			農業集落排水施設計画なし	
田尻沢町	1	1	0	175. 田沢	358 H17:H21	H22.4					
西木村	5	5	0	176. 尾尻 177. 桜木内 178. 桜明寺西館 179. 桜明寺 180. 桜明寺	77 H7:H19 1,083 H10:H13 459 H7:H10 669 S63:H4 1,034 H4:H8	H10.3 H12.4 H10.3 H19.4 H10.4					
美郷町	六郷町	3	3	0	181. 一丈木 182. 木屋 183. 上畠屋	1,009 H1.1:H5 832 H3.1:H7 879 H7.1:H11	H4.4 H7.4 H10.3			農業集落排水施設計画なし	
仙南村	3	3	0	184. 仙南(後三年) 185. 仙南(飯崎)	251 S56:S62 422 S62:H2	H6.11 H2.4			仙南市一部区域を含む		
横手市	横手市	1	1	0	187. 金沢	702 H21:H26	H25.4			農業集落排水施設計画なし	
増田町									農業集落排水施設計画なし		
平鹿町									農業集落排水施設計画なし		
雄物川町	雄物川町	5	5	0	188. 大森 189. 十日町 190. 川西 191. 上満 192. 大森本郷	1,814 S58:H2 397 H2.1:H5 190 H4.4 923 H8:H11 168 H12:H15	S63.4 H4.7 H8.4 H11.4 H15.3			農業集落排水施設計画なし	
大森町									農業集落排水施設計画なし		
湯沢市	湯沢市	4	4	0	195. (山田中央) 196. 深堀 197. (山田東部) 198. (松岡) 198-1. (松岡新城)	1,955 H4:H6 734 H8:H11 1,959 H12:H17 924 H18:H23 74 H18:H23	H6.11 H10.11 H19.11 H22.3			農業集落排水施設計画なし	
稻川町									農業集落排水施設計画なし		
雄勝町									農業集落排水施設計画なし		
皆瀬村									農業集落排水施設計画なし		
羽後町	羽後町	3	3	0	199. 床舞 200. 土館(鶴田) 201. (鶴田)	1,052 H6:H9 1,273 H10:H14 H18:H21	H9.8 H13.8 H20.4			農業集落排水施設計画なし	
東成瀬村									農業集落排水施設計画なし		
合 計		201	201	0		97,846					

1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での農集排計画処理区と農集排事業等で整備された地区を表記。

2 計画人口は23,331時点の計画地粗算人口である。

3 排糞整備事業の地区名と処理区名が異なる場合は、地区名の後に処理区名を( )書きで表記。

4 处理場を持たない地区(公共下水道接続、他処理区へ接続している地区)は、地区名( )書きで表記。

5 他の兼排地区を接続している処理区は、処理区名の後に接続している地区名を( )書きで表記。

6 農業集落排水施設計画市町村 22市町村(13市 8町 1村)

### (3) 令和元年度末 農業集落排水施設 处理人口普及率

(令和2年3月31日現在)							
順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R1末普及率	着手年度	供用年月	備考
1	上小阿仁村	2,224	1,000	45.0%	H 2	H 4. 7	
2	由利本荘市	75,635	21,363	28.2%	S57	S59. 6	
3	にかほ市	24,152	6,559	27.2%	H 1	H 4. 5	
4	大仙市	79,930	18,666	23.4%	H 1	H 4. 6	
5	美郷町	19,225	4,069	21.2%	S58	S61. 11	
6	北秋田市	31,235	5,610	18.0%	S58	S61. 1	
7	八峰町	6,965	1,195	17.2%	H10	H12. 12	
8	仙北市	25,642	4,132	16.1%	S63	H 4. 4	
9	羽後町	14,531	2,325	16.0%	H 6	H 9. 8	
10	三種町	16,073	1,842	11.5%	S58	S62. 4	
11	大館市	70,902	7,227	10.2%	S62	H 2. 4	
12	湯沢市	43,914	3,682	8.4%	H 4	H 6. 11	
13	横手市	88,192	7,257	8.2%	S58	S63. 4	
14	藤里町	3,150	189	6.0%	H11	H14. 12	
15	鹿角市	30,188	1,686	5.6%	H10	H13. 4	
16	男鹿市	26,593	1,172	4.4%	H 6	H 9. 12	
17	秋田市	306,265	8,792	2.9%	S58	S59. 6	
18	潟上市	32,422	872	2.7%	S59	S64. 1	
19	能代市	51,894	208	0.4%	H 9	H11. 8	
	小坂町	4,953					
	五城目町	8,937			H 7	H11. 5	全地区公共下水道接続
	八郎潟町	5,711			S63	H 3. 3	全地区公共下水道接続
	井川町	4,647			H 5	H 7. 4	全地区公共下水道接続
	大潟村	3,092					
	東成瀬村	2,506					
	秋田県計	978,978	97,846	10.0%			

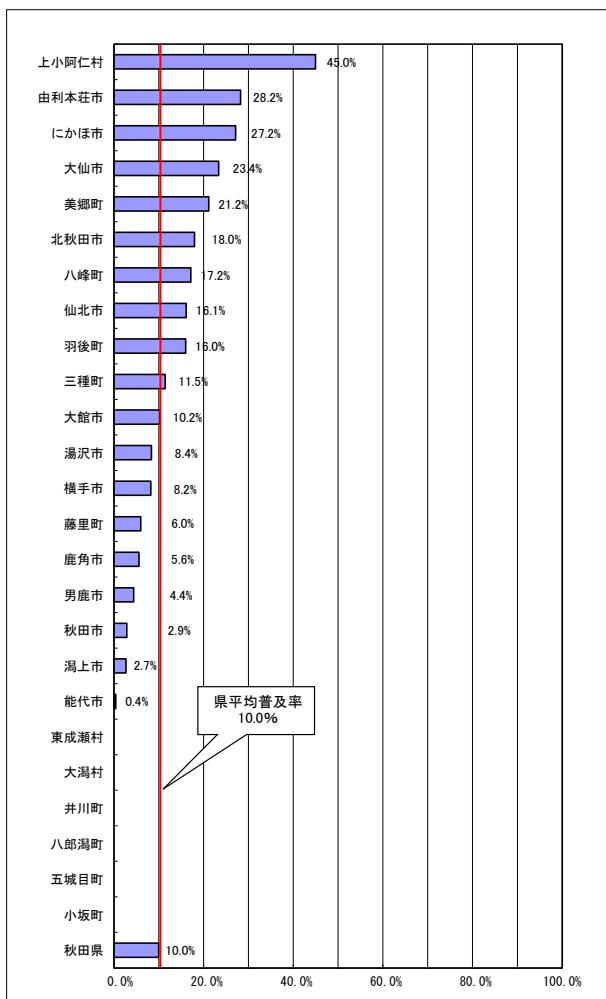
\*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の14地区を除く。

但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

\*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排区域内(但し、R2.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

\*3 分割採択地区は1地区として計上。

#### 普及率グラフ



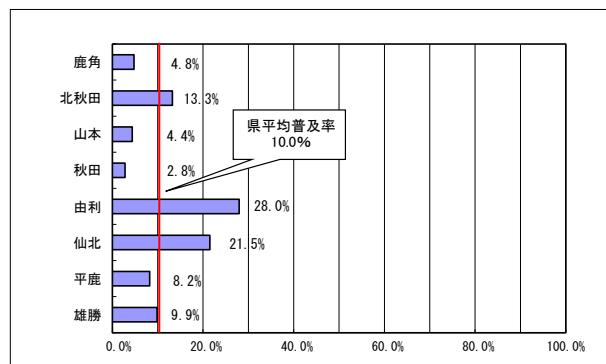
#### 農業集落排水施設 处理人口普及率推移

項目	年度						
	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末
普及率	10.6%	10.5%	10.3%	10.4%	10.3%	10.2%	10.1%
R1末	10.0%						

#### 地域振興局別 農業集落排水処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R1末普及率
鹿角	35,141	1,686	4.8%
北秋田	104,361	13,837	13.3%
山本	78,082	3,434	4.4%
秋田	387,667	10,836	2.8%
由利	99,787	27,922	28.0%
仙北	124,797	26,867	21.5%
平鹿	88,192	7,257	8.2%
雄勝	60,951	6,007	9.9%
県計	978,978	97,846	10.0%

#### 地域振興局別 普及率グラフ



\*1 公共下水道接続の14地区を除く。

\*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農集排区域内(但し、R2.3.31時点で農集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

## (4) 令和元年度末 農業集落排水施設 整備率

(令和2年3月31日現在)

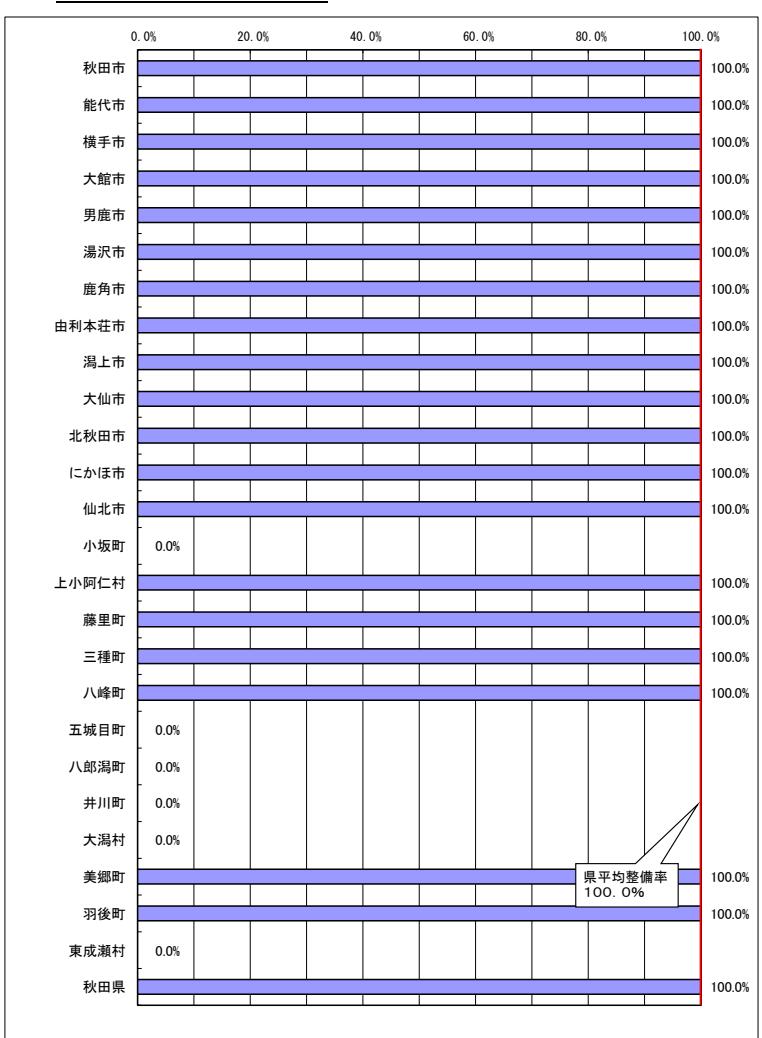
順位	市町村名	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率
1	秋田市	8,792	8,792	100.0%
1	能代市	208	208	100.0%
1	横手市	7,257	7,257	100.0%
1	大館市	7,227	7,227	100.0%
1	男鹿市	1,172	1,172	100.0%
1	湯沢市	3,682	3,682	100.0%
1	鹿角市	1,686	1,686	100.0%
1	由利本荘市	21,363	21,363	100.0%
1	潟上市	872	872	100.0%
1	大仙市	18,666	18,666	100.0%
1	北秋田市	5,610	5,610	100.0%
1	にかほ市	6,559	6,559	100.0%
1	仙北市	4,132	4,132	100.0%
	小坂町	0	0	
1	上小阿仁村	1,000	1,000	100.0%
1	藤里町	189	189	100.0%
1	三種町	1,842	1,842	100.0%
1	八峰町	1,195	1,195	100.0%
	五城目町	0	0	
	八郎潟町	0	0	
	井川町	0	0	
	大潟村	0	0	
1	美郷町	4,069	4,069	100.0%
1	羽後町	2,325	2,325	100.0%
	東成瀬村	0	0	
	秋田県計	97,846	97,846	100.0%

\*1 公共下水道接続の14地区を除く。

\*2 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農集排区域内（但し、R2.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む）の人口である。

$$\text{整備率(%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

整備率グラフ



農業集落排水施設 整備率推移

項目	年度							
	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末
整備率	88.5%	90.8%	91.1%	96.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

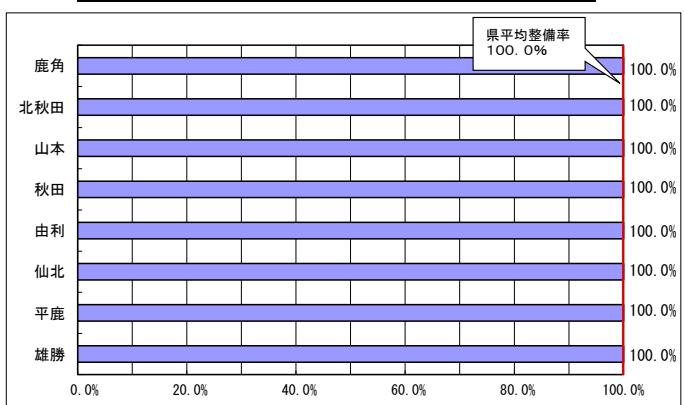
地域振興局別 農業集落排水施設 整備率

振興局名	計画区域内人口	処理区域内人口	R1末 整備率
鹿角	1,686	1,686	100.0%
北秋田	13,837	13,837	100.0%
山本	3,434	3,434	100.0%
秋田	10,836	10,836	100.0%
由利	27,922	27,922	100.0%
仙北	26,867	26,867	100.0%
平鹿	7,257	7,257	100.0%
雄勝	6,007	6,007	100.0%
県計	97,846	97,846	100.0%

\*1 公共下水道接続の14地区を除く。

\*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農集排区域内（但し、R2.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む）の人口である。

地域振興局別 整備率グラフ



## (5) 令和元年度末 農業集落排水施設 接続率

(令和2年3月31日現在)							
順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	接続率	着手年度	供用年月
1	能代市	51,894	208	208	100.0%	H 9	H11. 8
2	上小阿仁村	2,224	1,000	998	99.8%	H 2	H 4. 7
3	秋田市	306,265	8,792	8,443	96.0%	S58	S59. 6
4	美郷町	19,225	4,069	3,851	94.6%	S58	S61. 11
5	にかほ市	24,152	6,559	6,080	92.7%	H 1	H 4. 5
6	北秋田市	31,235	5,610	5,097	90.9%	S58	S61. 1
7	藤里町	3,150	189	169	89.4%	H11	H14. 12
8	大館市	70,902	7,227	6,141	85.0%	S62	H 2. 4
9	男鹿市	26,593	1,172	979	83.5%	H 6	H 9. 12
10	横手市	88,192	7,257	5,805	80.0%	S58	S63. 4
11	由利本荘市	75,635	21,363	17,089	80.0%	S57	S59. 6
12	潟上市	32,422	872	671	76.9%	S59	S64. 1
13	羽後町	14,531	2,325	1,786	76.8%	H 6	H 9. 8
14	仙北市	25,642	4,132	3,116	75.4%	S63	H 4. 4
15	大仙市	79,930	18,666	13,646	73.1%	H 1	H 4. 6
16	鹿角市	30,188	1,686	1,222	72.5%	H10	H13. 4
17	湯沢市	43,914	3,682	2,272	61.7%	H 4	H 6. 11
18	八峰町	6,965	1,195	719	60.2%	H10	H12. 12
19	三種町	16,073	1,842	1,072	58.2%	S58	S62. 4
	小坂町	88,192					
	五城目町	88,192					
	八郎潟町	2,506					
	井川町	4,647					
	大潟村	3,092					
	東成瀬村	2,506					
	秋田県計	1,138,267	97,846	79,364	81.1%		

\*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の14地区を除く。

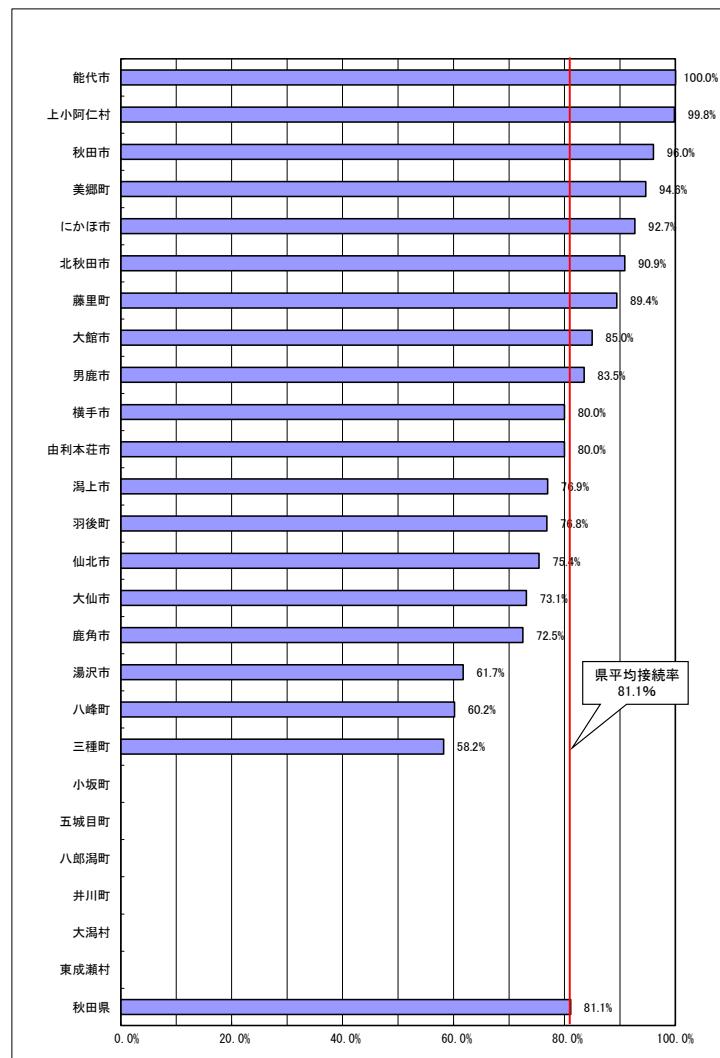
但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

\*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排区域内（但し、R2.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む）の人口である。

\*3 分割採択地区は1地区として計上。

$$\text{接続率(%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

接続率グラフ



農業集落排水施設 接続率推移

年度	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末
項目								
接続率	73.9%	76.6%	77.6%	77.6%	78.7%	79.5%	80.0%	81.1%

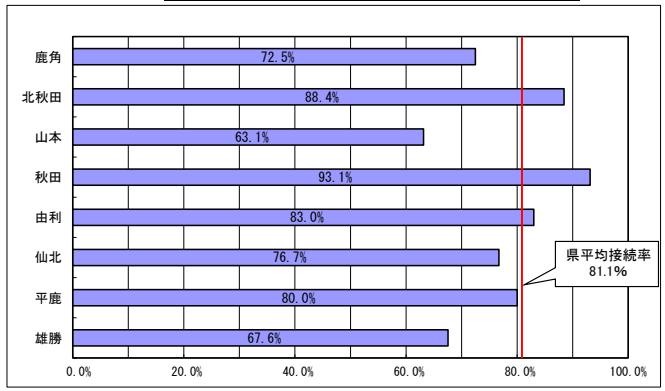
地域振興局別 農業集落排水施設 接続率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	R1末接続率
鹿角	35,141	1,686	1,222	72.5%
北秋田	104,361	13,837	12,236	88.4%
山本	78,082	3,434	2,168	63.1%
秋田	387,667	10,836	10,093	93.1%
由利	99,787	27,922	23,169	83.0%
仙北	124,797	26,867	20,613	76.7%
平鹿	88,192	7,257	5,805	80.0%
雄勝	60,951	6,007	4,058	67.6%
県計	978,978	97,846	79,364	81.1%

\*1 公共下水道接続の14地区を除く。

\*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農集排区域内（但し、R2.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む）の人口である。

地域振興局別 接続率グラフ



## (6) 農業集落排水施設 使用料

令和2年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系										基本水量 (m3/月)	基本使用料 (円/月)	使用料体系 消費税	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m3)	
	(区分水量)					は基本水量(基本使用料)の区分線		は水量毎の単価の区分線							
鹿角市	(基本料1世帯当たり1,990円) + (人員割料世帯人員1人当たり560円)	(m3)	-	1,990	税抜き	4,037									
※大館市	1,540 165.0 176 209 231.0	(m3)	10	1,540	税込み	3,190									
北秋田市 旧鷹巣町地区 旧森吉町地区 旧合川町地区	(基本料1世帯当たり1,500円) + (人員割料世帯人員1人当たり400円)	(m3)	-	1,500	税抜き	2,970									
旧阿仁町地区	1,300 140 150.0 160 170.0 180 190	(m3)	10	1,300	税抜き	2,970									
※上小阿仁村	(基本料1世帯当たり1,715円) + (人員割料世帯人員1人当たり572円)	(m3)	-	1,715	税抜き	3,774									
能代市	(基本料1世帯当たり1,830円) + (人員割料世帯人員1人当たり470円)	(m3)	-	1,830	税抜き	3,564									
※藤里町	1,320 132	(m3)	10	1,320	税込み	2,640									
※八峰町	1,650 165	(m3)	10	1,650	税込み	3,300									
※三種町	1,540 154.0 143.0 132.0 121.0	(m3)	10	1,540	税込み	3,080									
※秋田市	1,020 181 226 249 305 352 427	(m3)	10	1,020	税抜き	3,113									
※男鹿市	1,650 165 176 209 231	(m3)	10	1,650	税込み	3,300									
※潟上市 (旧昭和町地区)	1,320 176 198 209 242	(m3)	10	1,320	税込み	3,080									
※由利本荘市	125 156 177 198 220	(m3)	-	523	税込み	3,333									
にかほ市	1,100 110	(m3)	10	1,100	税抜き	2,420									
※従量制	1,540 168 178 210 242	(m3)	10	1,540	税込み	3,220									
定額制 (旧大曲市)	(基本使用料1戸当たり 2,520円) + (人員割料世帯人員1人につき 546円)	(m3)	-	2,520	税込み	4,158									
※定額制 (旧大曲市を除く)	(基本使用料1戸当たり 1,540円) + (人員割料世帯人員1人につき 546円)	(m3)	-	1,540	税込み	3,178									
※仙北市	770 110 143.0 154.0 165 176.0 187.0 198.0	(m3)	5	770	税込み	2,750									
美郷町	550 143	(m3)	5	550	税込み	2,695									
※横手市	700 140 149 158 167 176 185 194	(m3)	5	700	税抜き	3,179									
※湯沢市	1,327 174 185 195 205	(m3)	6	1,327	税込み	3,763									
羽後町	(基本料1世帯当たり1,425円) + (人員割料世帯人員1人当たり544円)	(m3)	-	1,425	税込み	3,057									

※ 公共下水道使用料と同じ

## (7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度

令和2年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所			し尿浄化槽		
			貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
※ 鹿角市	住宅リフォーム補助 工事費の20%(上限10万円※多子世帯「18歳未満の子が3人以上」は20万円)	1世帯当り80万円 3個以上の場合は1個30万円 (限度額150万円)	50ヶ月均等償還	市負担		汲取便所と同様		
大館市	住宅リフォーム緊急支援事業(下水道・農集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費30万円以上 : 対象工事費の上限20% 上限50万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
北秋田市	住宅リフォーム支援事業(30万円以上の工事で、工事費の10%。ただし、補助金が10万円を超えるときは、10万円)	1世帯当り100万円 供用開始から3年超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担		汲取便所と同様		
上小阿仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円	1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利子の1%を村が負担		(貸付制度なし)		
能代市	住宅リフォーム支援事業 ・対象工事費30万円以上:対象工事費の10%(ただし、補助金が20万円を超えるときは、20万円)	対象工事1件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 (供用開始3年内)		汲取便所と同様		
※ 藤里町	・加入奨励金:3~7万円 ・積立奨励金:1~3万円 ・資金対策助成金:1~4万円 ・環境浄化促進助成金(配管、樹、便器、既設便槽解体に助成)		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※ 三種町	住宅リフォーム助成事業(下限工事費20万円以上対象) ・対象工事費用の10% ・上限15万円	1戸当たり100万円 2箇所以上の場合は2箇所目から 1箇所40万円(限度額200万円) 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内元金均等償還	町負担		汲取便所と同様		
八峰町	八峰町住まいづくり応援事業(下水道・農集・漁集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費の15%を上限(上限30万円) 下水道新規接続の場合は一律10万円上乗せ	1世帯当り70万円以内 2箇所以上の場合は1箇所目から 1箇所40万円(限度額200万円) 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様		
秋田市	・1戸2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円 ※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、 1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、 1槽につき25万円以内 30ヶ月以内の元金均等償還	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
男鹿市			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※ 潟上市	・住宅リフォーム補助(工事費50万円以上対象) 工事費の10~30%(限度額15~40万円)		1戸当たり70万円以内 貸家アパート等は1戸25万円以内 (限度額100万円)	60ヶ月均等償還	市負担		汲取便所と同様	
由利本荘市	・住宅リフォーム資金助成事業 工事費の10%(15%補助、上限10万円(20万円) 条件:工事費総額が50万円以上であること。			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)	
にかほ市	住宅リフォーム推進事業補助金 ・一般型 工事費 5%又は最大10万円 ・子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 ・子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 ・空き家購入型 工事費10%又は最大20万円			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)	
※ 大仙市	下水道接続促進補助金 供用開始から3年以内の区域に限り、新規の接続工事に2万円の補助金	下水道接続促進補助金 ・単独処理浄化槽 汲取便所と同様 ・合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)	
※ 仙北市	・住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大10万円 子育て世帯は10%、最大20万円		仙北市水洗便所等改造資金融資あっせん制度(上限100万円)	50か月以内、元金均等償還	市負担		汲取便所と同様	
美郷町	既存住宅が新規に接続する際、美郷町内業者が施工する下水道接続工事の場合、接続工事費の1/3以内(補助限度額10万円)を助成		(貸付制度なし)				(貸付制度なし)	
※ 横手市			供用開始後3年以内 1世帯当り 120万円 供用開始後3年超 1世帯当り 80万円	最大72ヶ月までの均等償還	市負担		汲取便所と同様	
※ 湯沢市			工事1件当たり100万円以内 2箇所以上の場合は 1箇50万円以内 (限度額200万円) 供用開始後3年まで	72ヶ月以内元金均等償還	市負担		(貸付制度なし)	
羽後町	・高齢者世帯排水設備工事費助成 限度額 40万円(条件:65歳以上のみの世帯、分担金减免基準該当、個人負担 5万円/人) ・身体障害者世帯排水設備工事費助成 限度額 30万円(条件:1又は2級、3級1種及び4級1種の障害認定者が同居している世帯) ・住環境リフォーム助成 助成金額 30万円(条件:排水設備工事を含む住宅の増改築工事を実施。工事総額が100万円以上であること。)		1世帯当り 90万円以内 2箇所以上の場合は限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様	
	・浄化槽廃止助成(条件:浄化槽を廃止し 農集・排水施設に接続する世帯) ・設置後10年以上の合併浄化槽又は単 独浄化槽を所有 10万円							

※ 公共下水道の助成・貸付制度と同じ

## 7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等

### (1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表

実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 (地区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用開始 年 月	摘要
				着手	完了		
<b>【漁業集落排水施設】</b>							
男鹿市	男鹿市	入道崎	283	H10	H13	H14.1	
		門前	96	H21	H24	H25.4	
	若美町	(若美)	—	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続
	(市計)	2処理区	379				
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	1,028	H7	H14	H10.6	
	西目町	出戸	246	H2	H7	H8.4	
	(市計)	2処理区	1,274				
八峰町	八森町	岩館	687	H11	H20	H18.3	
[漁集施設 計]		5処理区	2,340				
<b>【林業集落排水施設】</b>							
横手市	大森町	武道	49	H8	H10	H10.12	
仙北市	西木村	中里	94	H12	H15	H15.3	
		相内潟	19	H9	H10	H11.3	
	(市計)	2処理区	113				
[林集施設 計]		3処理区	162				
<b>【簡易排水処理施設】</b>							
由利本荘市	岩城町	雪川	31	H5	H5	H6.4	
		下黒川	35	H11	H11	H12.4	
		六呂田	39	H12	H12	H13.4	
		泉田	42	H12	H12	H13.4	
		福俣	21	H13	H13	H14.4	
	(市計)	5処理区	168				
仙北市	西木村	潟尻	17	H11	H12	H13.3	
[簡易排水施設 計]		6処理区	185				
<b>【小規模集合排水処理施設】</b>							
横手市	大森町	矢走	17	H6	H6	H7.4	
由利本荘市	岩城町	下蛇田	37	H14	H14	H15.4	
		二夕子	21	H8	H8	H9.6	
		田代	26	H8	H8	H9.6	
	(市計)	3処理区	84				
にかほ市	仁賀保町	水沢	34	H7	H7	H8.5	
		上坂	39	H8	H8	H9.5	
		下坂	21	H11	H11	H12.5	
	(市計)	3処理区	94				
[小規模排水施設 計]		7処理区	195				
<b>漁集・林集・簡易・小規模 排水処理施設 合計</b>		21処理区	2,882				(公共下水道接続地区を除く。)

\*1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。

\*2 計画人口は、R2.3.31時点の計画処理人口である。

\*3 公共下水道接続地区は地区名を( )書きで表記。

## (2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率

(令和2年3月31日現在)

市町村名	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率	接続人口(人)	接続率	計画地区数	着手済地区数	供用済地区数
横手市	66	66	100.0%	65	98.5%	2	2	2
男鹿市	379	379	100.0%	344	90.8%	3	3	3
由利本荘市	1,526	1,526	100.0%	1,327	87.0%	10	10	10
にかほ市	94	94	100.0%	88	93.6%	3	3	3
仙北市	130	130	100.0%	93	63.6%	3	3	3
八峰町	687	687	100.0%	460	67.0%	1	1	1
計	2,882	2,882	100.0%	2,377	82.5%	22	22	22

\*1 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区(男鹿市1地区)を除く。  
但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

$$\text{整備率(%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

$$\text{接続率(%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

### (参考 事業区分別 整備率・接続率)

(令和2年3月31日現在)

市町村名	漁業集落排水					林業集落排水					簡易排水施設					小規模施設				
	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)
横手市						49	49	100	48	98						17	17	100	17	100
男鹿市	379	379	100	344	90.8															
由利本荘市	1,274	1,274	100	1,112	87.3						168	168	100	142	84.5	84	84	100	73	86.9
にかほ市																94	94	100	88	93.6
仙北市						113	113	100	77	68.1	17	17	100	16	94.1					
八峰町	687	687	100	460	67.0															
県合計	2,340	2,340	100	1,916	81.9	162	162	100	125	77.2	185	185	100	158	85.4	195	195	100	178	91.3

## 8. 合併処理浄化槽整備事業

### (1) 合併処理浄化槽整備事業概要

#### 《事業目的》

合併処理浄化槽整備事業の目的は、公共用水域の環境保全及び快適な生活環境の確保のために、公共下水道などの集合処理施設（下水道、集落排水）の整備によりがたい地域において、合併処理浄化槽の整備を促進し生活排水処理施設を普及させることである。

#### 《事業内容》

##### ○浄化槽設置整備事業（国庫補助事業 S62～、県費補助 H3～）個人設置型

###### 住居単位で設置、個人管理

個人で浄化槽を設置しようとする者に対し市町村が助成を行う場合に、その助成費用の一部を市町村に対して補助するもの。

##### ○浄化槽市町村整備推進事業（国庫補助事業 H6～、県費補助なし）市町村設置型

###### 集落単位を市町村で整備、市町村管理

市町村自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を図るものであり、個人設置型の事業とは異なり、市町村予算と国庫補助で事業が行われることから、住民負担の軽減が図られる仕組みとなっている。

#### 令和元年度 合併処理浄化槽整備事業概要

No	事業主体 市町村名	市町村設置型 ・ 個人設置型	循環型社会形成 推進交付金	地方創生污水 処理施設整備 推進交付金	設置 基数	人槽別内訳 上段:市町村設置型 下段:個人設置型									
						5人槽 5人槽	6～ 6～	8～ 8～	11～ 11～	16～ 21～	21～ 21～	26～ 31～	31～ 31～	41～ 51～	51～
1 秋田市															
2 能代市	市町村設置型	○		41	35	5					1				
3 横手市	個人設置型	○		23	22	1									
4 大館市	個人設置型	○		150	86	59	4	1							
5 男鹿市	個人設置型	○		34	28	6									
6 湯沢市	個人設置型	○		7	7										
7 鹿角市	個人設置型	○		46	34	11	1								
8 由利本荘市	個人設置型	○		25	20	5									
9 潟上市	個人設置型	○		35	29	4	2								
10 大仙市	個人設置型	○		9	3										
11 北秋田市	個人設置型	○		101	66	35									
12 にかほ市	個人設置型	○		17	11	4	2								
13 仙北市	個人設置型	○		21	17	4									
14 小坂町	個人設置型	○		2	2										
15 上小阿仁村															
16 藤里町															
17 三種町	個人設置型	○		7	7										
18 八峰町	個人設置型	○		1	1										
19 五城目町	個人設置型	○		6	6										
20 八郎潟町															
21 井川町															
22 大潟村															
23 美郷町	個人設置型	○		44	35	9									
24 羽後町	個人設置型	○		21	7	14									
25 東成瀬村	市町村設置型	○	2市村(1市1村)	47	37	8				2					
計	市町村設置型		17市町村(11市6町)	543	381	152	9	1							
	個人設置型		18市町村(11市6町1村)	590	418	160	9	1		2					
合 計															

#### 合併処理浄化槽整備事業経緯

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
個人設置型	実施市町村	18	18	17	17	17	19	19	20	20	21	20	20	20	19	19
	設置基数	1,221	1,135	1,028	935	932	930	828	797	860	637	708	710	664	610	543
市町村設置型	実施市町村	10	11	12	11	11	9	8	5	4	4	3	4	3	3	2
	設置基数	733	618	577	374	274	213	139	172	120	119	51	68	52	44	47
浄化槽 整備事業計	設置基数	1,954	1,753	1,605	1,309	1,206	1,143	967	969	980	756	759	778	716	654	590

\* 市町村合併 H17末 25市町村

\* 線越は、事業実施年度に計上

## (2) 法定検査の実施状況（第7条及び第11条検査）

浄化槽検査には、浄化槽法第7条に基づく浄化槽設置後の検査「7条検査」と浄化槽法第11条に基づく年1回の検査「11条検査」があります。「7条検査」は、新規に設置された浄化槽について行われ、「11条検査」は、既設浄化槽について行われます。浄化槽法の改正により、「7条検査」は、合併処理浄化槽のみとなっていますが、「11条検査」については、平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽も含まれます。

浄化槽の水質に関する検査の目的は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとされています。「7条検査」では、その機能をおおむね発揮した時点において、所定の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施するものであることとされ、「11条検査」では、適正な維持管理により所定の処理機能が確保されているかに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、定期的、継続的に実施するものであることとされています。

### 浄化槽法検査実施結果(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

#### ・ 第7条検査

都道府県名	検査対象基数		実施数		受検率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	1,517	1,516	1,484	1,484	97.8%	97.9%
青森県	1,608	1,608	1,607	1,607	99.9%	99.9%
岩手県	1,650	1,650	1,674	1,674	100.0%	100.0%
宮城县	1,992	1,992	1,992	1,992	100.0%	100.0%
秋田県	962	962	1,018	1,018	100.0%	100.0%
山形県	638	638	663	663	100.0%	100.0%
福島県	4,677	4,677	4,291	4,291	91.7%	91.7%
茨城県	4,617	4,617	4,627	4,627	100.0%	100.0%
栃木県	2,129	2,129	2,129	2,129	100.0%	100.0%
群馬県	5,023	5,023	5,153	5,153	100.0%	100.0%
埼玉県	6,909	6,909	6,109	6,109	88.4%	88.4%
千葉県	6,471	6,471	3,889	3,889	60.1%	60.1%
東京都	191	191	216	216	100.0%	100.0%
神奈川県	1,207	1,207	854	854	70.7%	70.7%
新潟県	1,582	1,582	1,441	1,441	91.1%	91.1%
富山県	256	256	256	256	100.0%	100.0%
石川県	564	564	564	564	100.0%	100.0%
福井県	386	386	386	386	100.0%	100.0%
山梨県	1,234	1,234	1,188	1,188	96.3%	96.3%
長野県	1,269	1,269	1,087	1,087	85.6%	85.6%
岐阜県	1,794	1,794	1,794	1,794	100.0%	100.0%
静岡県	7,030	7,030	6,349	6,349	90.3%	90.3%
愛知県	7,882	7,882	7,191	7,191	91.2%	91.2%
三重県	2,795	2,795	2,790	2,790	99.9%	99.9%
滋賀県	237	237	259	259	100.0%	100.0%
京都府	367	367	336	336	91.6%	91.6%
大阪府	874	874	874	874	100.0%	100.0%
兵庫県	658	658	737	737	100.0%	100.0%
奈良県	981	981	981	981	100.0%	100.0%
和歌山县	3,141	3,141	3,151	3,143	100.0%	100.0%
鳥取県	290	290	258	258	89.0%	89.0%
島根県	1,128	1,128	1,128	1,128	100.0%	100.0%
岡山県	2,651	2,650	2,651	2,650	100.0%	100.0%
広島県	3,228	3,228	3,220	3,220	99.8%	99.8%
山口県	1,790	1,790	1,516	1,516	84.7%	84.7%
徳島県	2,686	2,677	2,686	2,677	100.0%	100.0%
香川県	3,029	3,029	3,029	3,029	100.0%	100.0%
愛媛県	2,023	2,023	2,023	2,023	100.0%	100.0%
高知県	1,685	1,685	1,515	1,515	89.9%	89.9%
福岡県	3,772	3,772	3,772	3,772	100.0%	100.0%
佐賀県	1,247	1,247	1,247	1,247	100.0%	100.0%
長崎県	2,028	2,028	2,078	2,078	100.0%	100.0%
熊本県	2,796	2,796	2,681	2,681	95.9%	95.9%
大分県	2,903	2,903	2,903	2,903	100.0%	100.0%
宮崎県	2,448	2,448	2,331	2,331	95.2%	95.2%
鹿児島県	6,017	6,017	6,016	6,016	100.0%	100.0%
沖縄県	1,268	1,268	1,268	1,268	100.0%	100.0%
合計	111,630	111,619	105,412	105,394	94.4%	94.4%

#### ・ 第11条検査

都道府県名	検査対象基数		実施数		受検率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	63,078	46,635	54,196	44,148	85.9%	94.7%
青森県	105,752	40,693	50,939	32,034	48.2%	78.7%
岩手県	55,066	50,658	48,423	45,099	87.9%	89.0%
宮城县	70,745	47,571	64,167	46,964	90.7%	98.7%
秋田県	67,379	40,175	43,563	33,154	64.7%	82.5%
山形県	67,407	31,673	51,713	28,325	76.7%	89.4%
福島県	261,283	109,933	78,959	72,845	30.2%	66.3%
茨城県	233,331	145,179	94,965	76,937	40.7%	53.0%
栃木県	150,641	101,290	110,592	71,636	73.4%	70.7%
群馬県	302,043	126,143	225,242	102,360	74.6%	81.1%
埼玉県	465,100	218,756	82,746	69,748	17.8%	31.9%
千葉県	565,248	243,284	54,779	48,660	9.7%	20.0%
東京都	19,059	8,625	4,558	3,751	23.9%	43.5%
神奈川県	156,187	40,793	21,473	11,918	13.7%	29.2%
新潟県	182,681	52,715	130,398	42,741	71.4%	81.1%
富山県	42,808	12,780	14,266	9,196	33.3%	72.0%
石川県	52,495	22,306	23,432	14,416	44.6%	64.6%
福井県	42,430	17,354	19,371	11,524	45.7%	66.4%
山梨県	120,391	45,778	17,938	15,262	14.9%	33.3%
長野県	82,589	69,363	53,974	50,345	65.4%	72.6%
岐阜県	161,649	73,453	154,906	72,122	95.8%	98.2%
静岡県	484,344	171,463	97,549	90,021	20.1%	52.5%
愛知県	534,780	200,722	116,407	102,746	21.8%	51.2%
三重県	220,462	117,253	77,970	58,350	35.4%	49.8%
滋賀県	32,224	18,918	14,706	10,675	45.6%	56.4%
京都府	35,719	22,921	18,492	15,303	51.8%	66.8%
大阪府	127,894	47,213	13,421	10,511	10.5%	22.3%
兵庫県	81,731	43,638	51,505	36,137	63.0%	82.8%
奈良県	100,312	31,567	18,620	14,918	18.6%	47.3%
和歌山县	197,689	96,250	68,149	55,128	34.5%	57.3%
鳥取県	26,784	11,598	14,154	8,174	52.8%	70.5%
島根県	69,127	35,234	50,621	31,986	73.2%	90.8%
岡山県	166,012	104,394	149,705	98,792	90.2%	94.6%
広島県	162,630	92,139	114,910	72,659	70.7%	78.9%
山口県	111,630	62,456	60,052	38,123	53.8%	61.0%
徳島県	146,460	59,075	85,583	40,046	58.4%	67.8%
香川県	152,088	77,114	77,545	47,459	51.0%	61.5%
愛媛県	167,620	79,180	61,174	58,442	36.5%	73.8%
高知県	92,387	54,299	55,054	40,280	59.6%	74.2%
福岡県	175,629	129,532	120,532	102,601	68.6%	79.2%
佐賀県	53,973	35,798	43,206	32,732	80.1%	91.4%
長崎県	71,069	57,168	62,303	51,554	87.7%	90.2%
熊本県	136,073	80,894	88,967	64,686	65.4%	80.0%
大分県	146,474	77,460	64,495	57,110	44.0%	73.7%
宮崎県	135,719	71,652	74,352	48,492	54.8%	67.7%
鹿児島県	258,825	175,837	95,399	63,339	36.9%	36.0%
沖縄県	49,351	16,743	6,479	5,805	13.1%	34.7%
合計	7,204,368	3,515,675	3,101,950	2,159,254	43.1%	61.4%

### (3) 合併処理浄化槽施設 使用料【市町村設置型】

令和2年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系 (区分水量) 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000 (m <sup>3</sup> /月)	基本水量 (m <sup>3</sup> /月)	基本使用料 (円/月)	使用料体系 消費税 当り料金 消費税込 (円/20m <sup>3</sup> )	1ヶ月 20m <sup>3</sup> ・ (3人) 設置 基数 (国庫補助) (基)
					は基本水量(基本使用料)の区分線
大館市 (住家:人數制)	(1人6m <sup>3</sup> で算定した量に相当する従量制の金額。ただし、1人は、基本使用料 1,540円。)	(m <sup>3</sup> ) (円)	-	1,540 税込み	2,860
大館市 (非住家:従量制) ※公共下水道使用料と同じ	0 10 20 50 100 1,540 165 176 209 231	(m <sup>3</sup> ) (円)	10	1,540 税込み	3,190
北秋田市 (専用・併用住宅)	(月額使用料:5人槽 2,970円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	-	2,970 税込み	2,970
北秋田市 (事業所等)	(月額使用料:5人槽 3,505円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	-	3,505 税込み	3,505
能代市 (専用・併用住宅)	(月額使用料:5人槽 2,600円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	-	2,600 税抜き	2,860
能代市 (事業所等)	(月額使用料:5人槽 3,800円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	-	3,800 税抜き	4,180
藤里町	(月額使用料:5人槽 2,662円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	-	2,662 税込み	2,662
八峰町	(月額使用料:5人槽 3,140円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	-	3,140 税込み	3,140
秋田市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 30 50 100 500 1,000 1,020 181 226 249 305 352 427	(m <sup>3</sup> ) (円)	10	1,020 税抜き	3,113
潟上市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 30 50 100 1,320 176 198 209 242	(m <sup>3</sup> ) (円)	10	1,320 税込み	3,080
由利本荘市 ※公共下水道使用料と同じ	0 10 20 50 100 523 125 156 177 198 220	(m <sup>3</sup> ) (円)	0	523 税込み	3,333
大仙市 (旧西仙北町・旧協和町地区)	0 10 30 50 100 1,210 168 178 210 242	(m <sup>3</sup> ) (円)	10	1,210 税込み	2,890
仙北市	1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 8人 9人 10人 1,650 2,200 2,750 3,300 3,850 4,400 4,950 5,500 6,050 6,600 7,150 ※H25.11より料金統一	(m <sup>3</sup> ) (円)	-	1,650 税込み	3,300
横手市	(月額使用料:5人槽 5,500円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	-	5,500 税込み	5,500
湯沢市 (旧稻川町地区)	(月額使用料:5人槽 3,480円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	-	3,480 税込み	3,480
湯沢市 (旧皆瀬村地区)	(月額使用料:5人槽 3,480円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	-	3,480 税込み	3,480
東成瀬村	(月額使用料:5人槽 2,200円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	-	2,200 税抜き	2,420

## (4) 合併処理浄化槽 補助金制度

令和2年4月現在

市町村名	補助金交付限度額		補助金の対象
	個別処理計画区域内	集合処理計画区域内	
鹿角市	5人槽 351,000円 6~7人槽 441,000円 8~10人槽 588,000円		・専用住宅
小坂町	5人槽 717,000円 6~7人槽 939,000円 8~10人槽 1,330,000円		・専用住宅
大館市	5人槽 352,000円 6~7人槽 441,000円 8~10人槽 588,000円		・専用住宅
北秋田市	5人槽 469,000円 6~7人槽 588,000円 8~10人槽 784,000円		・専用住宅
上小阿仁村	5人槽 429,000円 6~7人槽 534,000円 8~10人槽 706,000円		・専用住宅
能代市	5人槽 442,000円 6~7人槽 561,000円 8~10人槽 738,000円		・専用・併用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
藤里町	5人槽 352,000円 6~7人槽 441,000円 8~10人槽 588,000円		・専用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
三種町	5人槽 610,000円 6~7人槽 700,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八峰町	5人槽 352,000円 6~7人槽 441,000円 8~10人槽 588,000円		・専用・併用住宅
男鹿市	5人槽 352,000円(550,000円) 6~7人槽 441,000円(549,000円) 8~10人槽 588,000円(615,000円)	※( )「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者	・専用住宅
潟上市	5人槽 352,000円(550,000円) 6~7人槽 441,000円(549,000円) 8~10人槽 588,000円(615,000円)	※( )「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者	・専用住宅及び店舗等併用住宅
五城目町	5人槽 550,000円 6~7人槽 549,000円 8~10人槽 615,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八郎潟町	5人槽 550,000円 6~7人槽 549,000円 8~10人槽 615,000円		・高度処理浄化槽のみ対象 ・既存単独処理浄化槽を撤去した場合、撤去に要した費用のうち90,000円を超えない範囲の額を加算する
井川町	5人槽 550,000円 6~7人槽 549,000円 8~10人槽 615,000円		・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
由利本荘市	5人槽 560,000円 6~7人槽 701,000円 8~10人槽 949,000円	5人槽 352,000円 6~7人槽 441,000円 8~10人槽 588,000円	・専用住宅
にかほ市	5人槽 352,000円 6~7人槽 441,000円 8~10人槽 588,000円	又は上記人槽の工事費の40%のいすれか小さい額	・専用住宅(処理対象人員5人以上10人槽以下の合併処理浄化槽)
大仙市	5人槽 411,000円(352,000円) 6~7人槽 514,000円(441,000円) 8~10人槽 686,000円(588,000円)	※( )市内以外の業者が施工する場合	・専用住宅
仙北市	5人槽 402,000円 6~7人槽 491,000円 8~10人槽 638,000円		・専用住宅
美郷町	5人槽 402,000円(422,000円) 6~7人槽 491,000円(511,000円) 8~10人槽 638,000円(658,000円)	※( )町内業者による施工の場合	・専用住宅等 (50人槽以下の合併処理浄化槽)
横手市	5人槽 452,000円 6~7人槽 541,000円 8~10人槽 688,000円		・専用住宅
湯沢市	5人槽 484,000円 6~7人槽 606,000円 8~10人槽 814,000円		・専用住宅
羽後町	5人槽 352,000円(652,000円) 6~7人槽 441,000円(741,000円) 8~10人槽 588,000円(888,000円)	※( )身体障害者世帯及び高齢者世帯	・専用住宅

※1.補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は、上記表のとおりである。

※2.交付対象は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域、農業集落排水事業等の事業採択を受けた区域及び個別排水処理施設整備事業対象区域を除いた地域。

※3.高度処理浄化槽:窒素除去能力を有するもの(放流水の総窒素濃度が20mg/L以下の機能を有するもの)をいう。

※4 12市町村で独自の嵩上げ補助を行っている。

のんびりできる？



## 「あきたの下水道」～資料編～

令和2年10月

編集・発行 秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

〒018-8570 秋田市山王4丁目1番1号

TEL 018(860) 2461 (調整・環境整備班)  
2462 (広域・共同推進班)  
2465 (経理班)  
2463 (流域第一班)  
2464 (流域第二班)

FAX 018(860) 3813  
E-mail gesuido@pref.akita.lg.jp